

# 犯罪被害者支援 ハンドブック

茨城県



## 犯罪被害者支援ハンドブック作成にあたって

茨城県では、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指して、犯罪に強い社会環境づくりを進めるとともに、犯罪の被害に遭われた本人やその家族の方々が再び平穏な生活が送れるよう、犯罪被害者相談窓口の開設など各種施策を推進しています。

犯罪被害者等のための施策は、誰もが、必要な時に必要な場所で適切に受けられるよう、途切れのない支援等を実施していくことが必要であり、その実現には、国、地方公共団体及び民間支援団体をはじめ、広く犯罪被害者等の支援に携わる機関・団体全体で取り組んでいく必要があります。

そこで、茨城県では、平成22年2月に国や地方公共団体、民間支援団体等の関係機関・団体と連携して犯罪被害者等への支援を行う際の留意点や連携方法等についてまとめた「犯罪被害者支援ハンドブック」を作成・発行したところですが、各機関・団体等の取組状況について最新の情報を掲載するため、平成30年2月改訂版を改めて作成しました。

実際に支援に携わっている関係機関・団体だけではなく、身の回りの方が被害に遭われた際など広くご活用いただければ幸いです。

今後とも、犯罪被害者等がどの機関・団体等を起点として、必要な情報提供及び支援等を途切れることなく受けられるためにこのハンドブックが活用され、関係機関・団体が一体となって犯罪被害者等への支援が行われるよう、関係者の方々のご理解・ご協力をお願いします。

平成30年3月

### 【作成等に関するお問い合わせ】

茨城県生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話番号：029-301-2842

犯罪被害者相談窓口：029-301-7830

FAX：029-301-2848

Email：seibun6@pref.ibaraki.lg.jp

### 【ハンドブック活用に当たっての留意点】

- ① 編集にあたっては、施設の所在地、その他の内容について一部省略したものもありますが、ご了承願います。
- ② 市町村の制度は、市町村によって事業を実施していないこともありますので、詳細は、各市町村にお問い合わせください。
- ③ このハンドブックは、制度の概要等を掲載しましたが、詳しくは各担当機関にお尋ねください。
- ④ このハンドブックは、原則として平成30年2月末現在の内容で掲載しています。編集時以後変更のある場合がありますので、御注意ください。
- ⑤ 本文において、以下の記号等を使用していますのでご注意ください。
  - ア「2. 支援に携わる際の留意事項」(2) 及び「5. ニーズに応じた解決手段」
    - =原則すべての人が対象となる支援等   ★=対象要件がある支援等
  - イ「4. 各機関・団体における支援業務」
    - ・ の支援・制度は、犯罪被害者等に特化した支援・制度

## 目 次

1. 犯罪被害者等の抱える様々な問題	1
(1) 犯罪被害者等の置かれた状況	1
①直接的被害	1
②事件後に直面する状況	1
(2) 具体的に困難な状況	2
①心身の不調	3
②生活上の問題	4
③周囲の人の言動による傷つき	5
④加害者からの更なる被害	7
⑤捜査、裁判に伴う様々な問題（負担）	7
<b>参考</b> 捜査、裁判の流れ	8
2. 支援に携わる際の留意事項	12
(1) 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項	12
①基本的な支援対応の流れ	12
②具体的な対応のあり方	12
《具体的な対応にみる留意点》	14
《支援者自身のケア》	15
(2) 被害類型別特徴と対応上の留意点	16
【殺人等遺族への対応】	16
【犯罪行為により傷害（障害）を負った人への対応】	19
【交通事故に遭った人への対応】	21
【性犯罪に遭った人への対応】	23
【配偶者からの暴力を受けた人への対応】	25
【ストーカー被害に遭った人への対応】	28
【虐待された子どもへの対応】	30
3. 様々なニーズに対応するための関係機関・団体の連携	32
(1) 関係機関・団体における連携の必要性	32
(2) 関係機関・団体の連携の実際	33
①基本的な連携の流れ	33
②連携の際の留意点	36

4. 各機関・団体における支援業務	37
〈総合的な対応〉	38
〈司法関連〉	60
〈刑事施設・保護観察所等〉	71
〈人権・外国人対応〉	76
〈医療・福祉〉	79
〈就労関連〉	86
〈女性・子ども〉	88
〈交通事件〉	96
〈その他〉	101
5. ニーズに応じた解決手段	103
(1) 総合的相談	103
(2) 心身の不調	103
(3) 生活上の問題	103
(4) 加害者に関すること	108
(5) 捜査、裁判に伴う問題	110
参考資料	
● 関係機関・団体一覧	113

## 1. 犯罪被害者等の抱える様々な問題

現在の社会では、犯罪の被害を受けた人、その家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という<sup>1</sup>。）の抱える困難（苦しみ、つらい気持ちなど）について、十分に理解されているとはいえない状況があり、支援者の中にも、多くの無理解や誤解があります。

このような中で、犯罪被害者等の立場に立った適切で効果的な支援を進めていくためには、犯罪被害者等が実際にいかなる体験をし、どのような思いを抱き、何に苦悩しているかを知っておく必要があります。また、何に注目して支援すべきかを適切に判断するためにも、犯罪被害者等が直面する困難を知る必要があります。

### (1) 犯罪被害者等の置かれた状況

#### ① 直接的被害

犯罪被害者等は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為。以下同じ）により、生命を奪われる（家族を失う）、身体を傷つけられる、金銭など財産を奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けます。

そして、事件時の直接的な被害に加え、心にも大きな深い傷を受けます。この心の傷は、すぐに回復することは困難です。

#### ② 事件後に直面する状況

事件後に直面する困難な状況は、犯罪被害の種類や状況、犯罪被害者等の状況（ライフスタイル、性別、年齢、心身の状況、家族構成等）などによって様々ですが、ここでは、概括的に一般化して紹介します。



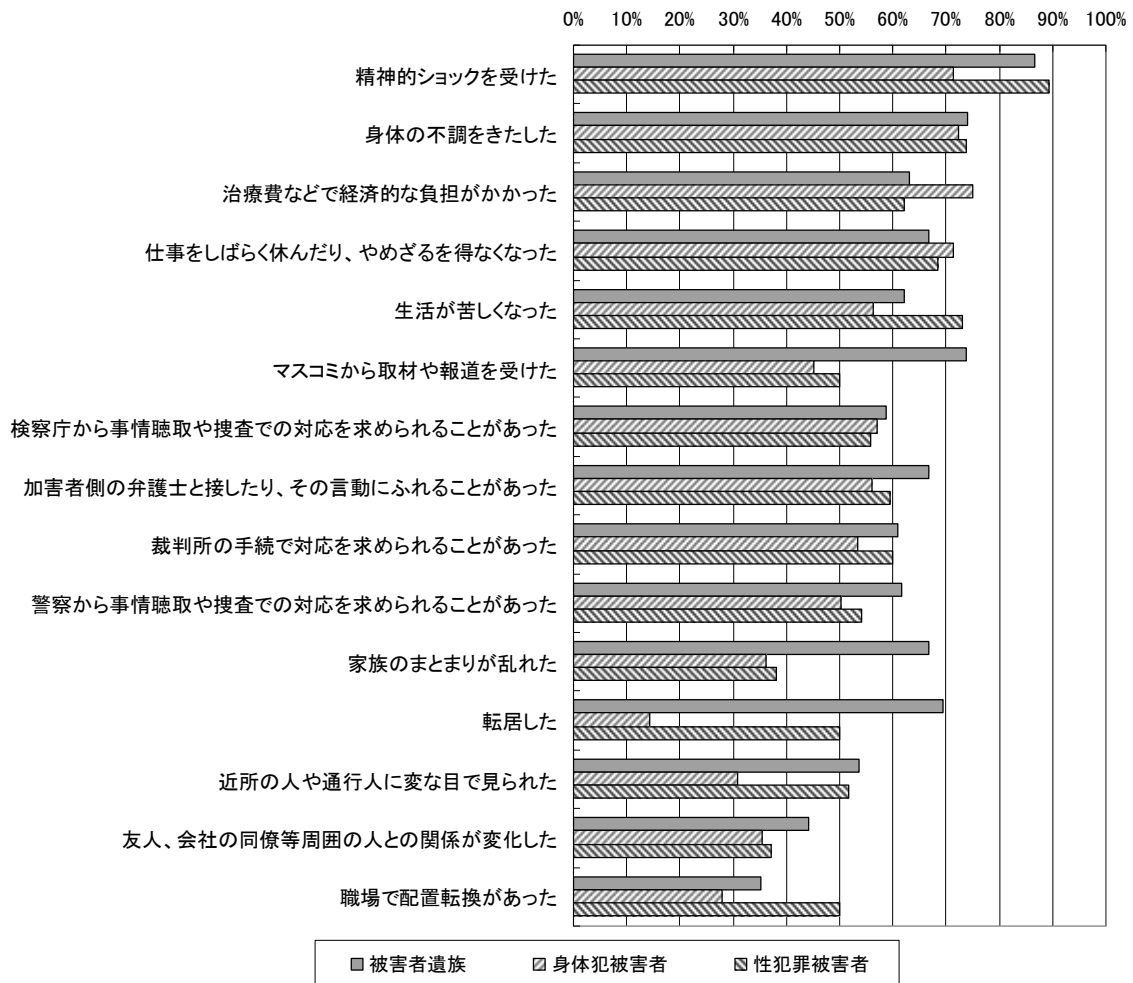
<sup>1</sup> 事件を目撃するなどした人も、同様に様々な困難を抱えることがあり、適切に支援をしていく必要があります。

## (2) 具体的に困難な状況

多くの犯罪被害者等が、事件後は、生活環境の変化を感じ、つらい気持ちを抱えながら暮らしています。

### <事件後の状況>

(被害者遺族、身体犯被害者、性犯罪被害者について、事件後に下記のような出来事があったとする被害者等のうち、当該出来事を「被害の一部であると非常に強く思う」と回答した者の割合)



平成14年「犯罪被害者実態調査報告書」(犯罪被害実態調査研究会)を基に作成



## ①心身の不調<sup>2</sup>

### 【直後】

あまりに突然の予期できないことについては、人間は対処できません。体も心も頭も動かないものなのです。その場に立ちすくんでしまうような状況になります。

その結果、次のような反応が見られます。

- 信じられない、現実として受け止められない
- 感情や感覚が麻痺してしまうために恐怖や痛みをあまり感じない
- 頭の中が真っ白になる、何も考えられない、ぼうっとする
- 周りのことが目に入らない、注意集中できない
- 自分が自分でないような気持ちがする
- 現実感がない、夢の中のような感じがする
- 事件の時のことがよく思い出せない
- 様々な気持ち（恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち）がわいてくる
- 自分が弱い、何も対処できないという気持ちが強くなる
- 気持ちが落ち込んだり、沈み込んだりしてしまう
- 体の反応がある  
(どきどきする、冷や汗をかく、手足に力が入らない、手足が冷たい、過呼吸になる)

※ 周りからは、ぼうっとして見えたり、逆に落ち着いているように見えるために、犯罪被害者等が混乱していることがよく理解されないこともあります。

### 【中長期】

被害直後のショックが落ち着いた後も、様々な症状や反応が出てくる場合があります。

<精神的な不調の例>

- 気持ちがひどく動揺し、混乱していると感じる
- 気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる
- 事件に関することが頭の中によみがえってくる
- 神経が興奮して落ち着かない

<身体的な不調の例>

- 眠れない
- 頭痛やめまい、頭が重い
- 吐き気、嘔吐、胃がむかむかする、食欲がない、下痢をする、便秘になる
- 身体がだるい、疲れやすい、微熱がでる
- お腹や身体のその他の部分が痛い
- 生理がない、月経周期の異常、月経痛がある

### 【子ども】

言葉でうまく表現できないために、理解されづらく勘違いされる場合もありますが、概して下記のような様々な行動や反応を示す場合があります。

- 突然不安になり興奮する
- なんとなくいつもびくびくする

<sup>2</sup> 犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ (<http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/index.html>) 参照。

- 頭痛、腹痛、吐き気、めまい、息苦しさ、頻尿等を訴える（身体の病気でなくても起きます。）
- 著しい赤ちゃん返りがある、夜尿・指しゃぶりが始まる
- 表情の動きが少なく、ぼうっとしている
- 集中力がなくなる、上手にしゃべれない
- 家族や友達と関わりたがらない、遊ばなくなる
- 親への反抗、不登校、非行（性非行を含む）が始まる など

※ このような反応は、時間とともに軽くなっていく場合もありますが、日常生活に支障をきたしている場合は、医療機関等に相談することを勧めることも重要です（P. 101 参照）。

#### コラム —犯罪被害者等に現れることが多い精神疾患—

被害後、一時的な精神反応にとどまらず、下記のような疾患をきたす場合があります。

##### PTSD

再体験症状（フラッシュバック、悪夢など）や、回避・麻痺症状（事件に関連することを避ける、感情が感じられないなど）、覚醒亢進症状（眠れない、些細なことに過剰に驚くなど）が続く状態となります。

##### うつ病

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなり苦痛を感じます。疲れやすくなり、食欲がなくなったり、眠れなくなるなど、日常の生活に支障が現れます。

##### パニック障害

突然動悸が激しくなり、息苦しくなります。めまいや冷や汗、手足に震えがきて心臓発作を起こしたかのように思い、死ぬのではないかという恐怖に襲われます。このような発作がいつ起こるのかと不安で外出することが困難になったりします。

## ②生活上の問題

### ・ 仕事上の困難

精神的・身体的被害のために、仕事上で小さなミスが増えたり、仕事の能率が落ちたり、職場の同僚との関係がうまくいかなくなることがあります。また、治療のための通院や捜査・裁判手続のためのやむを得ない欠勤などが続くと、周囲に気兼ねをすることになりがちです。

このような状況について職場で理解を得られず、仕事を辞めざるを得ない場合があります。

### ・ 不本意な転居など住居の問題

犯罪被害のために、転居をしたり、自宅以外に居住場所が必要になることがあります。その理由は、様々です。

- 自宅が事件現場になり、再被害の恐れが強い（特に犯人が逮捕されていない場合）
- 近隣のうわさなどによる耐え難い精神的な苦痛がある
- 同居する家族から暴力等の被害を受け、安全な場所に避難する必要がある
- 放火により、自宅に居住できなくなる
- 自宅が事件現場になったため、捜査上の要請などにより一時的に自宅を使用できなくなる

### ・経済的な困窮（問題）

直接的被害のほか、犯罪被害により生計維持者を失う場合や犯罪被害による受傷・精神的ショックのため生計維持者の就業が困難になる場合など、収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。生計維持者が死亡した場合、相続関係が確定しないため、その銀行口座は凍結されることがあり、そうすると遺族は現金を引き出すことができず、当面のお金の工面に困ることになります。

犯罪被害直後には、警察や病院などに急行するためのタクシー代、亡くなった場合の葬祭費などの当面の出費、治療のための医療費などが発生します<sup>3</sup>。さらに、長期療養や介護が必要な場合には、将来にわたって経済的に負担がかかることもあります。

また、裁判所に出向くたびに交通費や、場合によっては宿泊費がかかるほか、訴訟記録の写しを得るための複写代、弁護士を依頼した場合の費用など、予期しない出費が必要となる場合もあります。

たとえ損害賠償請求に係る民事裁判で勝訴しても、加害者に支払い能力が無い場合には、損害賠償金を受け取ることはできず、何の補償も受けることができないおそれがあります。

### ・家族関係の変化

犯罪被害を受けた本人ばかりでなく、家族もショックを受けて、お互いを支えあうという精神的な余裕を失いがちです。また、家族各人のストレスの感じ方、被害についての捉え方や考え方はそれぞれで、感情の表し方や対処方法も異なるため、家族の中でいさかいが生じたり、家族関係に危機をもたらしたりします。場合によっては、家族崩壊に至ることすらあります。

犯罪被害者が子どもで、きょうだいがいる場合には、親がきょうだいに十分な愛情を注ぐ余裕がなくなり、後にきょうだいへの影響が出てくる可能性もあります。

## ③周囲の人の言動による傷つき

### ・近隣や友人、知人の言動

犯罪被害者等は社会的に保護されているといった誤解や、被害者支援に関する情報不足などから、周囲の人たちからの支援を受けられず、社会的に孤立してしまい、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

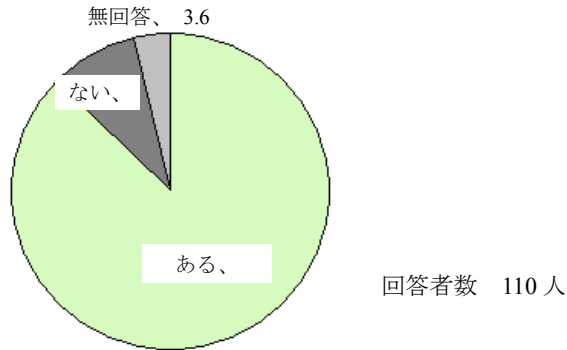
支援を受けられないだけでなく、周囲の人たちから中傷や興味本位の質問をされたり、決して金銭を求めて起こす民事裁判ではないのに「お金が欲しいだけ」などという誤った見方をされたりすることもあります。また、「早く元気になって」といった心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

<sup>3</sup> これまで、犯罪被害に関しては医療保険が利用できないとの誤解もありましたが、法律上、医療機関が保険診療を拒否することはできません。もしそのような事例があれば、地方厚生（支）局に報告してください。

また、犯罪被害等により収入が途絶え、国民健康保険料（税）の支払いが難しい場合は、住居地の市町村に相談してください。

<周囲の人から受けた二次的被害の認識>

今までに、周囲の人から二次的被害（事件に関連したことで傷つけられるような出来事）を受けたことがありますか？



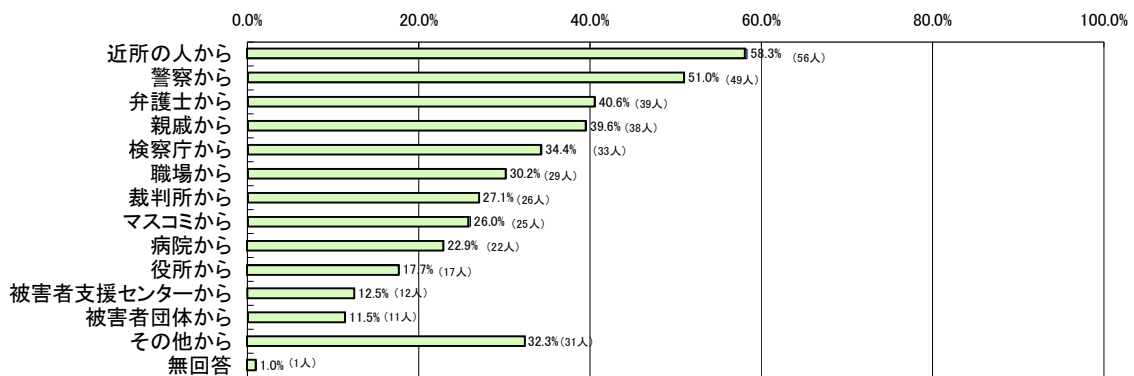
「平成 18 年度被害者支援調査研究事業—犯罪被害者遺族へのアンケート調査結果から—」  
 (社団法人被害者支援都民センター) より

・支援者

日々被害者支援に携わっている機関・団体の対応であっても、事件によって疑心暗鬼になっている犯罪被害者等にとっては、必ずしも納得の行く支援を受けたと感ずることができるわけではありません。事務的な対応など犯罪被害者等の心情に配慮しない言動、説明不足や不適切な情報提供などにより、精神的に傷ついてしまい、更には人や社会への不信を募らせることにもなります。

<二次的被害を受けた相手>

二次的被害を受けた相手は？



「平成 18 年度被害者支援調査研究事業—犯罪被害者遺族へのアンケート調査結果から—」  
 (社団法人被害者支援都民センター) を基に作成

#### ④加害者からの更なる被害

多くの犯罪被害者等は、加害者からの報復など危害が加えられるのではないかとという不安や恐怖にさいなまれています。

「加害者からの謝罪が全くない」、「加害者に反省の態度がみられない」、「裁判の中で、加害者が責任逃れの主張をする」などの事態に接すると、犯罪被害者等の苦痛は更に大きくなります。被害者が亡くなっている場合は特に、「加害者が事実と異なることを主張する」こともあります。

このように、加害者やその家族らの不誠実な言動に苦しめられることもあります。

#### ⑤捜査、裁判に伴う様々な問題(負担)

捜査や裁判にあたり、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをします。

捜査の過程では特に、事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず、当事者である犯罪被害者等が捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くことがあります。

さらに、警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置く、加害者の弁護士から、「被害者に問題がある」といった主張がされるなどの精神的負担を強いられることもあります。

損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされるほか、とりわけ弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向き合う可能性もあり、そのような場合には心身ともに更なる負担を与えられるのみならず、訴訟に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られないなどの多くの困難に直面することもあります。

#### 参考 一被害に遭われた方の手記一

犯罪被害者等の置かれた状況をよりよく知るためには、被害に遭われた方のお話を聞いたり、手記を読んだりすることが重要です。手記集は、様々な機関・団体で作成されていますが、ここでは、内閣府犯罪被害者等施策推進室ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/hanzai/index.html>) に掲載されている手記を紹介します。

- ・「犯罪被害者白書」コラム
- ・「犯罪被害類型別継続調査 調査結果報告書」
- ・「私たちにできること」

## 参考 捜査、裁判の流れ

### ①一般的な刑事手続の流れ

刑事手続とは、犯人を明らかにして犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続のことを言い、「捜査」⇨「起訴」⇨「裁判」のプロセスをとります。

※加害者が少年（20歳未満）の場合には、手続などに違いがあります。

### ②捜査

捜査とは、犯人を発見、確保し、証拠を収集するなどによって、犯罪事実を明らかにすることを言います。捜査機関によって犯罪の嫌疑があるとされている者であって、まだ起訴されていない者を法律上「被疑者」と言います。一般に、警察は、逃走や証拠隠滅のおそれがある場合などには、被疑者を逮捕して捜査を行い、48時間以内に事件を検察官に送ります<sup>4</sup>。これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して勾留の請求を行います。裁判官がその請求を認めた場合、被疑者は通常10～20日間勾留されることとなります。そして、被疑者が勾留されている間に、捜査機関は様々な捜査を行います。

### ③起訴

検察官は、警察官から送られた書類や証拠品と検察官自ら犯人を取り調べた結果などを検討し、被疑者を刑事裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」と言います<sup>5</sup>。

※起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する「公判請求」、書面審理だけの裁判を請求する「略式命令請求」などがあります。

### ④裁判

被疑者が起訴され、裁判が開かれる日（これを「公判期日」と言います。）が決められた後、裁判所で審理が行われ、判決が下されます。刑事事件に関して起訴され、その裁判がまだ確定していない者を「被告人」と言います。検察官や被告人が、判決の内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所に訴えることとなります。

※一定の犯罪については、犯罪被害者等は刑事裁判へ参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる場合があります（被害者参加制度：P.66参照）。

### ⑤刑事手続と民事手続

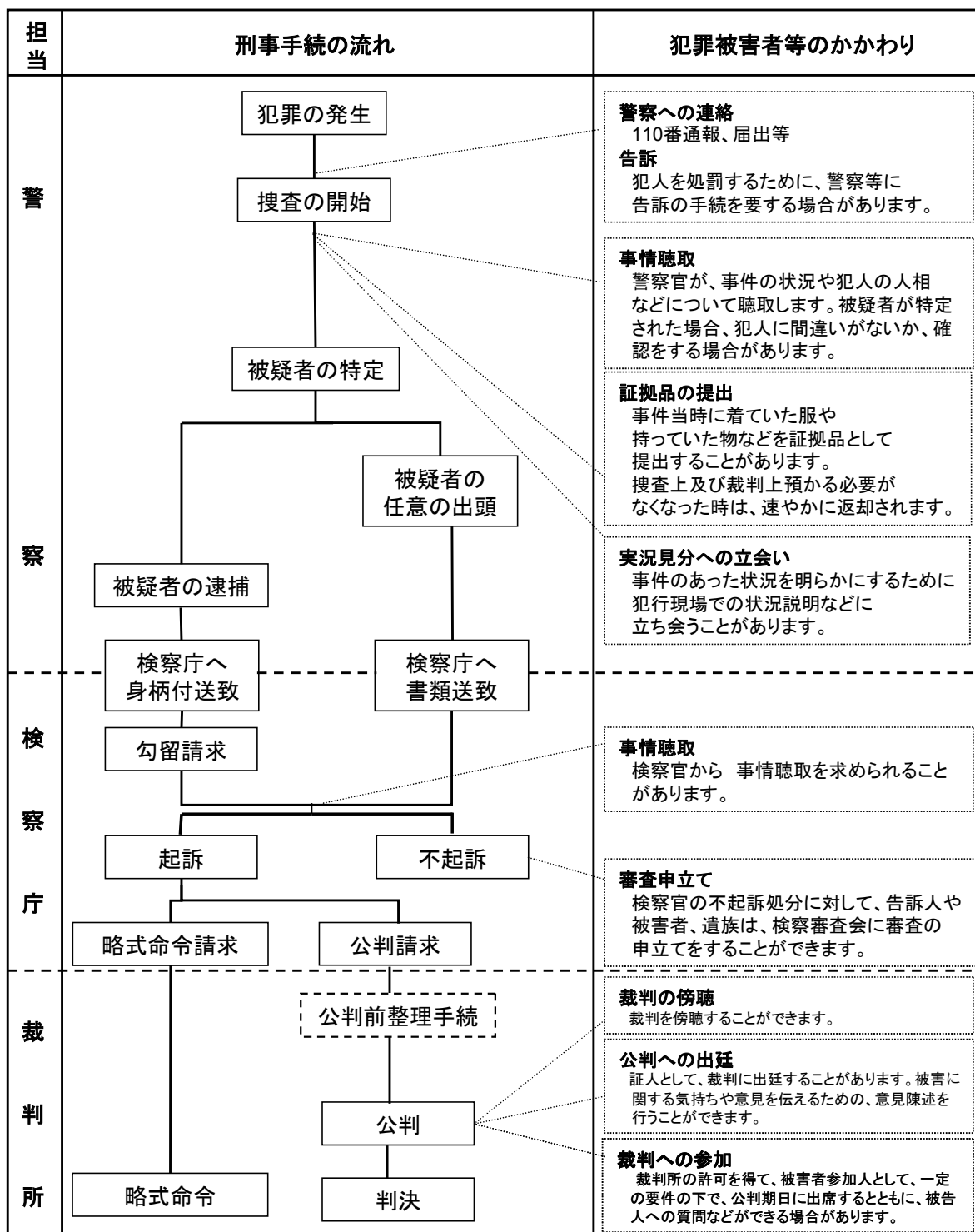
刑事裁判で犯人の有罪が確定しても、刑罰が決まるだけで犯人から賠償金や慰謝料などが支払われるわけではありません。財産的損害、精神的損害の賠償を求める場合は、民事上の損害賠償請求を行う必要があります。

なお、一定の犯罪については、刑事裁判所が刑事事件について有罪の言渡しをした後、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について審理・決定をすることができます（損害賠償命令制度：P.61参照）。

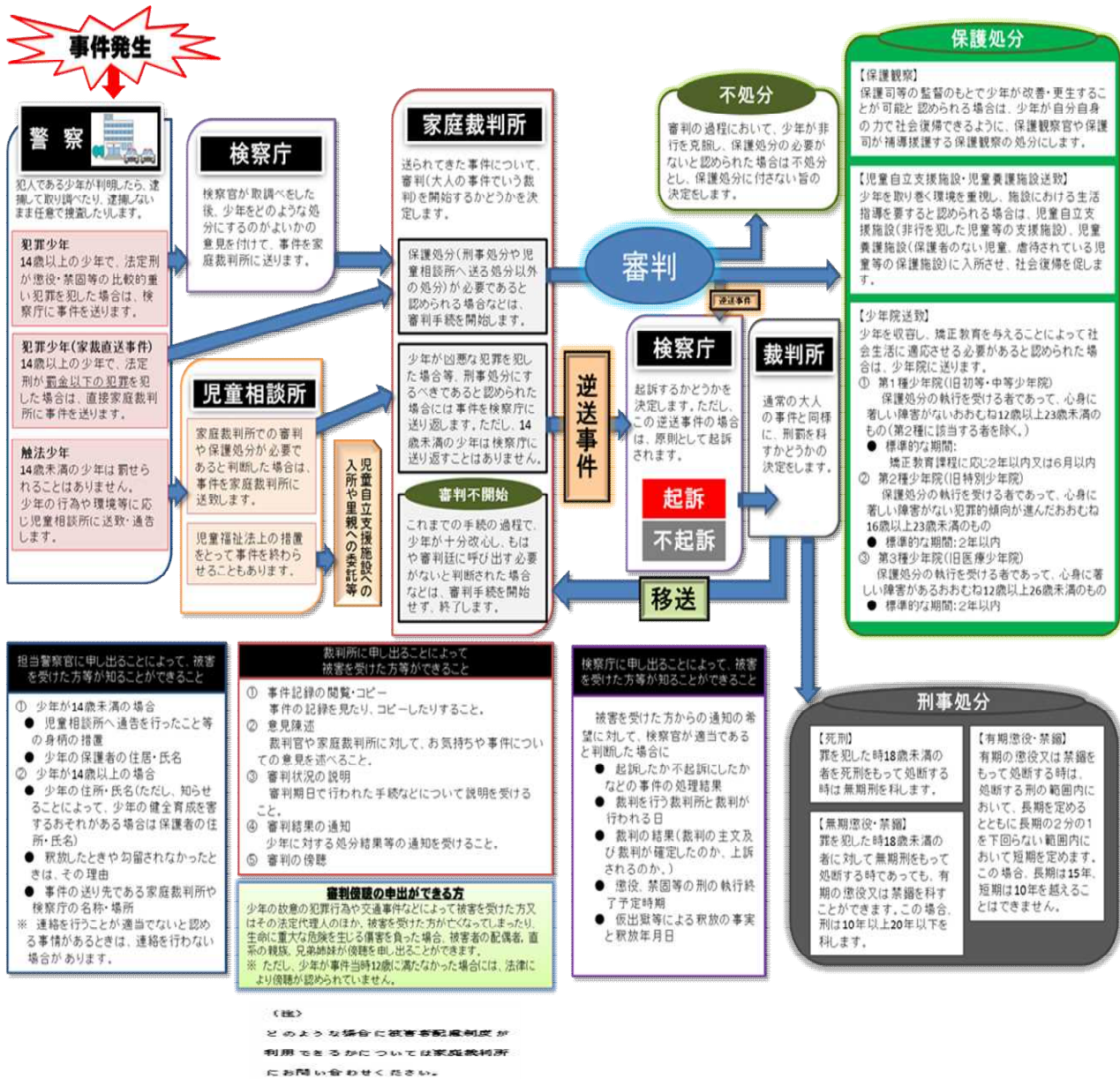
<sup>4</sup> 被疑者の身柄を拘束せずに捜査が行われる場合もあります。また逮捕された場合でも、場合によっては、検察庁に送られる前に被疑者が釈放されることもあります。なお、検察官等が被疑者を逮捕する場合もあります。

<sup>5</sup> 逮捕され、引き続き勾留されたとしても必ず起訴されるわけではなく、不起訴になることもあります。不起訴になれば、被疑者は釈放されます。

<一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり>

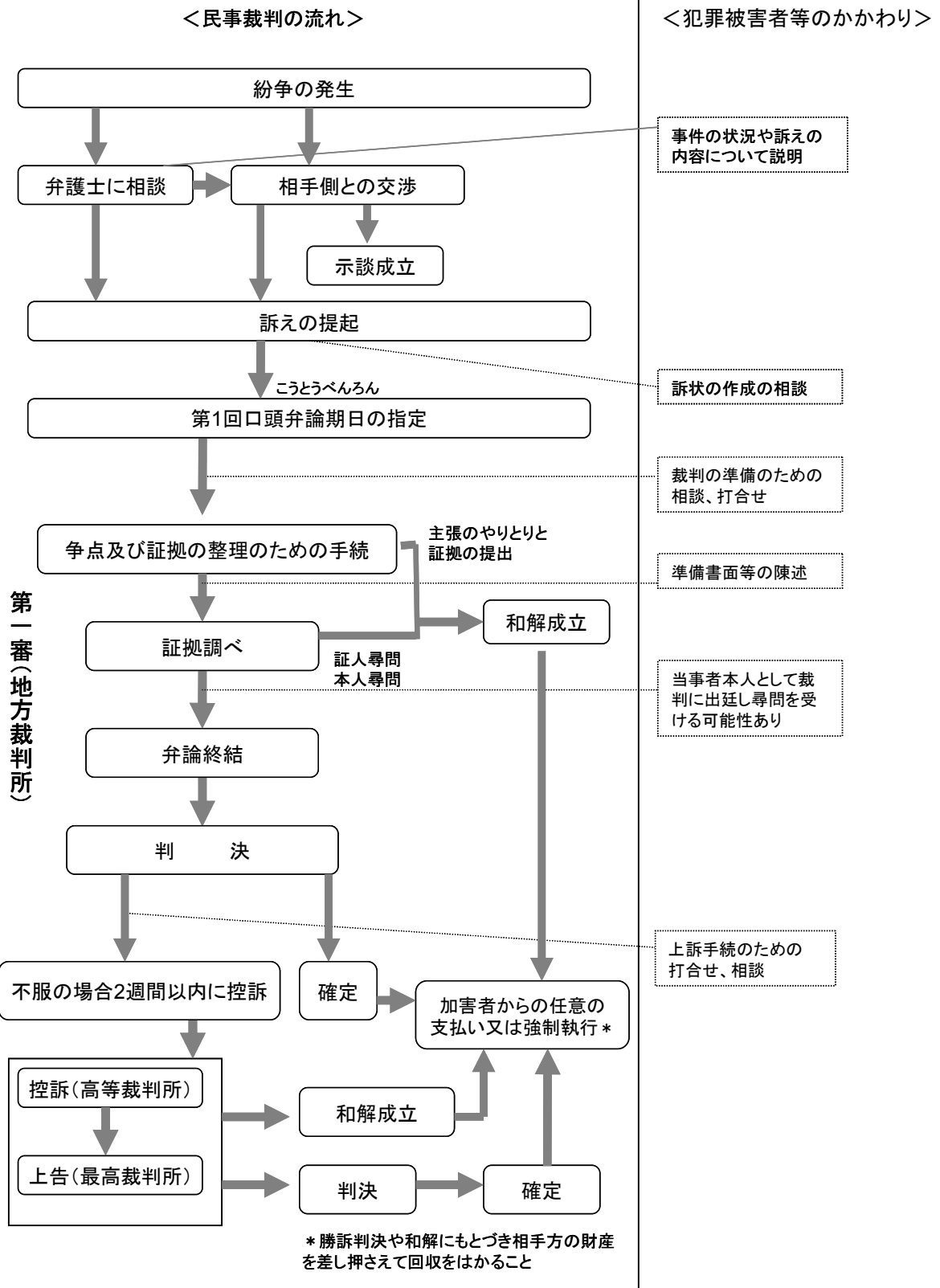


＜少年の審判手続及び刑事手続の流れ(概要)と犯罪被害者等のかかわり＞





＜民事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり＞



## 2. 支援に携わる際の留意事項

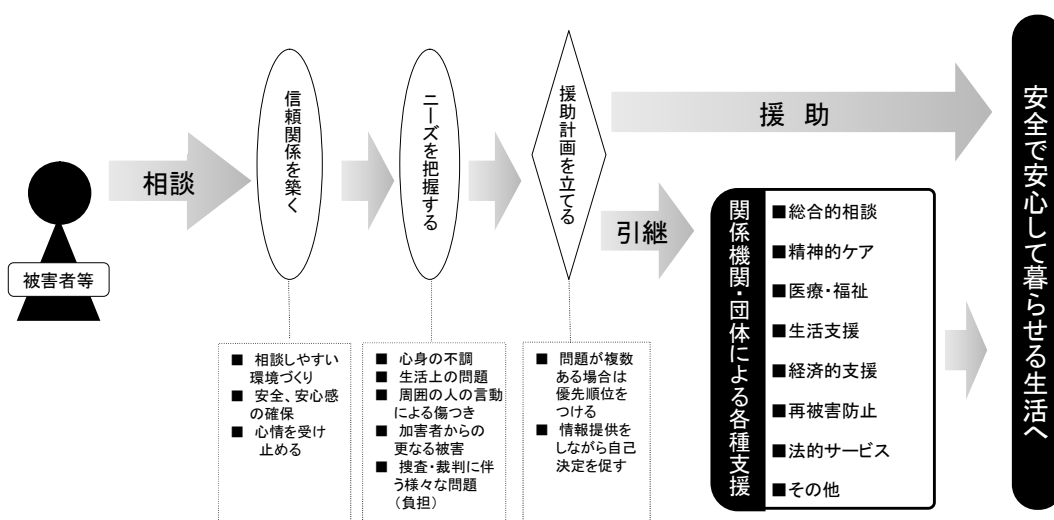
「1」にあるとおり、犯罪被害者等は、突然の被害に遭い、大変な混乱の中にいます。しかし、一方で、犯罪被害者等は、被害に遭うまでは家族や友人に囲まれて通常の生活を送っていた同じ市民です。

支援者は、犯罪被害者等の本来もっている力（物事への対処方法、社会的つながり）を最大限に尊重し、それらの力が損なわれないような支援を行いましょう。

### (1) 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項

#### ① 基本的な支援対応の流れ(チャート)

犯罪被害者等の相談対応から支援実施までの基本的な流れは、以下のとおりです。



#### ② 具体的な対応のあり方

##### ● 相談しやすい環境をつくる

- ・ 来談時には、犯罪被害者等が衆目にさらされないよう相談場所に配慮したり、人前で不用意に名前を呼ばないようにする。
- ・ 電話相談の場合には、周囲の会話や笑い声等が入らないようにする。
- ・ 犯罪被害者等の状況や希望に応じて、例えば加害者が男性であって男性に対する恐怖心が強い場合は女性に対応するなど、犯罪被害者等の状況や希望に応じて、担当者の選定に配慮する。

##### ● 安全確保を優先する

- ・ 「今、安全かどうか（ここが安全と感じることができるかどうか）」、「今、話をしているでも大丈夫か」を最初に確認し、必要に応じて、しかるべき機関（警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等）につなぐ。

##### ● 相談内容を受け止める

- ・ 犯罪被害者等の話を丁寧に聞き、気持ちをそのまま受け止める。発言内容を評価したり、安易に決めつけたりしない。感情を否定しない。
- ・ 被害の状況を人と比べない。（被害に遭った苦痛には他の人との軽重はない）

- ・ 自責感を助長させない。(犯罪被害者等は自分を責めている場合がある)
  - ・ 安易に励まさない、安易に慰めない、強くなることを勧めない。(相手の心情に沿わない安易な助言は逆に傷つける)
  - ・ 話をせかささない、さえぎらない。(心に傷を受けた犯罪被害者等にとっては、話すこと自体が大変であったり、苦痛である場合がある)
- 相談相手の状況を整理しつつ、そのニーズを的確に把握する
- ・ 犯罪被害者等が、自分がどうしたいのかわからない場合には、「今、一番心配なこと、困ったことは何か」、「日常生活はどうしているか」ということを話し合いながら明確にし、適切な情報提供を行っていく。
- 援助計画を立てる
- ・ 所属機関・団体ができる支援内容を明らかにする。(さらに、それを支援早期の時点で犯罪被害者等に伝えることが重要である。過度の期待を抱かせることは、結果的に犯罪被害者等の失望・不信を強めることになりかねない。)
  - ・ 問題が複数ある場合は優先順位をつける。
- 問題解決に向けて動く
- ・ 時期と状況に応じた適切な情報を提供する。
  - ・ 支援者の意見を押しついたりせず、犯罪被害者等自らが決定できるように支援(対応)する。
  - ・ 関係機関・団体と連携する(P. 37以降参照)。
- 秘密保持に留意する
- ・ 会話や書類管理における注意はもちろんのこと、たとえ家族であっても、当事者にとっては知られたくないこともあるため、当事者の同意なしに伝えることは適切ではない。
- 被害からの回復を焦らない
- ・ 犯罪被害者等が被害から回復する方法や回復に要する時間はそれぞれ異なるため、一人ひとりの状況を考慮しながら、支援を行うことが重要である。
- 適切な支援を行うための努力を怠らない
- ・ 法律や制度の改正等の情報を正確に把握して、支援に必要な知識の修得を図るとともに、研修に積極的に参加するなどして、自らの技量の向上等に努めることが重要である。

### 《具体的な対応にみる留意点》

具体的な会話例をもとに、心情を踏まえた対応の留意点を示します。対応の参考にしてください。なお、下記の事例はあくまでも一般的なものであり、個々の犯罪被害者等に応じた誠実な支援者の態度が何よりも大切です。

### 【不適切な応答】

不適切な応答の例を次に示します。犯罪被害者等の心情を踏まえないこれらのような言葉は、犯罪被害者等を更に傷つけることにもなりかねません。

#### 《不適切な応答例》

- ・ 気を強く持って、前向きに生きましょう。
- ・ あなた一人が苦しいのではありませんよ。
- ・ どんなに悲しんでも、死んだ人は戻ってこないのですから。
- ・ 泣いてばかりいると、死んだ人が浮かばれませんよ。
- ・ 早く元気にならなければいけませんよ。
- ・ 辛いことは、早く忘れましょう。
- ・ 起きてしまったことを後悔しても仕方ありません。
- ・ まだ子どもがいるじゃないですか。
- ・ 命が助かっただけでも良かったと思わなければいけませんね。
- ・ あなたは強い方だから大丈夫ですよ。
- ・ あなたにも悪いところがあったのではないですか。

### 【適切な応答】

適切な応答の例を示します。なお、これらは適切ではあるものの、安易に使用すると、逆に、犯罪被害者等を傷つけてしまったり、不信感を招くことにもつながるので注意して下さい。

#### 《適切な応答例》

- ・ ご心中、お察しします。
- ・ 本当にお気の毒です。
- ・ このことは、あなたにとって大変辛いことだと思います。
- ・ 悲しんでいいのですよ。
- ・ あなたが怒りを感じられるのは当然だと思います。
- ・ そのことを認めるのは、とても辛いことに違いありません。
- ・ (このような体験をしたら) 今までのように仕事や家事が出来なくなるのも当然だと思います。
- ・ 何をやる気力も無いのは当たり前のことだと思います。
- ・ 無理をする必要はありません。
- ・ よく頑張ってこられましたね。
- ・ ここでは、安心してご自分の感情を出していいですよ。

## 《支援者自身のケア》

犯罪被害者等のつらい体験を聞くことにより、支援者自身も、次のような精神的なダメージを受けることがあります。

- ・ 自分も被害を受けるのではないかと心配になる
- ・ 事件のことが頭から離れなくなる
- ・ 自分が無力だと感じる
- ・ 頭痛、肩こり、耳鳴り、不眠など身体に不調が出る など

その結果、当該事件へ過度に感情移入したり、逆に事務的な対応を引き起こしたりと、長い目で見たときに相談者にとって不適切な対応となることがあります。同時に、支援者自身も仕事や生活に支障を来す場合があるため、支援者は、自らの健康にも留意した上で犯罪被害者等支援に携わる必要があります。

### <対処方法の例>

- ・ 支援者同士で共有し、一人で抱え込まない。組織で対応する。
- ・ できることとできないことがあること、自ら（組織）の限界を再確認する。
- ・ 仕事とそれ以外（自分の生活）とをはっきり区別する。自分がリラックスできる時間、場所、人付き合い、趣味などをいくつか持つ。
- ・ 自分の気持ちを率直に受け止め、抑制しようとしたりせず、傷ついていることを認める。
- ・ 身体を動かすなどして気分転換を図る。
- ・ 休息、睡眠をきちんととる。

## (2)被害類型別特徴と対応上の注意点

犯罪被害者等の置かれた状況は様々ですが、ここでは、被害類型別の特徴と対応の際に特に注意すべき事項、各被害類型特有の支援・制度について記載します（被害類型全般にわたる主な支援・制度については、P.103 参照）。

それぞれの特徴に十分に配慮して対応してください。

注) ●＝原則すべての人が対象となる支援等 ★＝対象要件がある支援等

### 【殺人等遺族への対応】

(特徴)

殺人による被害の場合、遺族は被害者が当時味わったかもしれない恐怖や苦痛を想像して、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことによって長く苦しむことになります。

また、経済的にも遺族に大きな打撃を与えます。特に、被害者が家族の経済的支柱であった場合は、被害はより大きなものとなります。

社会的な側面からは、マスコミの取材・報道による遺族への被害も大きい場合もあります。加えて、加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては社会全体に対し強い不満や怒りを感じる場合があります。

(対応上の注意点)

相談の際には、きめ細やかな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です。

多くの遺族は、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したこともないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できなかつたり、これまで働いていた判断力や思考力が働かなくなる場合があります。

そのため、情報提供等を行う時には、わかりやすい説明に加え、支援・制度を紹介しているパンフレットやメモを渡すなど、より一層の配慮が求められます。

死亡に際し、様々な手続が必要になるため、適切な情報提供に努めることが重要です。

#### ●死亡の届出

犯罪や事故によって亡くなった場合やその可能性のある場合は、死因等を明らかにするため、検視や解剖が行われます。

検視等の終了後、死亡を確認した医師に「死亡診断書（死体検案書）」（有料）を作成・発行してもらいます。「死亡診断書（死体検案書）」を受け取ったら、死亡の日から7日以内に市町村にそれを持参して死亡の届出を行い、埋火葬許可証を発行してもらいます。この許可証がなければ、亡くなった方を火葬したり埋葬したりすることができません。

(連絡先)

警察署 (P.114)、市町村 (P.113)

### ★司法解剖に関する経費の公費負担

司法解剖が行われた場合、遺体を遺族の希望する場所まで搬送するための経費を公費で負担する制度があります。

(連絡先)

警察署 (P. 114)、海上保安部署 (P. 52)

### ●各種健康保険・年金の異動届

亡くなった方が医療保険あるいは年金を受給していた場合は、遺族は犯罪被害者が亡くなったことを担当機関に届け出る必要があります。

(連絡先)

市町村 (P. 113)、年金事務所 (P. 115)、勤務先庶務担当

### ●遺産相続等

犯罪被害者が亡くなってから10か月以内に相続税について申告しなければなりません。

(連絡先)

税務署 (P. 117)、弁護士会 (P. 69)、司法書士会 (P. 70)

経済的支援として、以下のような制度があります。

### ★犯罪被害者等給付金（遺族給付金）

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族に対し、給付金が支給されます。

(連絡先)

警察署、警察本部警務課犯罪被害者支援室 (P. 114)

### ★国外犯罪被害弔慰金

日本国外において不慮の犯罪被害を受けた日本国民の遺族に対し、弔慰金が支給されます。

(連絡先)

警察署、警察本部警務課犯罪被害者支援室 (P. 114)

### ★遺族基礎年金

国民年金に加入中、老齢基礎年金を受給する資格のある人等が死亡したとき、子のある配偶者または子に支給されます。

(連絡先)

市町村 (P. 113)

### ★遺族厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金に加入中の人、老齢厚生（退職共済）年金を受給する資格のある人、1級または2級の障害厚生（共済）年金を受給している人等が死亡したとき、遺族に支給されます。

(連絡先)

年金事務所 (P. 117)、共済組合、勤務先庶務担当

子どもが遺族となった場合には、以下のような制度があります。

★遺児の就学援助等

奨学金が給与されるほか、相談もできます。

(連絡先)

公益財団法人犯罪被害救援基金 (P. 58)、警察署 (P. 112)、警察本部警務課犯罪被害者支援室 (P. 114)

マスコミ対策としては、以下のようなものがあります。

→P. 108 参照



## 【犯罪行為により傷害(障害)を負った人への対応】

### (特徴)

被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合も多く、PTSD や適応障害、うつ病等にかかる場合があります。また、被害が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は、特に再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。その他、その治療費用や学業・職業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされること等の理由から、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

### (対応上の注意点)

捜査のために診断書等が必要な場合は、以下のような制度があります。

#### ★診断書料等の公費支出

身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書の取得に要する費用等を公費で負担します。

(連絡先) 警察署 (P. 114)

医療費の援助として、以下のような制度があります。

→P.105 参照

障害を負うなどした場合には、以下のような制度があります。

#### ★犯罪被害者等給付金(重傷病給付金、障害給付金)

故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者や障害が残った被害者に対し、給付金が支給されます。

(連絡先) 警察署、警察本部警務課犯罪被害者支援室 (P. 114)

#### ★国外犯罪被害障害見舞金

日本国外において不慮の犯罪被害を受け、障害が残った日本国民に対し、見舞金が支給されます。

(連絡先) 警察署、警察本部警務課犯罪被害者支援室 (P. 114)

#### ★特別障害者手当

20歳以上で身体または精神に著しい重度の障害があるために、日常生活において常時特別の介護が必要な状態にある在宅の20歳以上の方に対し支給されます。

(連絡先) 市町村 (P. 113)

#### ★身体障害者手帳の交付

身体に障害のある方は、本人又は保護者の申請で手帳が発行されます。医療費の給付や助成、各種税の減免や控除などを、障害の程度に応じて受けられます。

(連絡先) 市町村 (P. 113)

#### ★障害者控除

本人又は扶養親族等が障害者である場合には、所得税・住民税が控除されます。  
(連絡先) 税務署 (P. 117)

#### ★自動車税等の減免

もっぱら心身に障害のある方の移動のために利用する自動車について、一定の要件を満たす場合、申請によって自動車税・自動車取得税を減免(免除)する制度を設けています。

なお、減免の対象となる自動車は、障害者の方1人につき1台に限ります。

(連絡先)

県税事務所 (P. 118)

\*新規・移転登録の際の自動車税・自動車取得税については、「水戸ナンバー」は水戸県税事務所自動車税分室、「土浦・つくばナンバー」は土浦県税事務所自動車税分室

#### ★障害基礎年金

20歳前や国民年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで、一定以上の障害の状態となったときに支給されます。

(連絡先) 市町村 (P. 113)

#### ★障害厚生(共済)年金等

厚生(共済)年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで、一定以上の障害の状態となったときに支給されます。

(連絡先) 年金事務所 (P. 117)、勤務先庶務担当

#### ★就労移行/継続支援

一般企業等への就労を希望する障害者等に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や、働く場等を提供します。

(連絡先) 市町村 (P. 113)

**子どもが被害当事者の場合は、以下のような制度があります。**

#### ★特別児童扶養手当

20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。

(連絡先) 市町村 (P. 113)

#### ★障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給されます。

(連絡先) 市町村 (P. 113)

**加害者が暴力団等である場合には、専門機関に相談することが重要です。**

(連絡先) 警察署 (P. 114)、暴力追放推進センター (P. 101)

## 【交通事故に遭った人への対応】

### (特徴)

交通事故は、自動車運転死傷行為処罰法等の法令に該当する機会が多いにもかかわらず、「事故」として社会で軽く見られる傾向にあり、被害者やその家族が周囲の心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることが多く見られます。被害の重大さに比して加害者が軽い刑罰しか与えられていない、加害者から十分な謝罪がなされていないことに対する怒りを抱えている遺族も見受けられます。

### (対応上の注意点)

交通事故に遭った場合には、以下のような対応が必要です。

#### ●警察への連絡

交通事故に遭った場合、直ちに警察に連絡することが重要です。連絡が遅れると交通事故の認定や事故原因の究明が困難になる場合があり、保険請求に支障が生じる場合もあります。

#### ●警察への診断書提出

交通事故でけがをした場合、警察へ診断書を提出する必要があります。診断書の提出がない場合は、「人身事故」としての取扱いができません。事故当時はけがに気付かなかったが、後でけがが明らかになった場合も同様です。診断書を提出するに当たっては、事故現場を管轄する警察署等に事前に連絡し、必要書類等を確認してください。

自賠責保険、自動車保険の保険金を請求することができます。

### (連絡先)

損害保険会社

損害賠償については、当事者間において解決が図れない場合もあります。そのような場合には、以下のような機関・団体に相談をすることが有効です。また、交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難なため、事故の状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意したり、加害者の任意保険の有無とその種類を確認しておく、相談がスムーズに進む場合があります。

### (連絡先)

茨城県交通事故相談所 (P. 96)、茨城県交通安全活動推進センター (P. 96)、財団法人日弁連交通事故相談センター茨城県支部 (P. 97)、公益財団法人交通事故紛争処理センター (P. 97)、社団法人日本損害保険協会 (P. 98)、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構 (P. 98)

経済的支援として、以下のような制度があります。

**★政府保障事業**

加害車両が特定できない場合や自賠責保険に未加入の車両による事故の場合等、自賠責保険が適用されない場合に、自賠責保険と同様の補償を受けることができます。

(連絡先)

損害保険会社

**★奨学金の貸与**

交通事故が原因で亡くなった方や重度の後遺障害が残った方の子を対象に、高等学校以上の学費について奨学金を無利子で貸与します。

(連絡先)

公益財団法人交通遺児育英会 (P. 100)

**★交通遺児育成基金制度**

交通事故により保護者を亡くした満 16 歳未満の交通遺児が、損害賠償金等の中から、拠出金を交通遺児育成基金に払い込んで基金に加入すると、これに国や民間からの援助金を加えて同基金が安全・確実に運用し、本人が満 19 歳に達するまで育成給付金が支給されます。

(連絡先)

公益財団法人交通遺児等育成基金 (P. 98)

**★介護料支給、各種貸付等**

自動車事故を原因として、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に介護料が支給されます。また、交通遺児等貸付、不履行判決等貸付、後遺障害保険金一部立替貸付、保障金一部立替貸付などがあります。

(連絡先)

独立行政法人自動車事故対策機構 (NASVA) (P. 98)

## 【性犯罪に遭った人への対応】

### (特徴)

性犯罪は、「魂の殺人」とも呼ばれ、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受けています。心理的、社会的な何らかの反応(P.3「①心身の不調」参照)が現われる場合が多く、PTSDに加え、うつ病やパニック障害等を併発することもあります。また、刑事手続が進むことで、被害者は事件のことを想起せざるを得なくなり、精神的負担が増大します。影響が深刻な場合、恐怖症、アルコールや薬物への依存、対人関係の障害、自傷行為や自殺行動などに至ることもあると言われています。また、被害者にとって、男性に対する恐怖心がある場合もありますので、その時は、女性の支援者が対応することが必要です。

### (対応上の注意点)

早期解決・回復のためには、すぐに警察に相談することが重要です。しかしながら、性犯罪の被害者は、羞恥心や恐怖心から、被害の届出をためらう場合が多いため、警察でどのような対応がされるか説明する、支援者が警察まで付き添うなどし、被害者の不安の軽減に努めることが重要です。

### ●警察への届出

警察への届出の重要性や支援について説明した上で、なお届出に消極的な場合には、届出を強いるのではなく、本人の判断で決めることが大切であることを伝えることが重要です。警察では、本人の希望に応じて、できるだけ女性警察官が対応するようにしています。

### (連絡先)

警察署 (P. 114)

### ●警察での事情聴取・実況見分

被害の状況や犯人像などを聞かれる他、現場の確認や証拠品(当時着ていた服など)の提出を求められる場合があります。

警察では、被害者等の「パトカーや制服警察官が家に来られたら困る。」「女性捜査員に話を聞いてほしい。」等の希望に応じるよう配慮しており、証拠採取に関しては、専用の用具や着替え等が入った証拠採取セットを使用したり、被害状況を再現する必要がある場合には、ダミー人形等を使用するなどしています。

### (連絡先)

警察署 (P. 114)

すぐに警察に届け出ることには消極的な場合でも、治療や緊急避妊、犯人の体液等証拠採取や性感染症の検査のため、婦人科等の検診を受けるように勧める必要があります。その際、受診の必要性について本人によく説明し、理解を得ることが重要です。

### ★緊急避妊

被害から72時間以内であれば、服用により、妊娠を回避することができます。服用

開始が遅くなるほど回避の成功率が低くなるので、被害後すぐに受診することが重要です。また、警察署に相談や届出をすれば、診断書料、初診料、検査費用、緊急避妊費用等を公費で負担します（P. 49 参照）。

（連絡先）

産婦人科（日本家族計画協会HP参照：<http://www.jfpa.or.jp/>）（P. 83）

### ●犯人の体液等証拠採取

被害直後の場合には、婦人科において、犯人の体液等を採取しておくことで、後に事件化することとなった際に、証拠となります。ただし、入浴等してしまうと採取できない場合があるので、すぐに受診することが重要です。

（連絡先）

産婦人科（すべての病院で対応できるわけではないので、可能な限り警察署を通した方がよい。）（P. 83）

### ●病院への付添い

被害者の精神的負担軽減のため、診療の際に、支援者が付添いを行います。

（連絡先）

公益社団法人いばらき被害者支援センター（P. 118）

### ●特定感染症の相談及び検査

HIV、クラミジア、梅毒、B型肝炎、C型肝炎の相談及び検査が無料・匿名でできます。

（連絡先）

保健所（P. 117）

**裁判においては、被害者の精神的負担の軽減のため、以下のような制度があります。**

### ★証人出廷等の配慮

性犯罪の被害者が法廷で証言する際、状況に応じて、心理カウンセラーや親・教師などが付き添うことが認められており、民間団体の支援者や検察庁の被害者支援員が付き添うこともできます。また、事案によりますが、加害者と顔を合わさないようにするため、裁判所において、遮へい措置をとったり、ビデオリンク方式による尋問を行うこともできます。さらに、公開の法廷において被害者の氏名などを明らかにしない措置をとることもできます。

（連絡先）

検察庁（P. 115）、裁判所（P. 114）、公益社団法人いばらき被害者支援センター（P. 118）

**精神的なショックが非常に大きく、支援者には特段の配慮が求められます。対応が困難な場合には、専門機関・団体における相談を勧めることも重要です。**

（連絡先）

性犯罪被害相談「勇気の電話」（茨城県警察本部）＃8103 又は 029-301-0278

## 【配偶者からの暴力を受けた人への対応】

### (特徴)

配偶者からの暴力(生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も含まれます)には、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、人格を否定するような暴言を吐く、何を言っても無視する、交友関係を細かく監視するなどといった精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する、見たくないポルノビデオ等を見せる、避妊に協力しないといった性的暴力が含まれます。暴力の影響は深刻で、目に見える傷だけでなく、目に見えない心の傷や、一見、暴力とは関係のない身体の症状が現われることもあります。被害者の多くは、加害者から「おまえが悪い」などと責められ続け、自信をなくし、「私が悪い」、「私がいたらないから・・・」などと自分を責めています。また、暴力の関係から脱け出すことは難しいことです。加害者である配偶者への経済的な依存や加害者からの報復・仕返しへの恐怖、家族・親戚など周囲の無理解などがあるためです。そのため、誰にも助けを求めることができず、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化・深刻化しやすいという特徴があります。

### (対応上の注意点)

**相談者の困難を受け止め、評価することなく、受容する姿勢で相談を受けてください。**

暴力の中で長い間、暮らしてきた困難や苦しみをまず理解し、悩みながら相談している気持ちを受け止める姿勢が求められます。

被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのまま聞いてください。「夫の言い分も聞きたい」とか「殴られる理由があったのではないか」などの問いかけは適切ではありません。

**緊急性(安全性)を確認します。**

加害者が追跡してくる可能性があるか、被害者に対する危険が迫っていないか、被害者はけがを負っていないか、また、子どもの状況などの確認を行い、必要に応じて早急に警察や医療機関などの専門機関につなぎます。なお、直近に被害を受けた場合には、面接時に傷などの写真を撮ったり、受診の際に診断書を書いてもらうなどしておくと、保護命令申立ての証拠として使える場合があります。

配偶者からの暴力を受けている人を発見した人は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するように努めなければなりません。医師その他の医療関係者は、被害者を発見しやすい立場にあることから、守秘義務を理由にためらうことなく、通報を行うことが必要です。通報については、被害者の意思を尊重することになっていますが、被害者の生命又は身体に対する重大な危険が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要です。

### (連絡先)

警察署 (P. 114)、配偶者暴力相談支援センター (P. 88)、医療機関 (P. 83)

**緊急時における安全の確保及び一時保護が必要か検討します。**

「家を出たい」、「怖くて帰れない」など相談者の意思が明確である場合は、緊急時における安全の確保及び一時保護も検討しなくてはなりません。

まず、友人宅や実家、親族の家など一時的に避難する場所があるかどうかを確認し、所持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます。加害者が実家や知人宅を知っていて、そこに避難してもすぐに連れ戻される危険性がある場合などには、女性相談センターの一時保護についての情報提供を行います。一時保護等が必要と考えられる場合は、配偶者暴力相談支援センターなどの専門機関につなぎます。配偶者暴力相談支援センターでは、保護命令申立てや住民基本台帳等の閲覧制限、健康保険被扶養者認定等の取扱などの手続について相談できます。

(連絡先)

市町村 (P. 113)、福祉事務所 (P. 115)、配偶者暴力相談支援センター (P. 88)

**再被害防止のためには、以下のような制度があります。**

**★保護命令**

保護命令とは、相手方から申立人に対する身体への暴力を防ぐため、裁判所が相手方に対し、申立人に近寄らないよう命じる決定です。保護命令に違反した者には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

保護命令には次の5つの種類があります。

① 申立人への接近禁止命令

6か月間、申立人の身边につきまったり、申立人の住居（同居する住居は除く。）や勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

② 退去命令

申立人と相手方が同居している場合で、申立人が同居する住居から引越しをする準備等のために、相手方に対して、2か月間、家から出ていくことを命じ、かつ、同期間その家の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

※ 同居している場合のみ申立可能です（ただし、一時的にシェルター等に避難している場合も可能です。）。

③ 子への接近禁止命令

子を幼稚園から連れ去られるなど子どもに関して申立人が相手方に会わざるを得なくなる状況を防ぐため必要があると認められるときに、6か月間、申立人と同居している子の身边につきまったり、住居や学校等その通常いる場所の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

なお、ここでいう「子」とは、被害者である申立人と同居中の成年に達しない子を指し、別居中又は青年に達した子は下記④の「親族等」に該当します。

※ ①の接近禁止命令と同時か、既に接近禁止命令が出ている場合のみ申立可能です。

④ 親族等への接近禁止命令

相手方が申立人の実家など密接な関係にある親族等の住居に押し掛けて暴れるな



ど、その親族等に関して申立人が相手方に会わざるを得なくなる状態を防ぐため必要があると認められるときに、6 か月間、その親族等の身边につきまったり、住居（その親族等が相手方と同居する住居は除く。）や勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

※ ①の接近禁止命令と同時か、既に接近禁止命令が出ている場合のみ申立可能です。

⑤ 申立人への電話等禁止命令

6 か月間、相手方から申立人に対する面会の要求、深夜の電話や FAX 送信、メール送信など一定の迷惑行為を禁止する命令です。

※ ①の接近禁止命令と同時か、既に接近禁止命令が出ている場合のみ申立可能です。

(注) ③の子への接近禁止命令、④の親族等への接近禁止命令、⑤の電話等禁止命令は、必要な場面に応じて被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保する付随的な制度ですから、単独で求めることはできず、①の申立人への接近禁止命令が同時に出る場合か、既に出ている場合のみ発令されます。

(連絡先)

警察署 (P. 114)、配偶者暴力相談支援センター (P. 88)、地方裁判所 (P. 114)

★住民票の写しの交付等の制限

配偶者からの暴力から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(連絡先)

市町村 (P. 113)

配偶者からの暴力から逃れられない理由の一つとして、経済的自立の困難が挙げられます。そのため、以下のような制度を活用し、自立を図ることも有効です。

→P104 参照

### 【ストーカー被害に遭った人への対応】

(特徴)

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が規制の対象としている行為は、「つきまとい等」と「ストーカー行為」です。「つきまとい等」とは、特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、又はそれが満たされなかったことへの恨みなどの感情を充足させる目的で、特定の人やその家族、友人、職場の上司等特定の人と密接な関係がある人に

- |                            |                |
|----------------------------|----------------|
| ① つきまとい、待ち伏せ、押しかけ、うろつく     | ② 監視していると告げる行為 |
| ③ 面会、交際の要求                 | ④ 乱暴な言動        |
| ⑤ 無言電話、連続した電話、ファクシミリ、電子メール | ⑥ 汚物などの送付      |
| ⑦ 名誉を傷つける                  | ⑧ 性的羞恥心の侵害     |

を行うことをいいます。ストーカー行為は、「つきまとい等」を繰り返して行うことをいいます。加害者が近くに住んでいるケースも多いため、再犯の防止が重要となります。

(対応上の注意点)

支援者としては、被害者の相談内容を軽く考えないという姿勢が求められます。被害者は、緊急の場合には、警察に通報するとともに、ストーカー被害を具体的に立証するために、以下のような対応をするように促すことが有用です。

- ア) 被害の内容、日時、場所、車両ナンバー等を記録する
- イ) 相手の具体的な言葉や動作を細かく記録する
- ウ) 相手からの手紙やメール、留守番電話メッセージを保存する
- エ) 電話の会話内容をメモ、又は録音する
- オ) 相手が残したメモや贈り物の状況を撮影する

(連絡先)

警察署 (P. 114)

ストーカー被害が認められた場合には、再被害防止のために、以下のような方法が考えられます。

#### ★警察からの警告

被害者が警察に申出書を提出することにより、警察から加害者への「警告」を行うことができます。警告を無視してつきまとい等が続けると、公安委員会から「禁止命令」を出すことができます。また、「警告」の申出以外にも、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反等で相手方の処罰を求めることができます。

(連絡先)

警察署 (P. 114)

**★住民票の写しの交付等の制限 (再掲 P. 45)**

ストーカー被害から逃れるために転居した後、加害者が住民票等を調査して被害者の所在を突き止めることを防ぐため、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(連絡先)

市町村 (P. 113)

**●無言電話や執拗な電話の対応**

ナンバーディスプレイ(電話に出る前に相手の方の電話番号を確認できるシステム)や、ナンバーリクエスト(電話番号を通知してこない電話は受け付けないようにするシステム)、迷惑電話おことわりサービス等を利用することもできます。

(連絡先)

N T T、その他の電話会社

**★防犯グッズ等の活用**

再被害防止のため、防犯ブザーを貸し出しています。

(連絡先)

警察署 (P. 114)、公益社団法人いばらき被害者支援センター (P. 118)

## 【虐待された子どもへの対応】

### (特徴)

児童虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」により保護者による子ども(18歳未満)に対する身体的虐待、性的虐待、養育の放棄又は怠慢(ネグレクト)、心理的虐待を行うこととされています。子ども虐待は、長期的に適切な養育環境を提供されなかったことから、子どもの心と体に深刻な影響を与えます。具体的には、発育・発達が遅れたり、対人関係がうまくとれなかったり、PTSDが生じることなどが挙げられます。さらに、それらの影響は子どもの人格形成に著しい影響を与え、適応的な振る舞いが難しくなることもあります。また、落ち着きがなくなったり、非行などにつながる場合もあります。被害を受けた子どもに適切な対応がなされない場合などには、本人が親となった時に自分の子どもに虐待をしてしまうこともあります。

子ども虐待は何より子どもの命と安全を守るためにあらゆる機関・団体が有効なネットワークを構築し、早期発見、早期対応をすることが重要になります。

### (対応上の注意点)

児童虐待を発見した場合、または、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は速やかに市町村、福祉事務所、児童相談所に通告しなければなりません(児童虐待の防止等に関する法律第6条)。

たとえ、子どもや親が通告を拒む場合であっても、子どもの安全を守るためには通告が必要です。虐待を知った機関・団体が安易に判断せず、速やかに市町村または児童相談所等に通告し、子ども、家族にどのような関わりをしたら良いか、子どもや親の訴え、態度を含めて通告先機関とよく相談をし、対応することが大切です。なお、通告を受けた機関は通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています(児童虐待の防止等に関する法律第7条)。

#### ア) 子ども自身から告白、相談があった場合

できる限り児童にとってくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話していいよ」と子どものペースで話を聞きます。子どもの訴えに意見したり、評価したりせずに聞いてください。無理に聞き出す必要はありません。性的虐待などについては子ども自身の負担が大きいことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聞き取りが必要です。被害を打ち明けられた場合は通告に必要な最低限度の情報の確認を行い、児童相談所等に通告し対応を協議してください。

#### イ) 虐待を行っている親からの相談により虐待が発見される場合

親からの自発的な相談の場合には、加害者である本人の話を傾聴しながらも、子どもの置かれているリスクを冷静かつ客観的に判断し、速やかに市町村または児童相談所に通告して下さい。

(連絡先) 市町村 (P. 114)、福祉事務所 (P. 115)、児童相談所 (P. 116)

#### コラム ー守秘義務についてー

守秘義務とは正当な理由なく外部に情報を漏らしてはならないことをいいます。守秘義務は、公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待が疑われる状況がありながら、守秘義務を理由に通告が躊躇されるのでは、子どもを守ることはなりません。守秘義務と通告義務との関係については、児童虐待防止法第6条第3項は、「刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には当たらないことを明記しています。

生命・身体に重大な危害が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報しなければなりません。

子どもが大けがをしているなど、児童相談所に通告しては生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、110番通報又は119番通報により、速やかに警察又は消防へ通報してください。

(連絡先)

警察署 (P. 114)、消防署

通告後は、通告先機関等において以下のような対応がされます。

ア) 調査

通告先機関は通告受理後、速やかに子どもや家族についての調査を行います。

子どもの置かれているリスクが高く親子分離を図りながら調査をする必要がある場合は、児童相談所によって一時保護が実施されます。必要な場合は保護者に対し子どもへの通信・面会が制限されます。

イ) 在宅支援の場合

通告先機関等への通所面接、通告先機関等による家庭訪問、保健師、児童委員などによる支援、見守り等が実施されます。

ウ) 親子分離が必要な場合

児童相談所による児童養護施設等への入所や里親への委託等の措置が行われ、可能な事例については再び親子がともに生活できるよう、支援が行われます。ただし、親権を行う者等が措置に同意しない場合は、家庭裁判所への申立てにより措置の承認を求めます。

※これらの取組は市町村が中心となって設置・運営する要保護児童対策地域協議会<sup>6</sup>等を通じた緊密な連携に基づき関係機関のもつ機能・権限、社会資源を有効に動員して行われます。

通告後は、通告者には以下のような役割が求められています。

通告された事例の多くはその後、様々な機関の支援により在宅で生活を続けます。地域にあって子どもと家族が安心して暮らせるための支援を通告先機関、要保護児童対策地域協議会等から引き続き協力を依頼されることもあります。

#### コラム —親権者の懲戒権と子ども虐待の関係—

親権の中の1つとして民法第822条第1項には「懲戒権」が規定されており、しばしば「子どもをしつけるのに、他人が口を出すな」「俺は親権者なんだから子どもを叱るのに殴って当たり前だろう」などと虐待を「しつけ」と主張する親は未だに少なくありません。

しかし、児童虐待防止法第14条第1項は「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない」と規定し、第2項には「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」と規定されており、しつけの範囲を逸脱した子ども虐待については、法律上犯罪となることが示されています。

<sup>6</sup>児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は「要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない」とされています。「協議会」の目的は「要保護児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うもの」とされています。

### 3. 様々なニーズに対応するための関係機関・団体の連携

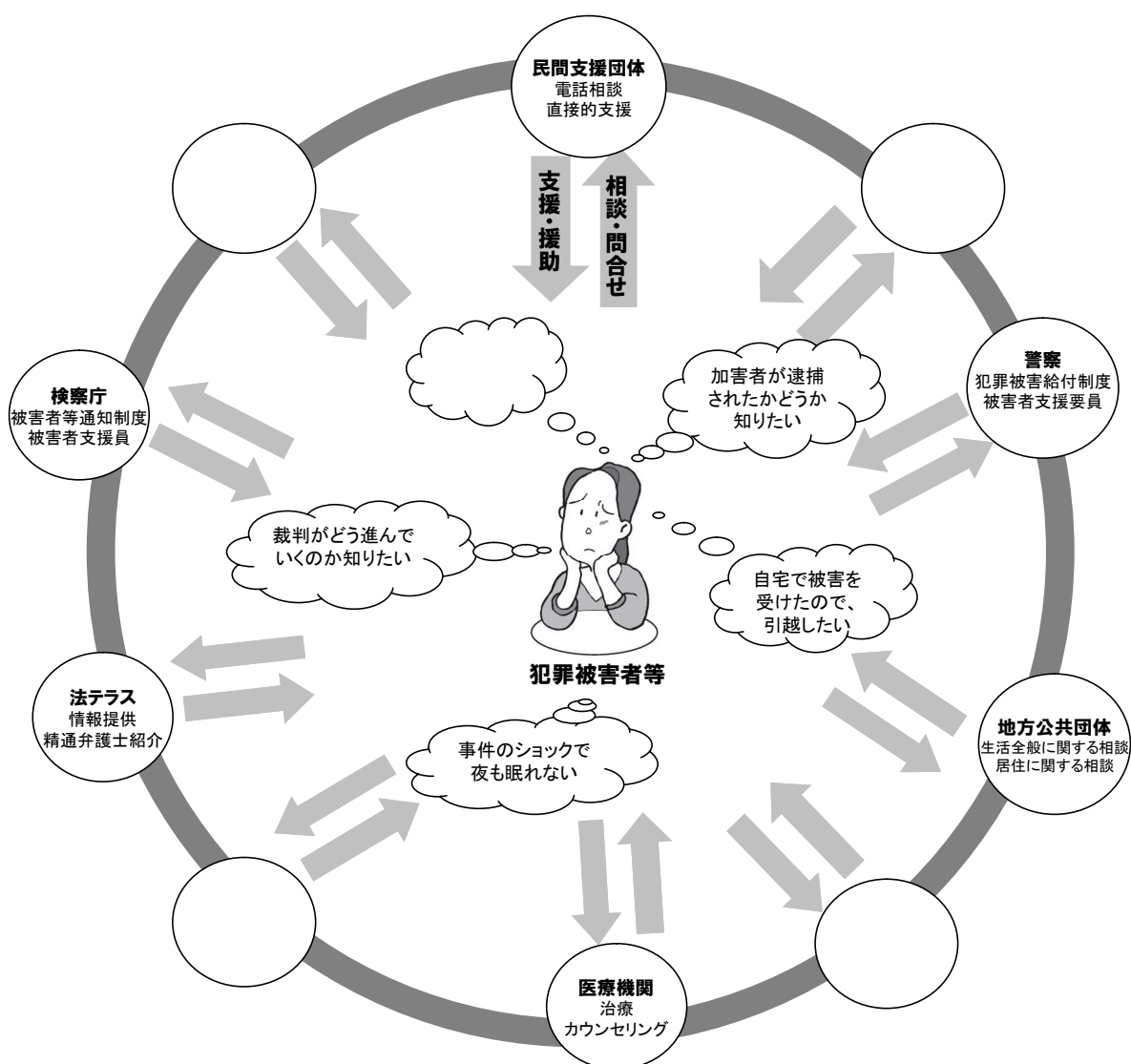
#### (1) 関係機関・団体の連携の必要性

犯罪被害者等の抱える問題は様々であり、ニーズに応じて、他の機関・団体と連携・協働して問題に取り組むことが重要です。

また、犯罪そのものも多様であり、自機関・団体では対応しきれない被害者等が相談に訪れることもあります。そうした場合であっても、より適切な他機関・団体との連携を図ることで、支援につなげていくことが望まれます。

各機関・団体の関わりが、今までの支援経過の延長線上で続いていくような“途切れない支援”が求められています。

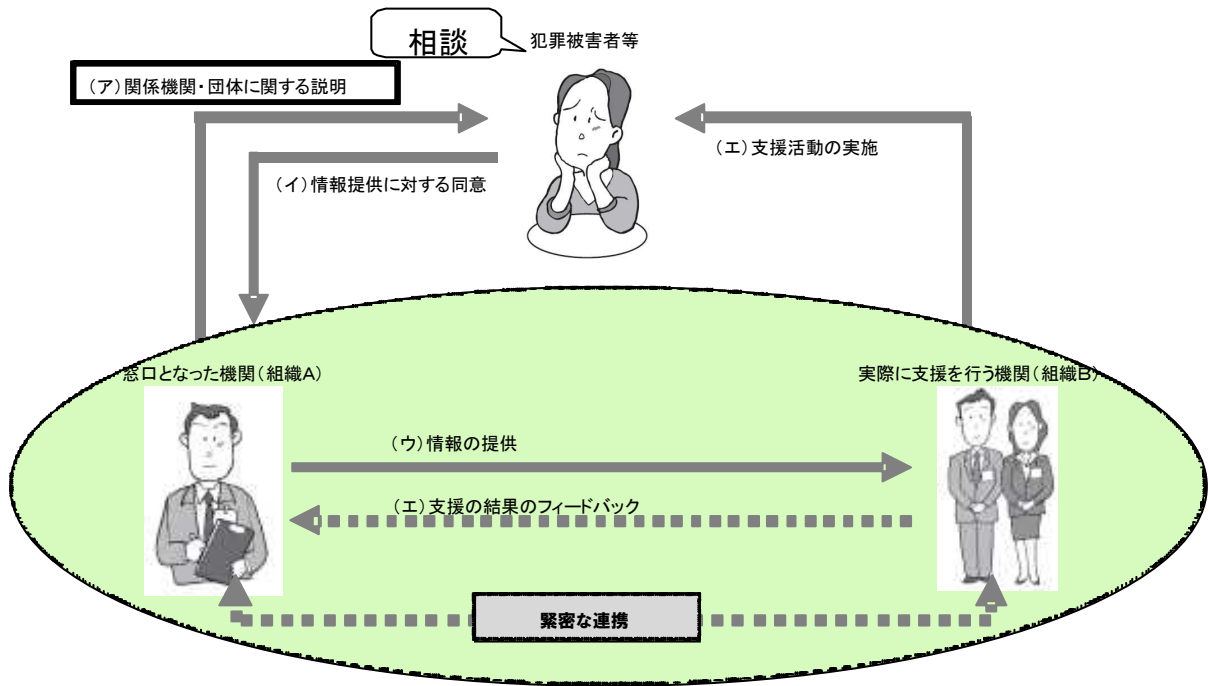
《犯罪被害者等のニーズに対応する「途切れない支援」のための連携図（イメージ）》



## (2) 関係機関・団体の連携の実際

### ① 基本的な連携の流れ

#### 《基本的な連携の流れ フロー図》



#### (ア) 関係機関・団体に関する説明

犯罪被害者等から相談を受けた機関・団体（組織A）は、相談内容に応じて、対応し得る機関・団体やその支援概要等について説明をします。

#### 《犯罪被害者等に対して最低限伝えるべき情報》

- ・ 組織の概要（組織形態、業務内容）
- ・ 行っている支援の概要（犯罪被害者等に特化した支援か否かを含む）
- ・ 連絡先（名称、住所、電話番号）
- ・ 受付時間

#### (イ) 犯罪被害者等からの情報提供に対する同意等

犯罪被害者等が、実際に他の機関・団体（組織B）を利用することを決めたら、面接相談の場合には、組織Aから組織Bへの紹介（連絡）を希望するか否か確認します。その際には、事前に連絡をしておくことで、実際に犯罪被害者等が組織Bに相談に行った際に、よりスムーズな対応を受けられること、被害について一から話す負担を軽減できることといった利点を説明します。また、犯罪被害者等から入手した情報については、組織B以外には伝えないこと、組織には守秘義務

があること、情報は支援目的以外には使用しないことを説明します。

犯罪被害者等が、事前連絡を希望したら、以下の項目のうち、組織Bに伝達して良い情報を確認し、伝達について同意を得ます。また、犯罪被害者等と組織Bとの連絡方法（例、犯罪被害者等から組織B（担当者名を伝えることが可能な場合は担当者）に電話をする）について確認し、犯罪被害者等が安心して、確実に組織Bと連絡がとれるよう、配慮することが重要です。

なお、以下の項目は、連携の際に伝達すると有効と考えられる犯罪被害者等の情報について、大まかに整理したものです。これはあくまで例示ですので、無理に聞き出す必要はありません。犯罪被害者等の意思を尊重してください。

#### 《最低限伝えるべき情報》

- ・ 氏名、性別、被害当事者との関係
- ・ 電話番号
- ・ 犯罪等被害の概要
- ・ 希望する支援の内容

#### 《状況に応じて伝えるべき情報》

- ・ 住所
- ・ 生年月日
- ・ 犯罪被害発生日
- ・ 被害の程度、障害の有無
- ・ 紹介元機関・団体で受けた支援の内容
- ・ これまで相談に行った機関・団体と受けた支援内容の履歴

### (ウ) 犯罪被害者等に関する情報の提供等

組織Bに連絡をし、犯罪被害者等への支援を行っていくために組織Bでの対応が必要であることを伝え理解を得た上で、犯罪被害者等の同意を得た情報を、組織Bに伝達します。

その際、組織Bにおいて、事前に犯罪被害者等に伝えておいてほしい追加情報があれば、組織Aに伝達を依頼します。

犯罪被害者等に対し、情報の伝達を行ったことを伝え、組織Bに関する追加情報があれば、それを伝えます。

また、組織Bにおいて、犯罪被害者等の状況を正確に把握するため、あらためて詳細な説明が求められる場合があることを説明します。さらに、組織Bにおいて、支援が受けられない可能性も考えられますので、組織Bでの支援につ



いて確約するような説明は避けてください。また、犯罪被害者等が組織Bに望んでいた支援と異なる時には、組織Aに再度相談できることを伝えます。

#### (エ) 支援活動の実施

組織Bでは、組織Aからの情報を参考にし、犯罪被害者等に対応します。また、必要に応じて、対応結果について、組織Aにフィードバックをします。

#### (オ) より緊密な連携

問題が複雑な場合には、関係機関・団体の担当者が集まり、共に支援を行うことが重要です。たとえば、犯罪被害者等の状況に応じて、組織Aの支援者が犯罪被害者等と組織Bに直接出向き、対面で情報提供と役割分担あるいは引継ぎを行うことが考えられます。

また、中長期的にチームで対応していく場合には、定期的にカンファレンスを開くなどし、犯罪被害者等の状況や今後の見通し等について、個人情報取扱に注意した上で情報を共有し、検討しておくことも有効です。特に、各機関・団体がいつまで支援を継続できるかはしばしば問題になります。「途切れない支援」を行うためには、短期及び中長期的な視点を組み込んだ支援計画を立てることが重要です。

関係機関・団体においては、犯罪被害者等のための支援であることを常に念頭におき、犯罪被害者等を中心とした支援体制になるように心掛ける必要があります。専門家・支援者が良かれと思って一方的に支援を進めることがないように留意してください。

## ②連携の際の留意点

### (ア) 相互理解・信頼関係構築の必要性

関係機関・団体においては、まずは、互いの支援内容、活動目的等を理解し合うことが重要です。互いの役割をよく理解していないと、相談内容に応じた適切な機関・団体を選択できないばかりでなく、連携の目的について共通理解が得られず、連携が容易に進まない、といったことにもなりかねません。

日頃から、事例検討や情報交換等を通して、担当者同士が関係を密にしておくことが重要です。

### (イ) 犯罪被害者等の心情への配慮

自機関・団体に、相談内容に適した事業がなく、他機関・団体を紹介する場合には、その旨を丁寧に説明し、犯罪被害者等が「たらい回しにされた」と感じることがないように努めてください。「たらい回しにされた」というような印象を与えることは、犯罪被害者等の心を傷つける上に、自機関への信頼を損ねることに繋がります。場合によっては、犯罪被害者等支援の関係機関・団体全体への信頼感を損ね、支援者との関わりを犯罪被害者等が望まなくなる場合もあります。

### (ウ) 正確な情報提供

他機関・団体の情報を犯罪被害者等に伝達する場合には、正確な情報を伝えるとともに、支援の詳細は直接相談してみなければわからないことを伝えてください。不用意に曖昧な情報を伝えることは、犯罪被害者等を混乱させたり、期待していた支援を受けることができず、後に落胆させてしまう結果となります。当該被害者等が必要とする支援を自機関・団体で行っていないこと、〇〇機関・団体に尋ねることがよいと思われること、希望があれば、その機関・団体を案内することについて、事務的な印象を与えないよう十分配慮しながら伝えることが重要です。

### (エ) 情報管理の徹底

機関・団体同士で犯罪被害者等の個人情報について伝達する際には、必ず犯罪被害者等の同意を得るとともに、口頭の場合には周囲に聞こえないようにする、FAXの場合には誤送信を防ぐため短縮ダイヤル等を利用する、Eメールの場合にはパスワードを付す、被害者等の実名の記載は避けて、アルファベットのイニシャルのみにするなど工夫をするなどし、絶対に情報が流出することのないように注意してください。不安の強い被害者等の場合は、被害者の目の前で関係機関に電話をかけたり、書簡で情報伝達する際には書類に目を通してもらうなど、当事者が確認し、安心できる手続を踏みましょう。

#### 4. 各機関・団体における支援業務

##### ● 〈総合的な対応〉 (P38～58)

- (1) 茨城県 (2) 市町村 (3) 茨城県警察本部 (4) 茨城海上保安部、鹿島海上保安署
- (5) 法テラス茨城 (6) いばらき被害者支援センター (7) 犯罪被害救援基金
- (8) 日本財団まごころ奨学金 (預保納付金支援事業)

##### ● 〈司法関連〉 (P60～70)

- (9) 水戸地方裁判所・簡易裁判所 (10) 水戸家庭裁判所 (11) 水戸地方検察庁
- (12) 茨城県弁護士会 (13) 司法書士会

##### ● 〈刑事施設・保護観察所等〉 (P71～75)

- (14) 矯正管区 (15) 刑事施設 (16) 少年鑑別所 (17) 少年院
- (18) 地方更正保護委員会 (19) 保護観察所

##### ● 〈人権・外国人対応〉 (P76～78)

- (20) 茨城県人権啓発推進センター (21) 水戸地方法務局
- (22) 外国人在留総合インフォメーションセンター

##### ● 〈医療・福祉〉 (P79～85)

- (23) 精神保健福祉センター (24) 福祉事務所 (25) 保健所
- (26) 市町村保健センター (27) 社会福祉協議会 (28) 地域包括支援センター
- (29) 医療機関 (30) 茨城県臨床心理士会 (31) 茨城県社会福祉士会
- (32) 茨城カウンセリングセンター

##### ● 〈就労関連〉 (P86～87)

- (33) 茨城労働局総合労働相談コーナー (34) いばらき就職・生活総合支援センター

##### ● 〈女性・子ども〉 (P88～95)

- (35) 茨城県配偶者暴力相談支援センター (36) 女性相談センター
- (37) 市町村の児童相談担当課 (38) 児童相談所 (39) いばらき虐待ホットライン
- (40) いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい (41) 児童家庭支援センター
- (42) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設
- (43) 母子生活支援施設 (44) ファミリー・サポート・センター
- (45) いばらき思春期保健協会 (46) 男女共同参画センター
- (47) 教育委員会 (48) 学校

##### ● 〈交通事件〉 (P96～100)

- (49) 茨城県交通事故相談所 (50) 茨城県交通安全協会
- (51) 日弁連交通事故相談センター (52) 交通事故紛争処理センター
- (53) 日本損害保険協会 (54) 自賠責保険・共済紛争処理機構 (55) 自動車事故対策機構
- (56) 交通遺児等育成基金 (57) 交通遺児育英会

##### ● 〈その他〉 (P101～100)

- (58) 暴力追放推進センター (59) 消費生活センター (60) 茨城いのちの電話
- (61) 年金事務所 (62) 税務署 (63) 労働基準監督署・ハローワーク

## (1)茨城県

### (組織の紹介)

犯罪被害者相談窓口を設け、犯罪被害者等への相談業務を行っています。また、国・地方公共団体やその他の関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供を行い、犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるよう、関係機関・団体との連絡、調整を行っています。

### 相談窓口業務

#### (支援概要)

犯罪被害者等からの様々な悩み・相談に応じ、必要な支援に関する情報提供、助言などを行います。

(専門窓口) 犯罪被害者相談窓口 029-301-7830

相談時間 月曜～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00

(窓口) 茨城県生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

TEL 029-301-2842 FAX 029-301-2848

ホームページ: いばらき安全なまちづくりガイド

<http://www.anzen.pref.ibaraki.jp/>

### 茨城県犯罪被害者支援施策一覧の掲載

#### (支援概要)

県では、犯罪被害者等に遭われた方への支援施策の一覧をホームページ「いばらき安全なまちづくりガイド」に掲載し、県における犯罪被害者支援施策を周知しています。

「茨城県犯罪被害者等支援施策一覧」

<http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/seibun/anzen/shien/documents/higaishashiennshisakuichirann290401.pdf>

### 犯罪被害者等の県営住宅への優先入居

#### (支援概要)

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等(配偶者からの暴力被害者を除く。)が県営住宅の入居募集に応募した場合に、当選率を優遇します。

#### (対象要件等)

次のいずれかに該当することが客観的に証明できる方

- ①犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった被害者等

②現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった被害者等

(専門窓口) 住宅課 029-301-4750

#### 犯罪被害者等の県営住宅への一時入居

(支援概要)

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等(配偶者からの暴力被害者を除く。)が住宅に困窮し緊急に迫られる事情がある場合に、1年を超えない範囲で県営住宅への一時入居を許可します。

(対象要件等)

上記「犯罪被害者等の県営住宅への優先入居」と同じ。

(専門窓口) 住宅課 029-301-4750

#### 配偶者からの暴力被害者の県営住宅への優先入居

(支援概要)

配偶者からの暴力被害者が県営住宅の入居募集に応募した場合に、当選率を優遇します。

(対象要件等)

次のいずれかに該当する方

- ① 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止等法」という。)による配偶者暴力相談支援センター又は婦人保護施設において保護を受けた日から5年以内の被害者
- ② 配偶者暴力防止等法に基づき配偶者に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出された日から5年以内の被害者

(専門窓口) 住宅課 029-301-4750

#### 配偶者からの暴力被害者の県営住宅への一時入居

(支援概要)

配偶者からの暴力により従前の住宅に居住することが困難となった被害者が住宅に困窮し緊急に迫られる事情がある場合に、1年を超えない範囲で県営住宅への一時入居を許可します。

(対象要件等)

上記「配偶者からの暴力被害者の県営住宅への優先入居」と同じ。

茨城県土木部都市局住宅課(住宅管理・滞納対策担当)

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

TEL 029-301-4750 FAX 029-301-4779

## (2)市町村

(組織の紹介)

最も県民に身近な基礎的自治体として犯罪被害者等への支援業務を行っています。支援業務によっては、内容が異なる場合や実施していない市町村がありますので、詳しくは各市町村にお尋ねください。

### 相談業務

(支援概要)

犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して相談業務を行い、被害者等が求めている支援に対し、関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供や助言を行うと共に、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。

(専門窓口) 市町村 (P113)

### 遺族基礎年金

(支援概要)

対象要件を満たす国民年金加入中の方、または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が死亡したとき、死亡した方に生計を支えられていた「子のある配偶者」または「子」が受け取ることができます。

(対象要件等)

- 1 被保険者が死亡したとき、又は被保険者であった方で日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の方が死亡したときに、死亡した被保険者の保険料納付済期間が被保険者期間の 3 分の 2 以上あること。なお、死亡日が 2026 (平成 38) 年 3 月末日までのときは、死亡した方が含まれる月の前々月までの直近 1 年間に保険料の未納がなければよいことになっています。
- 2 死亡した方に生計を維持されていた 18 歳に達した年度の年度末までの子、又は障害等級表に定める 1、2 級の障害の状態にある 20 歳未満の子、あるいは、その子と生計を同一にしており、死亡した方に生計を維持されていた配偶者であること。

(専門窓口) 各市町村の年金担当課

### 障害基礎年金

(支援概要)

国民年金加入中にかかった病気やけががもとで一定以上の障害が残った場合などに一定額を支給します。身体的な障害のみならず、精神的な障害についても、受給できる可能性があります。

(対象要件等)

- 1 病気やけがの初診日に被保険者である方や被保険者であった方で日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の方が以下の要件に該当していること。
  - ・初診日から 1 年 6 か月を経過した日またはその期間内に傷病が治った日に、障害等級表に定める 1、2 級の障害の状態にあるとき。
  - ・保険料納付済期間が被保険者期間の 3 分の 2 以上あること。初診日が 2026（平成 38）年 3 月末までのときは、初診日の前日において、初診日がある前々月までの直近 1 年間に保険料の未納期間がないこと。
- 2 初診日が 20 歳前にある場合は、20 歳になったときに障害等級表に定める 1、2 級の障害の状態にあること。

（専門窓口）各市町村の年金担当課

#### 特別障害者手当

（支援概要）、（対象要件等）

心身又は精神の障害が、重複又は著しく重度の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳以上の方に対し、手当を支給します。

（専門窓口）各市町村の障害福祉担当課

#### 身体障害者手帳の交付

（支援概要）

身体に障害のある方本人又は保護者の申請により、手帳を交付しています。

手帳を取得すると、障害の程度に応じて、下記のサービス等を受けられます。

更生援護施設への入（通）所、居宅介護の給付、更生医療の給付、補装具の交付及び修理、重度心身障害者医療費の助成、日常生活用具の給付・貸与、在宅障害児福祉手当の給付、各種税の減免及び控除、NHK受信料の減免、運賃の割引などのサービス

※ 診断書作成料は有料です。

（対象要件等）

- ・視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語機能又はそしゃく機能、肢体不自由・心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する障害のある方

（専門窓口）各市町村の障害福祉担当課

#### 精神障害者保健福祉手帳の交付

（支援概要）

精神疾患を有する方に、本人の申請により手帳を交付しています。手帳を取得すると、障害の程度に応じて、下記のサービス等が受けられます。

各種税の減免及び控除、公共施設（県）の使用料等の免除、NHK受信料の減免な

ど

※ 診断書作成料は有料です。

(対象要件等)

- ・統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病及びその他の精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があると認められた方

(専門窓口) 各市町村の障害福祉担当課

#### 自立支援医療費支給制度

(支援概要)、(対象要件等)

下記の方は、自立支援医療費の支給対象となり、かかる費用の自己負担額が原則として1割になります。ただし、所得に応じて月額上限額を設定します。

- ・精神疾患があり通院による精神医療が継続的に必要な程度の方
- ・身体上の特定の障害を回復・改善するために必要な医療を要する18歳未満の児童
- ・身体障害者手帳を持っており障害を回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方

※ 自立支援医療費以外に介護給付費、訓練等給付費があります。

(専門窓口) 各市町村の障害福祉担当課

#### 障害児福祉手当

(支援概要)、(対象要件等)

心身又は精神に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に対し、手当を支給します。

(専門窓口) 各市町村の障害福祉担当課

#### 特別児童扶養手当

(支援概要)、(対象要件等)

心身又は精神に障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者の方に対し、手当を支給します。

(専門窓口) 各市町村の障害福祉担当課

#### 小児医療費助成

(支援概要)

小児が、医療保険による診療を受けた場合、その一部負担金額を公費で助成します。

(対象要件等)

- ・外来：小学6年生、入院：中学3年生まで  
(平成30年10月1日から) 「入院：高校3年生まで」に拡大
- ・父母等の所得が一定以下(所得制限)



- ・入院、外来自己負担金があります。
- ・食事療養費は助成対象外

ただし、以下のいずれかに該当する小児は対象にならない。

- ・各種医療保険に加入していない小児
- ・生活保護を受けている小児
- ・児童福祉施設などに措置により入所している小児

(問い合わせ先) 市町村の医療福祉担当課

#### ひとり親家庭等医療費助成

(支援概要)

母子・父子家庭等いわゆる「ひとり親家庭」の児童や児童を養育している方が、医療保険による診療を受けた場合、その一部負担金額を公費で助成します。

(対象要件等)

- ・離婚、死別、遺棄などの理由で、配偶者のいない女子または男子で18歳未満の児童、20歳未満の障害者もしくは20歳未満の高校在学者を監護している者及びその児童
- ・父母のいない児童等
- ・父母等の所得が一定以下（所得制限）
- ・入院・外来自己負担金があります。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象にならない。

- ・各種医療保険に加入していない場合
- ・生活保護を受けている場合

(問い合わせ先) 市町村の医療福祉担当課

#### 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

(支援概要)

ひとり親家庭の親やその扶養している児童などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の就学に必要な資金などの貸付けを行います。

(対象要件等)

- ・配偶者のいない（死別、離婚、生死不明、法令による拘禁（長期）、労働能力喪失、未婚の母等）女子又は男子で20歳未満の児童を扶養している方

(相談窓口) 市町村の児童福祉担当課

#### 児童手当

(支援概要)

以下の対象要件等に該当する児童を養育している方に対して、一定額を支給します。

(対象要件等)

- ・市町村内に住所があり、中学校修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方。ただし、請求者の前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上ある場合は、支給制限があります。
- （専門窓口）市町村の児童福祉担当課

#### 児童扶養手当

（支援概要）

以下の対象要件等に該当する児童を監護する母又は児童を監護し生計を同じくする父もしくは父母にかわってその児童を養育する者に対して、一定額を支給します。

（対象要件等）

市町村内に居住地を有し、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあり（20歳未満で政令で定める程度の障害を有する児童を含む）、次のいずれかの状態にある児童を監護する母又は監護し生計を同じくする父もしくは養育する者

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母に1年以上遺棄されている児童
- ・父又は母が重度の障害を有する児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童 など

ただし、様々な支給制限があります。

（専門窓口）市町村の児童福祉担当課

#### 要保護及び準要保護児童生徒援助費

（支援概要）

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等を就学援助費として支給します。

（対象要件等）

- ・小学校中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に在籍する児童生徒の保護者で、生活保護受給者又は教育委員会がそれに準じる保護者と認定した方

（専門窓口）市町村の学校教育担当課

#### 私立幼稚園就園奨励費補助

（支援概要）

私立幼稚園（子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園を除く）に就園している幼児を持つ世帯の経済的な負担を軽減するため、入園料や保育料の一部を補助します。

（対象要件等）

- ・市町村内に住所を有し、私立幼稚園（子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園を除く）に就園する3歳児・4歳児・5歳児の保護者の方

（専門窓口）市町村の学校教育担当課

### 一時預かり事業

#### (支援概要)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

※ 利用料金が必要です。

#### (対象要件等)

主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児（具体的な要件は市町村にお問い合わせください。）

(専門窓口) 市町村の児童福祉担当課

### 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

#### (支援概要)

保護者が疾病、育児疲れその他の身体上若しくは精神上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急・一時的に児童を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において一時的に児童の養育・保護を行っています。

※ 所得により利用料が必要です。

#### (対象要件等)

以下の事由に該当する家庭の児童

- ・ 児童の保護者の疾病
- ・ 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神の事由
- ・ 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- ・ 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- ・ 経済的問題等により緊急一時的に児童の保護を必要とする場合

(専門窓口) 市町村の児童福祉担当課

### 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

#### (支援概要)

保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等にその児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行います。

※ 所得により利用料が必要です。

#### (対象要件等)

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童

(専門窓口) 市町村の児童福祉担当課

### 無料法律相談

(支援概要)

経済的問題で法律相談ができないということのないよう、民事・家事に関する法律問題につき、弁護士による無料の法律相談を行っています。詳細はお問合せください。  
(専門窓口) 市町村

### 住民票写しの交付等の制限

(支援概要)

配偶者からの暴力やストーカーから逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を提出することができます。なお、提出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(対象要件等)

- ・住民基本台帳に記載されている方、又は戸籍の附票に記載されている方
- ・配偶者からの暴力、ストーカー行為等の被害者であり、暴力により生命または身体に危害を受けるおそれや反復してつきまとい等を受けるおそれのある方で、警察に被害届（相談を含む）を提出している方、又は提出を考えている方

(専門窓口) 市町村

### 病児保育事業

(支援概要)

子どもが病気にかかり、保護者の就労等の都合により、家庭において子どもを保育することが困難となった場合、保育所等において看護師等が一時的に子どもを保育します。

※利用料が必要です。

(対象要件等)

- ・病気にかかり、集団保育が困難で、保護者の就労等の都合により家庭での保育が困難な児童（具体的な要件は市町村にお問い合わせください。）

(専門窓口) 市町村の児童福祉担当課

### 実費徴収に係る補足補給付を行う事業

(支援概要)

子どもが幼稚園・保育所等に通っており、経済的理由によって生計が困難である世帯の保護者に対し、保護者が幼稚園・保育所等に支払った日用品、文房具等の購入や行事への参加のための費用等の一部を補助します。

(対象要件等)

- ・幼稚園・保育所等に在籍する児童の保護者で、生活保護受給世帯等の方（具体的な要件は市町村にお問い合わせください。）

（専門窓口）市町村の児童福祉担当課

### (3)茨城県警察本部

（組織の紹介）

公的機関として被害の届出を最初に受け取ることが多く、また、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止等の面で犯罪被害者等と最も密接に関わり、犯罪被害者等を保護する役割を担う機関です。

#### 被害者の手引の作成・配布

（支援概要）

刑事手続の概要、捜査へのご協力をお願い、犯罪被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口についてわかりやすく記載したパンフレット「被害者の手引」を作成・配布しています。

（対象要件等）

- ・殺人、傷害（全治1か月以上のもの）、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族
- ・ひき逃げ事件や交通死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者又はその遺族

（相談対応窓口）各警察署

#### 被害者連絡制度

（支援概要）

刑事手続及び犯罪被害者のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡をします。

（対象要件等）

- ・殺人、傷害（全治1か月以上のもの）、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族
- ・ひき逃げ事件や交通死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者又はその遺族

（相談対応窓口）各警察署

#### 地域警察官による被害者訪問・連絡活動

（支援概要）

要望により、犯罪被害者の被害回復、被害拡大防止に関する情報の提供や、警察に対する要望、相談等を伺う訪問・連絡活動を実施します。また、必要に応じてパトロールを行い、不在時や深夜帯にはパトロールカードを配布し、安心感の醸成に努めます。

（対象要件等）

・殺人、傷害（全治1か月以上のもの）、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族  
（相談対応窓口）各警察署

### 各種相談窓口

（支援概要）

住民からの各種要望及び相談に応じる窓口として、警察本部に警察相談専用電話を設置しています。

また、このような総合的な相談に加え、犯罪被害者等のニーズに応じて、性犯罪相談、少年相談等個別の相談窓口を設けています。

（専門窓口）警察相談専用電話	#（シャープ）9110 又は 029-301-9110
性犯罪被害相談「勇気の電話」	#8103 又は 029-301-0278
女性専用相談電話	029-301-8107
少年相談コーナー	029-231-0900（水戸） 029-847-0919（つくば）
ちかん等被害相談所	029-221-2754
ニセ電話詐欺相談窓口	029-301-0074
悪質商法110番	029-301-7379
サイバー犯罪相談電話	029-301-8109

### カウンセリング

（支援概要）

犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対し、精神的被害を軽減するため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置、精神科医や民間のカウンセラーとの連携などにより、犯罪被害者等のための相談・カウンセリングを実施しています。

（専門窓口）警察本部警務課犯罪被害者支援室

### 犯罪被害給付制度

（支援概要）

通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や重傷病又は障害を負った犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ります。

給付金には、次の3種類があります。

- ・「遺族給付金」；犯罪被害者の遺族に対して、犯罪被害者の年齢や勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給
- ・「重傷病給付金」；重大な傷害又は疾病を負った犯罪被害者に対して、保険診療による自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額を支給
- ・「障害給付金」；障害等級第1級～14級の障害が残った犯罪被害者に対して、年

年齢や勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給

(対象要件等)

- ・亡くなられた犯罪被害者の第一順位遺族
- ・重傷病（加療1か月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病（PTSD等の精神疾患については、加療1か月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度の疾病）を負った犯罪被害者本人
- ・障害等級第1級～14級の障害が残った犯罪被害者本人

ただし、親族間犯罪や犯罪被害の原因が犯罪被害者にもあるような場合、他の公的給付や損害賠償を受けた場合などについては、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

(相談対応窓口) 各警察署、警察本部警務課犯罪被害者支援室

### 国外犯罪被害弔慰金等支給制度

(支援概要)

日本国外において行われた故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対して「国外犯罪被害弔慰金」を、障害が残った日本国民に対して「国外犯罪被害障害見舞金」を支給する制度です。（支給には一定の要件があります。）

(支給額)

国外犯罪被害弔慰金；200万円（被害者一人当たりの総額）

国外犯罪被害障害見舞金；100万円

(相談対応窓口) 各警察署、警察本部警務課犯罪被害者支援室

### 診断書料等の公費支出

(支援概要)

身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書の取得に要する費用等を公費で負担しています。（一定の要件があります。）

(対象要件等)

- ・身体犯の被害者等

(相談対応窓口) 各警察署

### 再被害防止

(支援概要)

犯罪被害者等が加害者から再び危害を加えられることを未然に防止するため、警戒措置、情報収集、自主警戒指導等の措置を実施しています。

(対象要件等)

- ・再被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講ずる必要がある犯罪被害者等

(相談対応窓口) 各警察署

### 性犯罪被害者への支援

(支援概要)

被害者の望む性別の警察職員による対応、性犯罪被害相談窓口の設置、証拠採取における配慮、緊急避妊等の経費負担（初診料、診断書料、緊急避妊費用等）、鉄道警察隊におけるちかん等被害相談所の設置等を行っています。

緊急避妊等の経費については、警察に相談や届出をすれば、公費で負担します。（一定の要件があります。）

(相談対応窓口) 各警察署、警察本部警務課犯罪被害者支援室

### 被害少年への支援

(支援概要)

被害少年の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援するため、少年相談窓口を設置し、専門職員等による助言・指導やカウンセリングによる支援等を行っています。

(相談対応窓口) 各警察署、警察本部少年課、少年相談コーナー

### 児童虐待への対応

(支援概要)

児童相談所等の関係機関との適切な連携と役割分担の下で、子どもの保護に当たったり、虐待が犯罪に当たる場合は適切な事件化に努めています。

(相談対応窓口) 各警察署、警察本部人身安全対策課

### 暴力団犯罪の被害者への支援

(支援概要)

暴力団犯罪による被害の回復を図るため、被害者からの申出に基づいて、被害回復交渉についての助言、被害回復交渉を行う場所としての警察施設の供用などの支援を行っています。

(相談対応窓口) 各警察署、警察本部組織犯罪対策課

### 交通事故被害者への支援

(支援概要)

交通相談窓口を設け、交通事故被害者等からの相談に応じて保険請求・損害賠償制度、被害者支援・救済制度等の基本的な制度、手続等の説明や各種相談窓口・被害者支援組織・カウンセリング機関の紹介等を行っています。

(相談対応窓口) 各警察署、警察本部交通指導課

### 配偶者からの暴力事案に対する対応



(支援概要)

配偶者からの暴力事案には、裁判所が被害者の申立てにより保護命令を発する際に、裁判所へ書面を提出したり、保護命令を受けた申立人に対して防犯指導等を行っています。

(相談対応窓口) 各警察署、警察本部人身安全対策課

ストーカー事案に対する対応

(支援概要)

つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置、ストーカー行為に対する捜査及び被害者が自ら被害を防止するための援助措置等を行っています。

(相談対応窓口) 各警察署、警察本部人身安全対策課

被害者等の一時避難場所の確保に係る公費負担制度

(支援概要)

自宅が犯罪の現場や自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などには、一時的に避難するための宿泊場所の費用等を公費で負担します。(一定の要件があります。)

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族

(相談対応窓口) 各警察署、警察本部警務課犯罪被害者支援室

(対象要件等)

- ・配偶者からの暴力事案、ストーカー事案

(相談対応窓口) 各警察署、警察本部人身安全対策課

司法解剖に関する経費の公費負担

(支援概要)

司法解剖が行われた場合、遺体を遺族の希望する場所まで搬送するための経費を公費で負担しています。(一定の要件があります。)

(相談対応窓口) 各警察署、警察本部警務課犯罪被害者支援室

(窓口) 茨城県警察本部警務課犯罪被害者支援室

〒310-8555 水戸市笠原町9 7 8 番 6

TEL 029-301-0110 (代)

#### (4)茨城海上保安部・鹿島海上保安署

##### (組織の紹介)

海上で犯罪が発生した場合は、犯罪捜査機関として適切な捜査を行うとともに、被害を受けた方々の保護・支援のための各種取組を実施しています。

犯罪の被害を受けた方々のための支援は、茨城海上保安部又は鹿島海上保安署の犯罪被害者等支援主任者を中心として、事件発生直後から必要な措置をとる体制にあります。

#### 被害者連絡制度

##### (支援概要)

事件担当捜査員等が捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況を犯罪被害者等の方々へ連絡するとともに、犯罪被害者等が求める情報について、捜査上支障のない範囲で連絡を実施しています。

##### (対象要件等)

- ・海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

(専門窓口) 茨城海上保安部 029-263-4118

鹿島海上保安署 0299-92-2601

#### 犯罪被害者等支援制度

##### (支援概要)

茨城海上保安部及び鹿島海上保安署では、犯罪被害者等の支援を専門的に実施する犯罪被害者等支援主任者を配置し、事件発生直後から犯罪被害者等の方々への付添い、必要な助言、具体的な支援の説明などを行います。

##### (対象要件等)

- ・海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

(専門窓口) 茨城海上保安部 029-263-4118

鹿島海上保安署 0299-92-2601

#### 解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度

##### (支援概要)

司法解剖後の犯罪被害者の遺体について、遺体を遺族宅まで搬送する際の費用や解剖による切開痕などを目立たないように修復するための費用を一部公費により負担しています。

##### (対象要件等)

- ・海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者の遺族

(専門窓口) 茨城海上保安部 029-263-4118

鹿島海上保安署 0299-92-2601

その他の支援

(支援概要)

1. 犯罪被害者等の安全確保

犯罪の手口、動機、組織的背景、被疑者と犯罪被害者等との関係、被疑者の言動などの状況から犯罪被害者等に更に被害が及ぶおそれがある時は、被疑者などに当該犯罪被害者の氏名などを告げないようにするほか、必要に応じ犯罪被害者等の保護のための措置を講じます。

2. 女性被害者への配慮

性犯罪等に係る女性被害者の捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するために、女性海上保安官による事情聴取や付添いなどを行うこととしています。

(対象要件等)

- ・海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

(専門窓口) 茨城海上保安部 029-263-4118

鹿島海上保安署 0299-92-2601

茨城海上保安部

〒311-1214 ひたちなか市和田町3-4-16

TEL 029-263-4118 FAX 029-262-4371

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/ibaraki>

鹿島海上保安署

〒314-0103 神栖市東深芝9

TEL 0299-92-2601 FAX 0299-92-4538

### (5) 法テラス：日本司法支援センター茨城地方事務所

#### (組織の紹介)

平成 18 年 4 月に、綜合法律支援法に基づいて設立された公的な法人です。法テラスでは、犯罪被害者等が、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、①刑事手続の流れや各種支援制度等、法制度に関する情報の提供、②犯罪被害者支援を行っている相談窓口の案内、③犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っています。

### コールセンター・犯罪被害者支援ダイヤル

#### (支援概要)

犯罪被害者支援の知識・経験を持った専門の担当者が、相談窓口や法制度、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介に関する情報提供を行っています。

※ 固定電話からの通話料金は全国どこからでも 3 分 8.5 円（税別）です。

(電話番号) 0570-079714 (「なくことないよ」)

利用時間 平日 9:00~21:00、土曜日 9:00~17:00

- ・ I P 電話からは、03-6745-5601
- ・ 金銭の貸し借りや相続など、様々な法的トラブルについては、一般ダイヤル (0570-078374「おなやみなし」) も設け、情報提供しています。

### 国選被害者参加弁護士の選定に関連する業務

#### (支援概要)

検察官を通じて裁判所から刑事裁判への参加を許可された被害者参加人は、経済的に余裕がない場合、法テラスに国選被害者参加弁護士の選定請求をすることができます。

法テラスでは、被害者参加人の意見を聴いて、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務などを行います。

#### (対象要件等)

- ・ 殺人、傷害、性犯罪、自動車運転過失致死傷等の被害を受けた被害者やご家族の方などで、裁判所から刑事裁判への参加を許可された方（被害者参加人）であること
- ・ 資力（現金・預金等）に関する基準額（200 万円未満）に該当すること（6 か月以内に犯罪行為を原因として治療費などの費用を支出する見込みがあれば、その費用は資力から控除します。）

※ まずはお電話で法テラス茨城（TEL:0503383-5390）にお問い合わせください。

### 民事法律扶助業務

#### (支援概要)

民事裁判等手続に関する援助として、無料で法律相談を行い、弁護士費用などの立て替えを行います。

※ 費用は、原則として毎月分割で償還（お支払）していただきます（無利息）。

(対象要件等)

- ・ 収入等が一定額以下であること

**基準 A** 収入等が一定額以下であること

**法律相談援助の場合**  
月収(賞与を含む手取り年収の1/12)の目安は次のとおりです。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
182,000円以下 (200,200円以下)	251,000円以下 (276,100円以下)	272,000円以下 (299,200円以下)	299,000円以下 (328,900円以下)

※( )内は、東京、大阪などの大都市の基準です。  
※5人家族以上は、1人増につき30,000円(33,000円)が加算されます。  
※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。  
※家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の限度額の範囲内でその全額が加算されます。

単身者/41,000円	2人家族/53,000円
3人家族/66,000円	4人家族以上/71,000円

**代理援助・書類作成援助の場合**  
同居している家族から金銭的な援助を受けている場合は、その金額とご自身の月収との合計額が、上表の基準以下であることが必要となります。

**基準 B** 保有資産が一定額以下であること

**法律相談援助の場合**  
現金・預貯金の合計が、次の基準を満たす必要があります。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
180万円以下	250万円以下	270万円以下	300万円以下

※3ヶ月以内に医療費、教育費などの出費がある場合は相当額が控除されます。

**代理援助・書類作成援助の場合**  
不動産(自宅や仮合物件を除く)、有価証券などの資産を保有する場合は、その時価と現金、預貯金との合計額が、上表の基準以下であることが必要となります。

※ 夫婦間の紛争の場合を除き、原則として配偶者の収入又は資産を加算した金額で判断します。

※ 月収の目安に対しまして、様々な考慮がありますので、具体的には法テラス茨城(TEL:0503383-5390)へお問い合わせ下さい。

- ・ 勝訴の見込みがないとはいえないこと(法律相談については、この条件は不要です。)
- ・ 民事法律扶助の趣旨に適すること

**日弁連委託援助事業**

(支援概要)

告訴・告発、事情聴取同行、マスコミ対応、示談申入れへの対応など、刑事手続、少年審判等手続及び行政手続に関して、人権救済の観点から弁護士費用などの援助を行います。

※ 申し込み手続は弁護士が行いますので、ご利用の際は最寄りの法律相談窓口(有料・無料)で、まず弁護士に相談して申し込みの意思をお伝え下さい。

※ 要した費用について、負担していただく場合があります。

(対象要件等)

- ・ 殺人、傷害、性犯罪、配偶者暴力(DV)、ストーカー等の被害を受けた方やその家族
- ・ 収入等の要件に該当すること
- ・ 弁護士に依頼する必要性・相当性があること

(窓口)



日本司法支援センター茨城地方事務所

<http://www.houterasu.or.jp/> 〒310-0062 水戸市大町3-4-36 大町ビル3階

法テラスは国が設立した法人です。

TEL 0503383-5390 平日 9:00~17:00

## (6) 公益社団法人いばらき被害者支援センター

### (組織の紹介)

犯罪などの被害にあうということは、突然、思いもかけない不法な行為によって大切な人を失ったり、傷つけられたり、大切なものを奪われたりして、今までの生活が大きく変わってしまうことを意味します。そのような時、早い時期に適切な支援を受けることによってその後の回復が違ってくるといわれています。

公益社団法人いばらき被害者支援センターは、犯罪、事故、災害等の被害者並びにその家族及び遺族に対して、精神的支援その他各種支援を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、被害者等の被害の回復と軽減に資することを目的としています。

### (沿革)

- |                |                                      |
|----------------|--------------------------------------|
| 1995 (平成 7) 年  | 前身である「水戸被害者援助センター」を設立する              |
| 2001 (平成 13) 年 | 名称を「社団法人いばらき被害者支援センター」に変更すると同時に法人化する |
| 2002 (平成 14) 年 | 「犯罪被害者等早期援助団体」(注 1) の認定を受ける          |
| 2011 (平成 23) 年 | 「公益社団法人移行」の指定を受ける                    |
| 2015 (平成 27) 年 | 「性暴力被害者サポートネットワーク茨城」(注 2) 相談電話開設     |

#### (注 1) 犯罪被害者等早期援助団体

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」第 23 条に基づき、都道府県の公安委員会が犯罪被害者に対しての援助活動を適正、かつ確実に行えるところとして指定する法人をいいます。

#### (注 2) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城

茨城県産婦人科医会、(一社)茨城県医師会、茨城県警察と当センターで「性暴力等被害者支援に関する協定書」を交わし開設した相談センターを中心とする連携型ワンストップセンター(事務局は当センター)

### 支援概要

#### \* 電話相談

専門家や専門的な訓練を受けた支援員が対応しています

相談無料・守秘義務厳守

犯罪被害相談電話

029-232-2736（月～金 10時～16時まで）

性暴力被害相談電話（女性相談員が対応）

029-350-2001（月～金 10時～16時まで）



- \* 面接相談  
電話相談後、必要に応じて面接相談を行います。
- \* 直接的支援  
専門家や専門的な訓練を受けた支援員が被害にあわれた方に直接お会いし、物品の供与又は貸与、役務の提供等を行います。  
自宅訪問、病院への付添、市役所・役場などへの付添、警察や検察庁への付添  
裁判の傍聴付添、証人として出廷する際の付添、裁判の代理傍聴
- \* 自助グループ支援  
当センターが支援したご遺族の自助グループ「よつばのクローバー」の会を2カ月に1回開いています。
- \* 犯罪被害者等給付金申請の補助  
「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に基づき、犯罪被害者等給付金の申請の補助をします。

（窓口）公益社団法人いばらき被害者支援センター事務局

〒310-0911 水戸市見和 1-411-16

TEL 029-232-2738 FAX 029-232-3100

ホームページ：http://www.ivac.or.jp

## (7) 公益財団法人 犯罪被害救援基金

### (組織の紹介)

国民の浄財からなる基金で、犯罪被害者遺児等に対する学資の給与などの救援事業を行っています。

### 奨学金給与事業

#### (支援概要)

通学先によって給付額は異なりますが、採用時から学業が終了するまでの期間、奨学金を給与します（給与のため返済の必要はありません）。

#### (対象要件等)

以下の各要件に当てはまる方

- ・ 人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障害を受けた方の子弟
- ・ 犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子弟
- ・ 学校等に在学（幼稚園等に在園する3歳以上の幼児から大学院及び諸外国の大学又は大学院への留学生）し、学業・人物ともに優秀（幼児は除く）で、かつ、学資の支払いが困難であると認められる子弟

(申出先) 警察本部警務課犯罪被害者支援室、各警察署

公益財団法人 犯罪被害救援基金

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-3-6 平河町共済ビル内

TEL 03(5226)1020 FAX 03(5226)1023

ホームページ : <http://kyuenkikin.or.jp/>



**(8) 日本財団 まごころ奨学金(預保納付金支援事業)**

(組織の紹介)

1962年10月に設立。子ども、障害者、高齢者、災害などの分野で支援活動を行う日本最大の財団です。

**返済不要の給付型奨学金**

(支援概要)

まごころ奨学金は、振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金を活用し、高校、短大、大学、大学院、専修学校(専門課程・高等課程)、高等専門学校の通学を希望している犯罪被害者の子どもを対象に、給付が受けられる制度です。

(対象要件)

保護者(父または母など)が、理不尽な犯罪に遭遇し、経済的に不安定となったために、奨学金の給付を必要とする家庭の子どもで、高校、大学、大学院、短大、専修学校(専門課程・高等課程)、高等専門学校に在学しているか進学を予定している方が対象となります。

(申出先) 警察本部警務課犯罪被害者支援室、各警察署

日本財団 まごころ奨学金係

〒107-8404 東京都港区赤坂1-2-2

TEL 03-6229-5111 FAX 03-6229-5160

## (9)水戸地方裁判所・簡易裁判所

### (組織の紹介)

罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かなどを判断する刑事裁判と、私人間の紛争を法律的に解決する民事裁判を行います。裁判手続では、犯罪によって被害を受けた方等を保護するための様々な制度が設けられています。

### 裁判の優先的傍聴

#### (支援概要)

傍聴希望者が多い刑事事件で傍聴券が必要となった際、犯罪によって被害を受けた方等から検察官を通じるなどして事前に傍聴を希望する旨の申出があった場合には、優先的に傍聴席が確保されるよう配慮します。

#### (対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 検察官または事件を審理している裁判所

### 事件記録の閲覧・コピー

#### (支援概要)

原則として、刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。

- ※ 閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。閲覧コピーが認められるまで多少の時間を要する場合があります。

#### (対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

### 意見陳述

→P. 64 参照

### 証言する場合の不安等緩和措置

#### (支援概要)

事案によっては法廷で証言する際、心理カウンセラーや民間団体の支援者、検察庁の被害者支援員、家族、教師に付き添ってもらうことや、被害者等と被告人・加害者

や傍聴席との間について立てを置くこと、法廷とテレビ回線で結ばれた別室から証言することができます。

(申出先)

- ・ 検察官（刑事事件のみ）または事件を審理している裁判所

#### 被害者に関する情報の保護

→P. 65 参照

#### 刑事裁判への参加（被害者参加制度）

→P. 64 参照

#### 損害賠償命令制度

(支援概要)

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

※ 申立手数料として収入印紙 2,000 円「(注)」と、別途郵便切手が必要です。

(注) 申立ての内容により異なる場合があります。

(対象要件等)

殺人、傷害等の一定の刑事事件について

- ・ 被害者
- ・ 被害者の一般承継人（相続人など）

ただし、平成 20 年 12 月 1 日以降に起訴された事件

(申出先) 事件を審理している地方裁判所

#### 刑事和解

(支援概要)

被告人との間で、事件に関する損害賠償などの民事上の争いについて示談（和解）ができた場合には、被告人と共同して、事件を審理している刑事裁判所に対し、示談の内容を公判調書に記載することを求める申立てをすることができます。示談の内容が記載された公判調書には、民事裁判で和解ができたのと同じ効力があります。

※ 申立手数料として収入印紙 2,000 円が必要です。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

ホームページ

裁判所における犯罪被害者保護施策：

<http://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/>

犯罪によって被害を受けた方へ：

[http://www.courts.go.jp/about/pamphlet/pdf/hanzai\\_higai.pdf](http://www.courts.go.jp/about/pamphlet/pdf/hanzai_higai.pdf)

## (10)水戸家庭裁判所

### (組織の紹介)

非行少年、つまり罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年などについて、調査、審判を行います。少年審判手続では、少年犯罪によって被害を受けた方等に配慮した様々な制度が設けられています。また、夫婦や親子関係などの争いごとを解決するために、審判や調停なども行っています。

### 事件記録の閲覧・コピー

#### (支援概要)

原則として、少年事件に関する事件記録の閲覧、コピーをすることができます。

※ 閲覧・コピーの申請手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

#### (対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所または審理した裁判所

### 意見陳述

#### (支援概要)

少年事件において、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べることができます。

#### (対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

### 審判結果の通知

#### (支援概要)

少年事件において、少年に対する処分結果等の通知を受けることができます。

#### (対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直

系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹  
（申出先）事件を審理している裁判所または審理した裁判所

### 審判状況の説明

（支援概要）

少年事件において、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。

（対象要件等）

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

（申出先）事件を審理している裁判所または審理した裁判所

### 審判傍聴

（支援概要）

少年事件のうち、一定の重大事件（被害を受けた方が亡くなったり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った事件）については、裁判所の許可により、審判の傍聴をすることができます。

（対象要件等）

少年の故意の犯罪行為（殺人、傷害致死など）や過失運転致死傷等の一定の重大事件によって

1 被害者が亡くなった場合

- ・ 亡くなった方のご遺族（配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

2 被害者が生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った場合

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が重い病気やけがにより傍聴をすることが難しい場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹

（申出先）事件を審理している裁判所

ホームページ

裁判所による犯罪被害者保護施策：

<http://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/>

少年犯罪によって被害を受けた方へ：

[http://www.courts.go.jp/vcms\\_lf/h29syounenn\\_higaisya.pdf](http://www.courts.go.jp/vcms_lf/h29syounenn_higaisya.pdf)

## (11)水戸地方検察庁

### (組織の紹介)

検察庁には、検察官と検察事務官等がいて、法と正義を守るために働いています。

検察官は、事件を捜査して被疑者（加害者）を起訴するか不起訴にするかを決定します。そして、起訴（公判請求）した場合、検察官は裁判に立ち会い被告人（加害者）が犯罪を行ったことを証明し、裁判所に適正な裁判を求めます。

また、懲役刑や罰金刑などの裁判が正当に執行されるように指揮監督します。

検察官は、これらの過程において、被害者等に対し、各種の情報を提供するなどして、その保護に当たっています。

## 被害者支援員による支援

### (支援概要)

水戸地方検察庁には、被害者支援員が配置されていて、被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品返還などの各種手続の手助けをするほか、被害者等の状況に応じた関係機関・団体等を紹介するなどの支援活動を行っています。

また、他機関からの依頼を受けて、研修等の講師として派遣される場合があります。  
(専門窓口) 被害者専用電話・FAX・被害者ホットライン 029-221-2199

## 被害者等通知制度

### (支援概要)

被害者、その親族（内縁、婚約者を含む）又は弁護士である代理人及び目撃者等参考人に対し、事件の処分結果、裁判結果、加害者の刑務所における処遇状況、出所時期等に関する情報を提供します。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

## 再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

### (支援概要)

被害者等通知制度とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

## 確定記録の閲覧

### (支援概要)

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書は、検察庁で保管しており、これらは、閲覧することができます。裁判書以外の記録の閲覧可能期間は、原則として3年間です。

なお、閲覧手数料として収入印紙150円が必要です。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

### 不起訴記録の閲覧

(支援概要)

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、被害者参加制度の対象となる事件(下記「刑事裁判への参加(被害者参加制度)」参照)の被害者等は、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等客観的証拠については閲覧することができます。

また、被害者参加対象事件以外の事件の被害者等についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

### 意見陳述

(支援概要)

被害者や遺族が、被害についての今の気持ちや事件についての意見を法廷で述べたいという希望を持っている場合には、刑事裁判の法廷で意見を述べることができます。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされていたりする場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹
- ・被害者の法定代理人(親権者など)
- ・被害者の法定代理人又は委託弁護士

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

### 刑事裁判への参加(被害者参加制度)

(支援概要)

一定の事件の被害者や遺族の方々が、あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、法廷に出席し、一定の要件の下で被告人等に質問したり、事件又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合は、国が報酬等を負担する弁護士(国選被害者参加弁護士)の選定を求めることができます。

(対象要件等)

対象事件 殺人、傷害、逮捕・監禁、過失運転致死傷等一定の事件

- 対象者
- ・被害者
  - ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹



- ・被害者の法定代理人又は委託弁護士

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

国選被害者参加弁護士の選定を求める場合は、日本司法支援センター（法テラス）

#### 被害者に関する情報の保護

(支援概要)

性犯罪等の刑事事件について、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないように求めることができ、裁判所の決定があった場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合には、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹
- ・ 被害者の法定代理人または委託弁護士

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

#### 被害回復給付金支給制度

(支援概要)

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産（犯罪被害財産）については、その犯罪が組織的に行われた場合や、犯罪被害財産が偽名の口座に隠匿されるなどいわゆるマネー・ローンダリングが行われた場合には、犯人からはく奪した犯罪被害財産を金銭化してその事件により被害を受けた方などに、その申請に基づき被害回復給付金を支給しています。

(対象要件等)

刑事裁判で認定された財産犯等の犯罪行為の被害者等のほか、そうした犯罪行為と一連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為の被害者等

(申出先) 支給手続を行うものとして公告された検察官が所属する検察庁

#### 公判記録の閲覧・コピー（起訴された事件の同種余罪の被害者等）

(支援概要)

被害を受けた件の損害賠償請求をするために必要があるときには、起訴された刑事事件の公判記録の閲覧、コピーをすることができます。

(対象要件等)

- ・ 起訴された事件の同種余罪の被害者
- ・ 同種余罪の被害者の法定代理人または委託弁護士
- ・ 同種余罪の被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、そ

の配偶者、直系親族、兄弟姉妹  
(申出先) 起訴された事件を審理している裁判所に対応する検察庁

(窓口) 水戸地方検察庁

〒310-8540 水戸市北見町 1-11

TEL 029-221-2196

被害者ホットライン 029-221-2199

ホームページ : <http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/mito/index.html>

**(12)茨城県弁護士会**

(組織の紹介)

弁護士法に基づいて地方裁判所の区域(管轄)毎に設置され、その区域に法律事務所を設けている全弁護士と弁護士法人を会員とする団体です。

**茨城県弁護士会法律相談センター**

茨城県内の弁護士が30分5、400円で相談を受けます。犯罪被害者の相談にも応じます。県内7か所。予約受付の方法や曜日などは各相談センター毎に異なります。

(窓口) 水戸相談センター 029-227-1133

受付:月~金 13:00~16:00 予約先着順

相談日時:火・水・金 13:00~16:00

土浦相談センター 029-875-3349

受付:月~金 9:00~17:00 予約先着順

相談日時:木のみ 10:00~12:00 13:00~16:00 18:00~20:00

下妻相談センター 0296-44-2661

受付:月~金 9:00~17:00 予約先着順

相談日時:月のみ 13:30~16:30

鹿嶋相談センター 029-227-1133

受付:月~金 13:00~16:00 予約先着順

相談日時:木のみ 13:30~16:30

日立相談センター 029-227-1133

受付:月~金 13:00~16:00 予約先着順

相談日時:木のみ 13:00~16:00

龍ヶ崎相談センター 029-875-3349

受付:月~金 9:00~17:00 予約先着順

相談日時:火のみ 13:00~16:00

守谷相談センター 029-875-3349

受付:月~金 9:00~17:00 予約先着順

相談日時:水のみ 13:00~16:00

**犯罪被害者精通弁護士紹介制度**

(支援概要)

犯罪被害者支援に関する研修を受けた茨城県弁護士会所属の弁護士により「犯罪被害者支援精通弁護士紹介名簿」を作成しています。

法テラス茨城に、犯罪被害者から弁護士相談の希望があった場合、法テラス茨城より上記名簿掲載の弁護士を紹介し、各弁護士が支援にあたっています。

茨城県弁護士会

〒310-0062 水戸市大町 2-2-75

TEL 029-221-3501

**(13) 司法書士会**

(組織の紹介)

司法書士法に基づいて法務局又は地方法務局の管轄区域毎に設置され、その区域の司法書士を会員とする団体です。司法書士は、不動産取引や会社設立等における登記手続の代理、簡易裁判所における民事事件の訴訟代理（140万円以下）のほか、裁判所・検察庁・法務局に提出するあらゆる書類の作成を手がけています。

**茨城司法書士総合相談センター**

(支援概要)

犯罪被害にあった後の今後の対応についての助言や刑事手続に関する情報提供、告訴状や告発状の書類作成を行います。請求内容が140万円以下のものであれば、加害者に対し裁判外での示談交渉や損害賠償・慰謝料等の請求を行うほか、簡易裁判所を通してこれらの請求を行います。

研修を受けた司法書士会員が相談に応じます。

※ 相談のみは無料、それ以外は、所定の費用を負担していただきます（分割支払い要相談）。

(専門窓口) 029-224-5155

## (14) 矯正管区

### (組織の紹介)

法務省矯正局の地方支分部局として全国8か所に設置され、その管轄区域の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院が適切に管理運営されるよう指導監督を行っています。

### 被害者等通知制度

#### (支援概要)

少年院送致処分を受けた加害者に係る一部通知を行っています。

#### (対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

### 加害者との外部交通に関する相談

#### (支援概要)

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会・信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

法務省東京矯正管区

〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1

さいたま新都心合同庁舎 2号館 13階 TEL 048-600-1500

## (15) 刑事施設

### (組織の紹介)

刑事施設には刑務所、少年刑務所、拘置所があり、このうち、刑務所と少年刑務所は、主として受刑者を収容し、処遇を行う施設であり、拘置所は、主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設です。

### 加害者との外部交通に関する相談

#### (支援概要)

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会、信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

水戸刑務所

〒312-0033 ひたちなか市市毛 847 TEL 029-272-2424

### (16)少年鑑別所

(組織の紹介)

主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容し、その心身の状態等について専門的な調査や診断を行う法務省所管の施設です。その結果は、家庭裁判所に送付され、審判や少年院、保護観察所での指導・援助に活用されます。

#### 被害者等通知制度

(支援概要)

犯罪被害者等から、少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類を受け付けています。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

水戸少年鑑別所

〒310-0045 水戸市新原 1-15-15 TEL 029-251-3038

### (17)少年院

(組織の紹介)

家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、再び犯罪・非行を犯さないよう、健全な育成を図ることを目的として矯正教育を行う法務省所管の施設です。

- ・ 県内の少年院  
茨城農芸学院、水府学院

#### 被害者等通知制度

(支援概要)

少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する被害者等に対して、加害少年の収容されている少年院の名称及び所在地、教育予定期間、個人別矯正教育

目標、出院年月日等を通知しています。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先) 申出先は、少年院ではなく、少年鑑別所になります。

(申出先) 水戸少年鑑別所

〒310-0045 水戸市新原 1-15-15 TEL 029-251-3038

## (18) 地方更生保護委員会

(組織の紹介)

各高等裁判所の管轄区域ごとに全国8か所に設置され、加害者の仮釈放等を許す旨の決定及び仮釈放を取り消す旨の決定等をする権限を有する合議機関です。

### 意見等聴取制度

(支援概要)

刑務所などからの仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かに関する審理に対して、仮釈放等に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。所定の手続きをとると交通費が支給されます。

(対象要件等)

- ・ 加害者が仮釈放等審理期間中であること
- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先) 仮釈放等審理を行っている地方更生保護委員会又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

### 被害者等通知制度

(支援概要)

刑務所、少年院などに収容されている加害者の仮釈放等審理の開始や結果に関する事項について通知を行います。

(対象要件等)

- 1 刑務所などに収容されている者の仮釈放審理を行う場合

- ・ 被害者
  - ・ 被害者の親族又はそれに準ずる者  
(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)
- 2 少年院に収容されている者の仮退院審理を行う場合
- ・ 被害者
  - ・ 被害者の法定代理人(親権者など)
  - ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子など)又は兄弟姉妹
- (申出先) 1については、事件を取り扱った検察庁  
2については、少年鑑別所

(相談先)

関東地方更生保護委員会

〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館21階 TEL 048-601-2132

(被害者窓口直通)

## (19) 保護観察所

(組織の紹介)

各地方裁判所の管轄地域ごとに全国50か所に設置され、保護観察や精神保健観察などを行う法務省所管の機関です。保護観察中の加害者が再び犯罪・非行をすることのないよう、期間中、指導監督などをするとともに、犯罪被害者等の心情などを伝達し、保護観察中の加害者に被害の実状等を直視させて、反省や悔悟の情を深めさせることも行っています。

### 心情等伝達制度

(支援概要)

被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴き、これを保護観察中の加害者に伝えます。

(対象要件等)

- ・ 加害者が保護観察中であること
- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人(親権者など)
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子など)又は兄弟姉妹

(申出先) 加害者の保護観察を実施している保護観察所又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所



### 被害者等通知制度

#### (支援概要)

犯罪被害者等に対し、保護観察中の加害者の処遇状況などに関する事項について通知を行います。

#### (対象要件等)

- 1 加害者が刑事処分になった場合
  - ・ 被害者
  - ・ 被害者の親族又はそれに準ずる者  
(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)
  - ・ 被害者の法定代理人
- 2 加害者が保護処分になった場合
  - ・ 被害者
  - ・ 被害者の法定代理人(親権者など)
  - ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子など)又は兄弟姉妹

(申出先) 1については、事件を取り扱った検察庁

2のうち、少年院送致処分の場合は少年鑑別所、保護観察処分の場合は保護観察所

### 相談・支援

#### (支援概要)

犯罪被害者等の相談に応じ、悩み等を聴いたり、各種制度の説明や、関係機関の紹介などを行ったりします。

水戸保護観察所

〒310-0061 水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎3階

TEL 029-227-7072 (被害者相談専用)

## (20)茨城県人権啓発推進センター

(組織の紹介)

県民一人ひとりの人権が尊重され、互いの人権を尊重し合う社会とするため、人権啓発・人権教育及び人権擁護を総合的に推進する拠点として、平成17年4月に県庁内に開設されました。

### 相談業務

(支援概要)

人権相談員が、人権に関する悩みや困りごと、トラブルなどについて、相談に応じています。電話、面接、手紙及びEメールで相談に応じています。

茨城県人権啓発推進センター

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 茨城県庁 15階

TEL 029-301-3136 FAX 029-301-3138

E-mail koso5@pref.ibaraki.lg.jp

## (21)水戸地方法務局

(組織の紹介)

全国の法務局・地方法務局又はその支局では、人権相談所を設置し、様々な人権問題について相談に応じています。犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

### 常設人権相談所 (みんなの人権 110番)

(支援概要)

法務局職員や法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、様々な人権相談に応じています。

(専門窓口) 0570-003-110 受付時間/平日 8:30~17:15

この電話はおかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局又はその支局につながります。

### 特設人権相談所

(支援概要)

市町村役場、公民館等の公共施設、デパート、社会福祉施設等において随時開設し、様々な人権相談に応じています。

(問い合わせ) 全国の法務局・地方法務局

子どもの人権110番

(支援概要)

全国共通のフリーダイヤルでいじめ、体罰、虐待などの子どもの人権に関する相談に応じています。

(専門窓口) 0120-007-110 受付時間/平日 8:30～17:15

(IP 電話の方は、029-231-5500 (有料))

女性の人権ホットライン

(支援概要)

全国共通のナビダイヤルで夫やパートナーからの暴力や、職場でのセクシュアル・ハラスメント、つきまとい(ストーカー)など、女性からの人権相談に応じています。

(専門窓口) 0570-070-810 受付時間/平日 8:30～17:15

(PHS、IP 電話の方は、029-231-5639)

外国人のための人権相談所

(支援概要)

全国共通のナビダイヤルで、日本語を自由に話すことができない方からの人権相談に応じています。

(専門窓口) 0570-090911 受付時間/平日 9:00～17:00

(対応言語) 英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語及びベトナム語)

インターネット人権相談受付窓口

(支援概要)

法務省ホームページ上にパソコン、携帯電話いずれも使用可能なインターネットによる人権相談受付窓口を開設し、24時間365日相談を受け付けています。

(専門窓口) <http://www.jinken.go.jp/>

## (22)外国人在留総合インフォメーションセンター

(組織の紹介)

各地方入国管理局・支局に設置され、入国手続や在留手続等に関する各種問い合わせに応じています。電話や訪問によるお問い合わせに日本語だけでなく、外国語（英語、韓国語、中国語、スペイン語等）でも対応しています。

- ・詳細については、以下を参照。
- ・外国人在留総合インフォメーションセンターについて  
<http://www.immi-moj.go.jp/info/index.html>

**(23)精神保健福祉センター**

(組織の紹介)

精神障害者の福祉の増進、精神保健福祉に関する正しい知識の普及などのために県が設置する機関で、こころの健康に関する悩みや問題などについての相談を実施しています。

**相談業務**

こころの悩みや性格・対人関係、不登校をはじめとした思春期相談、アルコール・覚せい剤などの薬物・ギャンブル等依存症についての相談を実施しています。

電話 029-243-2870

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (休日・祝日は除く)

事前予約制

**いばらきこころのホットライン**

電話だけで相談したい人のために、こころの健康に関する悩み、問題等について気軽に相談できる電話カウンセリングを行っています。

専用電話回線 029-244-0556 (月曜日～金曜日)

0120-236-556 (土曜日・日曜日)

受付時間 9:00～12:00 13:00～16:00 (祝祭日及び年末年始は除く)

混み合っかかりにくい場合もあります。

茨城県精神保健福祉センター

〒310-0852 水戸市笠原町 993-2 TEL 029-243-2870

**(24)福祉事務所**

(組織の紹介)

都道府県及び市に設置が義務づけられた「福祉に関する事務所」で、生活保護法、生活困窮者自立支援法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成や更生の措置に関する事務を行っています(都道府県の設置する福祉事務所については、生活保護法、生活困窮者自立支援法、児童福祉法及び母子及び寡婦福祉法に関する事務となります。)

(窓口) 市の福祉事務所 32 市

福祉相談センター 029-226-1513(地域福祉課)、029-226-1512(生活保護課)  
:茨城町、大洗町、城里町、東海村にお住まいの方

県北県民センター 0294-80-3321(地域福祉担当)、0294-80-3320(保護担当)  
:大子町にお住まいの方

県南県民センター 029-822-7217(地域福祉担当)、029-822-7241(保護担当)

：美浦村、阿見町、河内町、利根町にお住まいの方  
県西県民センター 0296-24-9155(地域福祉担当)、0280-87-0224(保護担当)  
：八千代町、五霞町、境町にお住まいの方

**相談・援護**

(支援概要)

生活保護等に関する福祉全般の相談業務等を行っています。

**生活保護制度**

(支援概要)、(対象要件等)

生活に困窮している方で、資産・稼働能力等の全てを生活費に充当しても、基準とされる最低限度の生活を維持できない場合に、その不足分について保護(支給)を行います。

**生活困窮者自立支援制度**

(支援概要)

生活保護に至る前の段階の生活に困窮している方からの相談に応じ、自立に向けた支援を行います。

**(25)保健所**

(組織の紹介)

県民の保健や衛生を支えるために県が設置する機関で、医師、保健師、栄養士等の医療保健専門職が働いており、心身の状況を総合的に対応しています。

**精神保健相談**

医師による精神保健相談を実施しています。(予約制)

**面接相談及び電話相談**

精神保健担当の保健師等が相談に応じます。

担当者が不在のときもありますので、ご了承ください。

特に大規模な災害や事件等における PTSD 等精神的な課題に関しては、医療機関や市町村と協力しながら継続的な支援を行っています。

(相談窓口)

水戸保健所	029-241-0571
ひたちなか保健所	029-265-5647
常陸大宮保健所	0295-55-8424
日立保健所	0294-22-4196
鉾田保健所	0291-33-2158
潮来保健所	0299-66-2174

竜ヶ崎保健所	0 2 9 7 - 6 2 - 2 3 6 7
土浦保健所	0 2 9 - 8 2 1 - 5 5 1 6
つくば保健所	0 2 9 - 8 5 1 - 9 2 9 1
筑西保健所	0 2 9 6 - 2 4 - 3 9 6 5
常総保健所	0 2 9 7 - 2 2 - 1 3 5 1
古河保健所	0 2 8 0 - 3 2 - 3 0 2 1

#### 特定感染症の相談及び検査

(支援概要)

H I V、クラミジア、梅毒、B型肝炎、C型肝炎の相談及び検査が無料・匿名で受けられます。受付日時については、各保健所へお問い合わせください。

(連絡先)

各保健所

#### (26)市町村保健センター

(組織の紹介)

市町村が設置している機関で、健康相談、保健指導および健康診査その他、地域保健に関する必要な事業を行っています。茨城県の設置している保健所が、より広域的・専門的な健康課題を把握し助言する技術的拠点であるのに対して、市町村保健センターはあくまでも地域住民のための健康づくりの場・直接サービスの場という役割を担っています。

#### 相談業務

(支援概要)

保健師、看護師、栄養士等の専門職員が、健康相談に応じます。

(電話番号) 各市町村の保健センター

## (27)社会福祉協議会

(組織の紹介)

地域福祉の充実を目指し、社会福祉に関する相談事業等を実施しています。

### 福祉サービスの提供等

(支援概要)

高齢者・障害者等に対して、ホームヘルプサービスや配食サービスを始めとする福祉サービスの提供を行っています。

※ 支援にかかる費用の一部負担があります。

(専門窓口) 市町村社会福祉協議会

### 福祉サービスに関する相談業務

(支援概要)

福祉サービスに関する利用者等からの相談・苦情の受付を行っています。苦情に関しては福祉サービスについて中立的立場から助言・あっせんを行っています。

(専門窓口) 茨城県社会福祉協議会・茨城県運営適正化委員会

### 日常生活自立支援事業

(支援概要)

認知症や知的障害、精神障害等によって自らの判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等を行っています。

※ 支援にかかる費用の一部負担があります。

(対象要件等)

- ・ 加齢や認知症、知的障害・精神障害等により判断能力が低下している方

(専門窓口) 茨城県社会福祉協議会

### 生活福祉資金

経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、低所得世帯、障害者世帯、又は高齢者世帯に対し、資金の貸付を行っています。

(専門窓口) 市町村社会福祉協議会 (茨城県社会福祉協議会)

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

〒310-8586 水戸市千波町 1918 茨城県総合福祉会館内

TEL 029-241-1133 (代) FAX 029-241-1434



## (28) 地域包括支援センター

(組織の紹介)

市町村や、市町村から受託した法人が設置する機関で、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるように、保健、医療、福祉サービスを始め、様々なサービスを必要に応じて、総合的、継続的に提供しています。

### 総合相談支援業務

(支援概要)

高齢者を対象とし、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげるなどの、総合的な相談・支援を行います。

(窓口) 市町村の高齢福祉担当課

### 権利擁護業務

(支援概要)

高齢者を対象とし、人権や財産を守る権利擁護事業や、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用できるように、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぐなどの支援を行います。

(窓口) 市町村の高齢福祉担当課

## (29) 医療機関(病院・診療所等)

(組織の紹介)

茨城県内に、医療機関は約 3,360 施設あります。茨城県においては、WEB サイト「いばらき医療機関情報ネット」により、医療機関の所在地や、診療時間、診療科目等を公表しています。

HP アドレス <https://www.ibaraki-medinfo.jp/>

### 医療に関する相談

(支援概要)

医療に関するご意見、ご相談の受付、診療等の医療情報を提供しています。

(専門窓口)

医療安全相談センター 029-301-6201

### 性犯罪被害者への対応

(支援概要)、(対象要件等)

緊急避妊(性被害を受けてから経過時間が72時間以内の人に有効)、犯人の体液等証拠採取(性被害後、入浴等行う前がよい)を行います。

産婦人科医会では、警察との連携体制の強化、性犯罪被害者対応マニュアルの作成

などを通じて、各産婦人科において被害者に対し適切に対応がなされるよう努めています。

### (30)茨城県臨床心理士会

(組織の紹介)

臨床心理士とは、カウンセラー、セラピスト、心理職など様々に呼ばれている心理学の専門家のうち、臨床心理学を学問的基盤に持つ者のことを言います。臨床心理士は、(1)臨床心理検査、(2)臨床心理面接・心理療法、(3)臨床心理的地域援助、および(4)それらの調査・研究といった、主に4つの仕事に従事しています。

茨城県臨床心理士会は、県内在住・在勤の臨床心理士によって構成されており、会員の相互交流と資質向上に努めるとともに、関係機関・団体と連携した活動のひとつとして被害者支援も行っています。

### 臨床心理面接・心理療法（カウンセリング）へのコーディネート支援

(支援概要)

茨城県臨床心理士会は、民間の被害者支援団体や市町村の相談窓口と連携して、短期あるいは長期にわたる心理面での支援が可能な機関をご紹介します。なお、それぞれの支援機関では、費用がかかる場合があります。

はじめに、支援を希望されるご本人か、あるいは市町村の窓口担当者が下記のホームページにある「お問い合わせ」からメールでご連絡をしていただきます。その後、詳しいご相談内容やどのような支援をご希望されるかなどの確認のため、被害者支援担当者から折り返し連絡を致します。そして、具体的な支援機関ならびに担当者に支援要請を行い、決まり次第、再度お伝えします。

(支援までの大まかな手順)

- 1 茨城県臨床心理士会のホームページ「お問い合わせ」からメールでのご相談
- 2 被害者支援担当によるご相談内容の確認、紹介先への支援要請
- 3 心理面接や心理療法（カウンセリング）などの支援

(窓口) 茨城県臨床心理士会

ホームページ : <http://isccp.jp>

メールアドレス : <jimukyoku@isccp.jp>

### (31)茨城県社会福祉士会

(組織の紹介)

社会福祉士は「社会福祉士及び介護福祉士法」に位置付けられている国家資格です。以下のような場所で福祉に関する相談に応じ、様々な支援を行っています。

福祉事務所・児童相談所・保護観察所・医療機関・社会福祉施設（高齢者福祉施設・障害者支援施設・乳児院・児童養護施設等）、地域生活定着支援センター等

社会福祉士会は社会福祉士からなる団体で、福祉・医療・保健・教育・司法等の関係機関と力を合わせ、誰もが地域で安心して生活していけるよう支援しています。

#### 成年後見人等の紹介・受任

（支援概要）

成年後見制度に関する相談を行うとともに、専門職後見人等として活動できる社会福祉士の養成を行っています。また、成年後見人等を受任している社会福祉士に対するサポートを行い、社会福祉士の専門性を活かした後見活動を目指しています。

（相談窓口）茨城県社会福祉士会

029-244-9030

#### (32)茨城カウンセリングセンター

（組織の紹介）

茨城カウンセリングセンターは、茨城県と地域の産業界とが共同で設立した公益財団法人です。カウンセリング（心の相談）活動がメインの業務です。また、多くの企業や地域住民に開かれた共同利用機関として、カウンセリングマインドの普及活動も行っています。

（予約制・有料となります。）

公益財団法人 茨城カウンセリングセンター

〒310-0801 水戸市桜川 2-2-35 産業会館 14 階

TEL 029-225-8580（代） FAX 029-225-1872

**(33)茨城労働局総合労働相談コーナー**

(組織の紹介)

労働問題に関するあらゆる相談、情報の提供等のワンストップサービスを実施しています。

**相談業務**

(支援概要)

労働条件、募集・採用等労働問題に関する様々な分野についての相談を、専門の相談員が面談・電話で受け付けています。裁判所、地方公共団体等他の紛争解決機関の情報も提供します。

(窓口) 茨城労働局総合労働相談コーナー	0 2 9 - 2 7 7 - 8 2 9 5
水戸総合労働相談コーナー	0 2 9 - 2 2 6 - 2 2 3 7
日立総合労働相談コーナー	0 2 9 4 - 2 2 - 5 1 8 7
土浦総合労働相談コーナー	0 2 9 - 8 2 1 - 5 1 2 7
筑西総合労働相談コーナー	0 2 9 6 - 2 2 - 4 5 6 4
古河総合労働相談コーナー	0 2 8 0 - 3 2 - 3 2 3 2
常総総合労働相談コーナー	0 2 9 7 - 2 2 - 0 2 6 4
龍ヶ崎総合労働相談コーナー	0 2 9 7 - 6 2 - 3 3 3 1
鹿嶋総合労働相談コーナー	0 2 9 9 - 8 3 - 8 4 6 1

**(34)いばらき就職・生活総合支援センター**

(組織の紹介)

就職や生活の安定に関する支援・相談を行い、総合的にサポートします。

**生活支援**

生活支援相談員(社会福祉士)が生活福祉資金貸付制度や生活保護制度などの紹介・相談を行います。

(窓口) 0 2 9 - 2 3 2 - 1 2 4 5

**就職支援**

就職紹介やカウンセリングなど、就職を目指す皆さんの就職活動を支援します。

(窓口) 0 2 9 - 3 0 0 - 1 9 1 6 ・ 0 2 9 - 3 0 0 - 1 7 1 5

**労働相談**

労働条件、採用、解雇、配置転換、賃金不払い、職場でのいじめなどに関する労働相談を行います。

(窓口) 0 2 9 - 2 3 3 - 1 5 6 0

就職支援は、各地区就職支援センターでも行っています。

(窓口) 県北地区就職支援センター (県常陸太田合同庁舎内)

0 2 9 4 - 8 0 - 3 3 6 6

日立地区就職支援センター (日立商工会議所会館内)

0 2 9 4 - 2 7 - 7 1 7 2

鹿行地区就職支援センター (県鉾田合同庁舎内)

0 2 9 1 - 3 4 - 2 0 6 1

県南地区就職支援センター (県土浦合同庁舎内)

0 2 9 - 8 2 5 - 3 4 1 0

県西地区就職支援センター (県筑西合同庁舎内)

0 2 9 6 - 2 3 - 3 8 1 1

### (35)茨城県配偶者暴力相談支援センター

#### (組織の紹介)

配偶者（事実婚や元配偶者を含む）からの暴力の被害者に対して相談や関係機関の紹介、被害者や同伴家族の一時保護、被害者の自立支援を行う上で中心的な役割を果たす施設です。

県では平成14年度より女性相談センター内に設置しており、市町村では平成21年度より古河市が、平成29年度より水戸市が設置しています。

#### 相談業務

##### (支援概要)

配偶者からの暴力に関する相談業務を行い、関係機関・団体の紹介や保護命令制度、シェルター等に関する情報提供、利用の援助を行います。

茨城県配偶者暴力相談支援センター

電話相談 平日 9:00～21:00 土日祭日 9:00～17:00

来所相談 9:00～17:00

※ 12月29日～1月3日は休みです。

#### 緊急時における安全の確保及び一時保護

##### (支援概要)

被害者や同伴者の緊急時における安全の確保のため、一時保護を行います。一時保護は被害者本人の意思に基づき、適当な寄宿先がなく、被害が及ぶことを防ぐために緊急の保護が必要と認められる場合、短期間の生活支援が有効である場合等に行うものです。

#### 自立支援

##### (支援概要)

自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等についての情報提供等の援助を行っています。

茨城県配偶者暴力相談支援センター

〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38

TEL 029-221-4166

**(36) 女性相談センター**

## (組織の紹介)

女性の抱える様々な問題に関する相談業務、カウンセリング、一時保護等を実施する機関として設置しています。配偶者からの暴力被害者を支援する「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たすとともに、人身取引被害者の保護も行っています。

**相談業務**

## (支援概要)

国籍、年齢を問わず、各般の問題を抱えた女性からの相談に応じ、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、自立に向けた適切な支援を行います。

配偶者からの暴力被害者に対しては、相談に応じるほか、心身の回復のため医学的、心理学的な支援、自立支援、保護命令の制度利用の支援、保護施設の利用の支援を行います。

## (対象要件等)

- ・ 配偶者や交際相手からの暴力で悩んでいる方
- ・ 離婚・男女問題・デートDVなどで悩んでいる方
- ・ 家庭内の不和やいざこざで悩んでいる方
- ・ 夫等の問題で困っている方
- ・ その他

(相談窓口) 029-221-4166

(相談時間等については、配偶者暴力相談支援センターを参照)

**一時保護**

## (支援概要)

一時保護は、本人の同意の上、施設入所する前や短期間の入所支援をする場合等に行います。

配偶者からの暴力被害者については、本人の意思に基づき、適当な寄宿先がなく、被害が及ぶことを防ぐために緊急の保護が必要と認められる場合、短期間の生活支援が有効である場合等に行われます。

一時保護期間中は、入所者と同伴家族の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な支援その他の必要な支援を行います。また、警備体制を整え、入所者と同伴家族の安全、安心の確保に努めています。

※ 一般生活にかかる費用については、負担の必要はありません。(衣食その他日常生活に必要なものを給付します。)ただし、たばこ、甘味飲料水等の嗜好品は、自己負担となります。

## (対象要件等)

- ・ 配偶者(事実婚を含む)からの暴力を受けた方

- ・人身取引の被害を受けた方
- ・売春に関わった、又は関わりそうな方
- ・正常な生活を営む上で困難な問題を有し、解決にあたる機関が他にないため、保護、援助を必要とする状態にあると認められる方で、一時保護の必要がある方

### (37)市町村の児童相談担当課

(組織の紹介)

18歳未満の子どもの福祉に関するあらゆる問題について、相談に応じています。より専門的な判断・対応が求められる相談については、児童相談所が対応します。

#### 相談業務

(支援概要)

子どもの虐待や子育ての悩みなど、保護者や子ども、近隣住民などからの相談に応じています。

(専門窓口) 相談者の住居地の市町村

### (38)児童相談所

(組織の紹介)

18歳未満の子どもの福祉に関するあらゆる問題について相談に応じています。一義的には市町村が相談を受けていますが、より専門的な判断・対応が求められるものについて対応しています。

#### 相談業務

(支援概要)

諸般の事情で子どもを育てられない方、子どもの虐待、非行問題など、保護者や子ども、関係機関などからの相談に応じています。

子どもの生命に危険のある場合など、親子分離が必要な場合には、子どもを一時保護したり、施設や里親に預けるなどしています。

(専門窓口)

児童相談所全国共通3桁ダイヤル 189

：お住まいの地域の児童相談所につながります

※一部のIP電話からはつながりません

茨城県福祉相談センター（中央児童相談所） 029-221-4150

：水戸市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、小美玉市、東茨城郡、那珂郡、久慈郡にお住まいの方

茨城県福祉相談センター 日立児童分室 0294-22-0294



- ：日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市にお住まいの方  
茨城県福祉相談センター 鹿行児童分室 0291-33-4119
- ：鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市にお住まいの方  
土浦児童相談所 029-821-4595
- ：土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、  
かすみがうら市、つくばみらい市、稲敷郡、北相馬郡にお住まいの方  
筑西児童相談所 0296-24-1614
- ：古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、板東市、桜川市、結城郡、猿島郡  
にお住まいの方

### (39)いばらき虐待ホットライン

(支援概要)

子どもの虐待について、保護者や子どもなどからの相談に24時間対応しています。

(相談窓口) 0293-22-0293

### (40)いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい

(組織の紹介)

心理系の専門家が、児童虐待に関する電話相談を受け付けています。必要に応じて、専門機関等の紹介もしています。

(相談窓口)

「オレンジライン」 029-309-7670 (月・水・金 10:00~15:00)

### (41)児童家庭支援センター

(組織の紹介)

虐待や非行等の子どもの福祉に関する問題について、子ども、母子家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行っています。また、保護を必要とする子どもや保護者に対して指導を行うとともに児童相談所等との連携・連絡調整を行っています。

(相談窓口) 同仁会児童家庭支援センター 0293-22-2471  
子ども家庭支援センター「どうしん」 029-824-3715

## (42) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設

(組織の紹介・支援概要)

○ 乳児院

親の死亡や病気・家出・虐待など様々な事情で家庭での養育が困難な乳児を入所させて養育することを目的とする施設です。

○ 児童養護施設

保護者のない子ども、虐待されている子どもその他環境上養護を必要とする子どもを入所させ養護することを目的とする施設です。

○ 児童自立支援施設

不良行為などにより、生活指導等を要する子どもを入所または通所させ、個々の子どもの状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設です。

○ 児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった子どもを、短期間、入所または通所させ、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を行うことを目的とする施設です。

(相談窓口) 児童相談所

## (43) 母子生活支援施設

(組織の紹介)

経済的問題やDVといった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援することを目的とした施設です。入所の申し込みは、居住地の福祉事務所に對して行うことになります。また、申し込みについては、母子からの依頼に基づいて、母子生活支援施設が母子の代わりに行うこともできます。

## (44) ファミリー・サポート・センター

(組織の紹介)

市町村が設置、運営する機関で、「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークです。児童の預かりや送迎等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。

各種サポート

(支援概要)

以下のような事業を実施しています。

- ・ 保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・ 保育施設までの送迎を行う。
- ・ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・ 買い物等外出の際、子どもを預かる。

※利用料が必要です。

(対象要件等)

登録をした会員

(45) 社団法人いはらき思春期保健協会

(組織の紹介)

思春期の問題に取り組んでいる方々、及びこれを支援しようとする仲間が集い、思春期にある若者の心身の健全な発展を促すとともに、悩みを解決して家族や周囲の人々にも、より健康で快適な生活を送ってもらうため、相談活動などを行っています。

相談業務

\* 来所面接相談

専任のカウンセラーが思春期問題の相談にあたっています。

相談日：月、火、水、木曜日（午前9時～午後4時）

土曜日（午後1時～午後4時）

◆ 1回 3,000円（予約制）

\* 電話相談（ヤングコール）

10代の皆さんの悩みに、同年代の相談員が仲間感覚でお答えします。

相談日：土曜日（午後1時～午後5時）

相談電話 029-305-7563

社団法人いはらき思春期保健協会

〒310-0852 水戸市笠原町993-17 水戸市医師会館1階

TEL 029-305-7563 FAX 029-305-7564

## (46)男女共同参画センター

### (組織の紹介)

県では、男女共同参画を推進するための拠点施設として「女性プラザ男女共同参画支援室」を運営しており、男女共同参画に関する各種相談や情報提供、セミナー等の開催、及び女性団体等の交流の場の提供を行っています。

### 相談業務

#### (支援概要)

家族、夫婦、学校、職場、地域等での悩み相談や、女性弁護士による法律相談を行っています。

#### (1) 一般相談

相談内容 : 家族、夫婦、学校、職場、地域等での悩み相談

相談日時 : 月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00

相談方法 : 電話、面接(要予約)

会場(面接相談の場合): 女性プラザ男女共同参画支援室

#### (2) 特別相談

相談内容 : 離婚や借金、交通事故、相続等に関する法律相談(女性弁護士が対応)

相談日時 : 第2金曜日 13:00～16:00

相談方法 : 面接(予約制)

### 女性プラザ男女共同参画支援室

〒310-0011 水戸市三の丸1-7-41

TEL 029-233-3982 FAX 029-233-1330

E-mail: joseil@pref.ibaraki.lg.jp

## (47)教育委員会

(組織の紹介)

児童生徒が犯罪被害者になった場合に、学校や関係機関との連携を図り、必要な支援を行っています。また、災害や事件・事故などへの対応として、スクールカウンセラー（臨床心理士等）やスクールソーシャルワーカー（精神保健福祉士、社会福祉士等）を派遣する事業を行っています。

### 相談業務

(支援概要)

夜間・休日を含め24時間のメール・電話相談を行っています。

(相談電話) 029-221-8181 (子どもホットライン)

## (48)学校

(組織の紹介)

在籍する児童生徒が犯罪被害者となった場合に、教職員による支援を行うとともに、臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーによる心のケアや、福祉に関して専門的な知識経験を有するスクールソーシャルワーカーによる支援を行います。

### スクールカウンセラー

(支援概要)

スクールカウンセラーが配置された学校においては、スクールカウンセラーが児童生徒や保護者のカウンセリングを行うほか、災害や事件・事故などが起きた場合には、緊急的にスクールカウンセラーが派遣され、災害や犯罪の被害児童生徒の心のケアを行います。

### スクールソーシャルワーカー

(支援概要)

いじめ、不登校、虐待など生徒指導上の諸課題に対応するため社会福祉等の専門的な知識、技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行います。

**(49)茨城県交通事故相談所**

(組織の紹介)

交通事故で被害を受けた方やその家族の福祉の向上を図るために、これらの人々が抱える様々な問題について、専任の交通事故相談員が相談に応じ、問題を解決するための指導・助言を行っています。

**相談業務**

(概要)

損害賠償額の算出方法、示談交渉の進め方、生活福祉問題等について、面接、電話等での相談を受け付けています。問題解決のための指導や助言、必要に応じて関係機関への斡旋を行っています。弁護士相談は事前予約が必要です。

(相談窓口)

中央交通事故相談所 029-233-5621

相談時間 平日 9:00～12:00 13:00～16:45

鹿行地方交通事故相談所 0291-33-6222

相談時間 平日 9:00～12:00 13:00～16:45

(火曜日は閉庁)

県南地方交通事故相談所 029-823-1123

相談時間 平日 9:00～12:00 13:00～16:45

県西地方交通事故相談所 0296-24-9112

相談時間 平日 9:00～12:00 13:00～16:45

(木曜日は閉庁)

**(50)一般財団法人 茨城県交通安全協会(茨城県交通安全活動推進センター)**

(組織の紹介)

国家公安委員会規則に基づいて、茨城県公安委員会の指定された法人であり、相談員が交通事故被害者等のために交通事故相談に応じています。

**交通事故相談活動**

(支援概要)

交通事故の被害者救済、保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害や精神的被害の回復に関する相談に応じ、適切な助言をしています。

(専門窓口) 029-247-3566

相談日：毎月10日、20日

ただし、相談日が土曜日、日曜日にあたる場合は、月曜日祝祭日にあたる場合には、翌日に実施

**(51)公益財団法人 日弁連交通事故相談センター茨城県支部**

(組織の紹介)

全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、損害賠償額の算定等交通事故の民事上の法律問題について弁護士による交通事故相談・示談あっせん・審査を無料で行っています。

(窓口)

(財) 日弁連交通事故相談センター 茨城県支部水戸相談所

相談場所：茨城県弁護士会館 面談相談・示談あっせん（事前予約制）

予約受付時間：9：00～17：00（月～金）

TEL 029-227-7747（予約専用）

相談日 月・木 13：00～15：30

(財) 日弁連交通事故相談センター 茨城県支部土浦相談所

相談場所：茨城県弁護士会土浦支部 面談相談（事前予約制）

予約受付時間：9：00～17：00（月～金）

TEL 029-875-3349

相談日 火 13：30～16：00

(財) 日弁連交通事故相談センター 茨城県支部下妻相談所

相談場所：茨城県弁護士会下妻支部より案内 面談相談（事前予約制）

予約受付時間：9：00～17：00（月～金）

TEL 0296-44-2661

相談日 水 13：30～16：00

(お問い合わせ) (財) 日弁連交通事故相談センター茨城県支部 TEL029-221-3501

(財) 日弁連交通事故相談センターのホームページ：<http://www.n-tacc.or.jp>

**(52)公益財団法人 交通事故紛争処理センター**

(組織の紹介)

交通事故の紛争の適切な処理と公共の福祉を目的として全国 11 か所の拠点で活動しています。自動車事故の被害者と加害者が契約する保険会社等との示談をめぐる損害賠償の紛争解決のため、中立公正な立場で和解あっせん及び審査を無料で行っています。

(窓口) 東京本部 TEL 03-3346-1756

さいたま相談室 TEL 048-650-5271

電話で相談日を予約したうえでお出かけください。

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日と 12/29～1/3 を除く）9:00～17:00

(公財) 交通事故紛争処理センターのホームページ：<http://www.jcstad.or.jp/>

### (53)一般社団法人 日本損害保険協会

#### (組織の紹介)

損害保険業の健全な発達と信頼性の維持を図ることを目的として設立され、「そんぽADRセンター」を全国10箇所に設置し、相談・苦情に対応しています。

#### そんぽADRセンター

#### (支援概要)

当協会のお客様対応窓口で、専門の相談員が、交通事故に関するご相談、その他損害保険に関するご相談に対応しています。

また、保険業法に基づく指定紛争解決機関（金融ADR機関）として、損害保険会社とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援（和解案の提示等）を行っています

(相談窓口) ナビダイヤル 0570-022808

※IP電話以外からは下記の直通電話へおかけ下さい。

03-4332-5241 (そんぽADRセンター東京)

受付 月～金曜日（祝日・休日および12/30～1/4を除く）9:15～17:00

ホームページ <http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>

#### (その他) そんぽ出張相談

そんぽADRセンターの相談員が最寄りの地域に出張し、交通事故を含む損害保険全般に関するご相談に対応します。

そんぽ出張相談は完全予約制です。必ず、お電話でご予約のうえ会場にお越しください。

※茨城県では月1回水戸市で開催しています。日時・場所についてはお電話でご確認下さい。

### (54)一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

#### (組織の紹介)

自賠責保険金・共済金の支払について、支払の適正化を図ることを目的として国から指定された紛争処理機関であり、被害者や自賠責保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して、公正かつ適確な解決を目指し、支払内容について審査・調停を行っています。

(窓口) 電話：0120-159-700 ホームページ <http://www.jibai-adr.or.jp/index.html>

### (55)独立行政法人 自動車事故対策機構(NASVA)茨城支所



(組織の紹介)

人と車の共存を理念として、自動車事故の発生防止・その被害者への援護のために、様々な情報提供や、指導・助言、療養センターの設置・運営等被害者への援護事業を行っています。

介護料支給

(支援概要)

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事、排泄など日常生活動作について常時又は随時介護が必要な状態の方に支給します。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当する方

- ①自賠責保険において、後遺障害等級が自動車損害賠償保障法施行令別表第1の第1級又は第2級の認定を受けている方
- ②自損事故等により自賠責保険による後遺障害等級の認定を受けていない方（後遺障害認定通知書を紛失された方を含む）であって、次の要件を満たす方
  - ・①と同程度の障害を受けたと認められる方
  - ・事故後18ヶ月以上が経過し症状が固定したと認められる方
- ③平成12年12月以前に自賠責保険において、後遺障害等級として「併合1級」（脳損傷の認定を受けた方に限ります。）と認定された方

生活資金貸付

(支援概要)、(対象要件等)

自動車事故による被害者の方に対して次の貸付を行っています。

- ・交通遺児等貸付  
自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った方の子に対する貸付
- ・不履行判決等貸付  
自動車事故による被害者の方で、確定判決や和解等によっても、損害賠償を受けられない方に対する貸付
- ・保険金等立替貸付  
自動車事故により後遺障害が残った方で、その後遺障害について自賠責保険金の請求ができる方で、後遺障害についての保険金の支払いがなされるまでの間に対する貸付
- ・保障金立替貸付  
ひき逃げや無保険車による事故の被害者で、政府の保障事業に保障金を請求できる方で、保障金の支払いがなされるまでの間に対する貸付

相談業務

(支援概要)、(対象要件等)、(専門窓口)

- ・介護料受給資格を有する方を対象に在宅介護等に関する相談に応じています。

茨城支所 029-226-0591

- ・交通遺児等の家庭からのお問い合わせや身近な生活全般にわたる問題の相談に応じています。

茨城支所 029-226-0591 木曜日 9:00~12:00 13:00~16:30

- ・交通事故に関する各種相談窓口、NASVAのサービスについて案内します。

NASVA交通事故被害者ホットライン 0570-000738

(土・日・祝日・年末年始を除く 9:00~17:00)

※ 通話料は負担していただきます。

独立行政法人 自動車事故対策機構 茨城支所

〒310-0026 水戸市泉町 3-1-28 第2中央ビル 4階

TEL 029-226-0591 FAX 029-226-0592

### (56)公益財団法人 交通遺児等育成基金

(支援概要)

基金事業として、自動車事故により保護者を亡くした満16歳未満の交通遺児が、損害賠償金などの中から拠出金を交通遺児等育成基金に払い込んで基金に加入すると、基金がその拠出金に国と民間の負担による援助金を加えて安全・確実に運用し、本人が満19歳に達するまで育成給付金が給付されます。

また支援事業として、交通遺児等家庭に対し、越年資金、入学支度金、進学等支援金、緊急時見舞金の支給を行っています。

(問い合わせ先) 0120-16-3611 または 03-5212-4511

ホームページ: <http://www.kotsuiji.or.jp/>

### (57)公益財団法人 交通遺児育英会

(支援概要)

交通事故が原因で亡くなった方や重度の後遺障害が残った方の子を対象に、高等学校以上の学校に通うための学費を必要としている方に、奨学金を無利子で貸し付けます。

(専門窓口) 0120-521286 (フリーダイヤル)、03-3556-0773 (奨学課・直通)

ホームページ <http://www.kotsuiji.com/>

**(58) 公益財団法人 茨城県暴力追放推進センター**

(組織の紹介)

都道府県公安委員会に指定された公益法人であり、暴力団のいない安全で明るく住みよい社会の実現を目指しつつ、暴力団員による不当な行為と被害の防止を図ることを目的として設立された団体です。

**暴力相談活動**

(支援概要)

弁護士、少年指導委員、保護司、警察OBが、面談・電話等により、暴力団による被害の防止、回復に向けたアドバイスを行っています。

(専門窓口) 茨城県暴力追放推進センター 029-228-0893

**見舞金の支給**

(支援概要)

暴力団員の不当な行為により被害を受けた方に対して、見舞金の支給を行っています。

(専門窓口) 茨城県暴力追放推進センター 029-228-0893

**暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動**

(支援概要)

暴力団事務所撤去訴訟や損害賠償請求訴訟に係る費用等の無利子貸付け等を行っています。

(対象要件等)

暴力団員を相手とする民事訴訟を提起し、又は、しようとしている方等

(専門窓口) 茨城県暴力追放推進センター 029-228-0893

**暴力団の事務所使用により住民生活の平穏等が害されることを防止する活動**

(支援概要)

住民等の委託を受けて、暴力団事務所の使用差止め請求訴訟を提起する活動を行います。

(対象要件等)

付近住民等の生活の平穏が害されることを防止するための救援活動

(専門窓口) 茨城県暴力追放推進センター 029-228-0893

公益財団法人 茨城県暴力追放推進センター

〒310-0011 水戸市三の丸 1-5-38 茨城県三の丸庁舎 1階

TEL 029-228-0893 FAX 029-233-2140

月～金曜日 9:00～17:00 (休・祝日を除く)

### (59)茨城県消費生活センター・市町村消費生活センター等の消費生活相談窓口

(組織の紹介)

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、消費者被害の救済・回復を図るため公正な立場で処理に当たっています。

#### 相談業務（電話又は来所）

(支援概要)

悪質商法や消費者トラブルに巻き込まれた被害者への助言・あっせんを行っています。

(専門窓口)

消費者ホットライン 188 概ね 9:00～16:00

(市町村の消費生活相談窓口、県消費生活センター、又は国民生活センターをご案内します。)

※相談受付時間は、相談窓口により異なります。

### (60)茨城いのちの電話

(組織の紹介)

いのちの電話は、苦悩の多いこの時代に生きるものが、互いによりよい隣人になりたいという願いから生まれた活動で、自発的に参加するボランティアによって支えられている民間団体です。

#### 相談業務

(支援概要)

孤独の中にあって、時には精神的危機に直面し、助けと励ましと求めている一人ひとりに、「電話」という手段で対話することを目的としています。

一定の研修を受けた相談員が、年中無休24時間、相談に応じます。

(電話番号) つくば 029-855-1000

水戸 029-255-1000

### (61)年金事務所

連絡先記載

### (62)税務署

連絡先記載

### (63)労働基準監督署・ハローワーク

連絡先記載

## 5. ニーズに応じた解決手段

ここでは、よくある相談内容と、それに対応し得る代表的な支援・制度を記載します。

※支援や制度によっては、細かい条件があり、該当しない場合があります。

注) ●=原則すべての人が対象となる支援等 ★=対象要件がある支援等

### 1. 総合的相談

被害に遭い、どうしてよいかわからない、どこに相談してよいかわからない  
多くの課題、問題がありすぎて、何から相談してよいのかわからない

#### ●各種総合相談窓口

犯罪被害者支援の知識や経験を持った支援者が、課題、問題の整理から相談に応じます。

(連絡先)

公益社団法人いばらき被害者支援センター (P. 57)

茨城県 (安全なまちづくり推進室) (P. 38)

各市町村被害者支援担当課 (P. 113)

茨城県警察本部犯罪被害者支援室又は各警察署 (P. 114)、法テラス茨城 (P. 55)

### 2. 心身の不調

精神的につらい、体調が悪い

#### ●受診相談、悩み相談

心身の健康問題について話を聴き、必要に応じて、医療機関の紹介などを行います。

機関・団体によっては、心理学や精神医学等の専門知識を持った支援者が対応します。

(連絡先)

精神保健福祉センター (P. 79)、市町村保健センター (P. 81)、保健所 (P. 80)、

茨城県警察本部犯罪被害者支援室 (P. 114)

被害に遭った人同士で気持ちを共有したい

#### ★自助グループへの参加

犯罪被害者等が複数集まり、心情の共有だけでなく、様々な支援に関する率直な意見交換、情報交換を行うことができます。

(連絡先)

公益社団法人いばらき被害者支援センター (P. 57)

### 3. 生活上の問題

#### (1) 仕事上の困難

職場で不合理な対応にあった

#### ●労働問題に関する相談

専門の相談員が、解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ等、労働問題に関する様々な相談に応じます。

(連絡先)

茨城労働局総合労働相談コーナー (P. 86)、弁護士会 (P. 69)

いばらき就職・生活総合支援センター (P. 86)

### ★労働争議の調整

弁護士、大学教授等の労働問題の専門家が、労働関係に関する紛争解決のためのあっせんなどを行います。

(連絡先)

茨城労働局総合労働相談コーナー(P. 86)、弁護士会 (P69)  
茨城県労働委員会 029-301-5563

### 働かなければならないが、就職先が見つからない

#### ●就職や生活の安定に関する支援・相談

(連絡先)

いばらき就職・生活総合支援センター (P. 86)

#### ★母子父子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

(連絡先)

母子・父子福祉センター 029-221-8497

#### ★母子父子自立支援プログラム策定等事業

福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

(連絡先)

各県民センター(P. 113) 茨城県福祉相談センター (P. 91)

### 資格を取得し、スキルアップを図りたい

#### ★高等職業訓練促進費

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師等の経済的に効果的な資格を取得するため、2年以上養成機関で修業する場合に、毎月一定額を支給するとともに、修了後に修了支援給付金を支給します。

(連絡先)

各県民センター (P. 113) 茨城県福祉相談センター (P. 91)

#### ★自立支援教育訓練給付金

実施主体である地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

(連絡先)

各県民センター (P113) 茨城県福祉相談センター (P. 91)

### 働きたいが、子どもの世話がある

→P. 105 参照

## (2) 不本意な転居など住居の問題

### 一時的に自宅に住めなくなってしまった、緊急に転居する必要がある

#### ★被害直後における一時避難場所の確保

自宅が犯罪の現場や自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などには、一時的に避難するための宿泊場所の費用等を公費で負担します。

(連絡先)

警察署 (P. 114)

★県営住宅への一時入居

犯罪行為により従前の住宅に住めなくなった場合で、緊急に県営住宅に入居する必要がある方は、提供可能住宅があるときに限り、原則として1年を超えない期間で、県営住宅を使用できます。

(連絡先)

茨城県 (P. 38～39)

転居する必要があるが、経済的に苦しい

★県営住宅への優先入居

犯罪行為により、従前の住宅に住めなくなった方が、県営住宅の入居募集に応募した場合に、当選率を優遇します。

(連絡先)

茨城県 (P. 38～39)

(3) 経済的な困窮 (問題)

被害に遭ったことに対して金銭的援助を受けたい

★犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族又は重傷病を負った被害者や障害が残った被害者に対し、精神的被害、医療費や休業等による経済的負担の軽減を図るために、給付金を支給します。(全額又は一部支給されない場合があります。)

(連絡先)

警察署、警察本部警務課犯罪被害者支援室 (P. 114)

★国外犯罪被害弔慰金等支給制度

日本国外において行われた故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対して「国外犯罪被害弔慰金」を、障害が残った日本国民に対して「国外犯罪被害障害見舞金」を支給する制度です。(支給には一定の要件があります。)

(連絡先)

警察署、警察本部警務課犯罪被害者支援室 (P. 114)

★労災保険給付

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等について、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行います。

(連絡先)

労働基準監督署 (P. 118)

★災害共済給付

小学校・中学校等の義務教育諸学校の管理下における児童または生徒の災害につき、センターと学校の設置者との契約により、医療費、見舞金を支給します。

(連絡先)

独立行政法人日本スポーツ振興センター

ホームページ:<http://www.naash.go.jp/index.html>

医療費の負担を軽くしたい

●高額療養費制度

公的医療保険を利用しており、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払戻しをします。

(連絡先)

事業主、全国健康保険協会茨城支部、健康保険組合（組合健保）、市町村（国民健康保険）（P.113）、茨城県後期高齢者医療広域連合（P.113）、かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

★高額療養費の貸付（立替）制度

当座の医療費の支払いに困る場合、高額療養費の貸付（立替）を行います。

(連絡先)

事業主、全国健康保険協会、健康保険組合（組合健保）、市町村（国民健康保険）（P.113）、各種共済保険（共済組合）、かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカー

★医療費控除

年間の医療費が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税・住民税が軽減されます。

(連絡先)

税務署（P.117）

★自立支援医療費支給制度

精神通院医療、育成医療（身体上の障害・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童）、更生医療（身体障害者手帳を持っており障害を回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方）にかかる費用の自己負担額上限が原則として1割になります。

(連絡先)

市町村（P.42）、保健所（P.117）

★小児医療費助成

小児が、医療保険による診療を受けた場合、その一部負担金額を公費で助成します。

(連絡先)

市町村（P.42）

★ひとり親家庭等医療費助成

母子・父子家庭等の「ひとり親家庭」の児童や児童を養育している方が、医療保険による診療を受けた場合、その一部負担金額を公費で助成します。

(連絡先)

市町村（P.43）

生活資金に困っている

★生活福祉資金貸付制度

経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、低所得世帯、障害者世帯、又は高齢者世帯に対し、資金の貸付を行っています。

(連絡先)

社会福祉協議会（P.82）

★児童扶養手当

父母が離婚した児童（18歳の年度末までにある者又は中度以上の障害がある20歳未満の者）などを監護する母、または監護し生計を同じくする父、もしくは父母にかわってその児童を養育する人に対して、児童の心身の健やかな成長のために支給される手当です。

(連絡先)

市町村（P.44）

★母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭の母や父子家庭の父その扶養している児童などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の修学に必要な資金な



どの貸付けを行います。

(連絡先)

市町村 (P. 43)

★寡婦（寡夫）控除

配偶者と死別又は離婚をした後、婚姻をしていないか、配偶者の生死が不明な方で、生計を同じにする子などがおり、合計所得額が一定額以下の方に、一定額の所得税・住民税が控除されます。

(連絡先)

税務署 (P. 117)

子育てに係る費用の負担を軽くしたい

★要保護及び準要保護児童生徒援助費

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等を就学援助費として支給します。

(連絡先)

市町村 (P. 44)

★私立幼稚園就園奨励費補助

私立幼稚園（子ども・子育て支援制度に移行した幼稚園を除く）に就園している幼児（3～5歳児）を持つ世帯の経済的な負担を軽減するため、入園料や保育料の一部を補助します。

(連絡先)

市町村 (P. 44)

(4) 子育てに伴う問題（経済的支援以外）

子育てについて悩んでいる、サポートを受けたい

●子育てに関する相談

犯罪被害を直接体験したり、間接的な影響を受けたことで様々な養育上の問題が生じている場合、子どもの相談に乗ったり、専門の機関・団体を紹介したりします。

(連絡先)

市町村 (P. 113)、児童相談所 (P. 90)、児童家庭支援センター (P. 91)

★子育てのサポート

保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり、保育施設までの送迎等で困った時にサポートを利用できます。

(連絡先)

ファミリー・サポート・センター (P. 92)

子どもを預けたい

★一時保育

様々な事情により子どもを育てることができない場合、生活時間帯に応じて子どもを預けることができます。

(連絡先)

市町村 (P. 113)

★トワイライトステイ、ショートステイなど

保護者の帰宅が遅くなるなど夕方以降の時間帯に子どもを養護したり、様々な事情により、家庭での養育が困難となった場合、一時的に子どもを預かります。

また、養育困難が長期にわたる場合など、乳児院等への入所について、児童相談所に相談すること

もできます。

(連絡先)

市町村 (P. 45)、児童相談所 (P. 90)

#### (5) 福祉全般

どのような福祉の制度があるのか知りたい、手続を教えて欲しい

##### ●福祉に関する相談

生活に困っている方、児童、高齢者、身体・知的・精神障害者等いろいろな問題を持っている方々の福祉の相談に応じます。

(連絡先)

市町村 (福祉事務所) (P. 113/P. 79)、地域包括支援センター (P. 83)、社会福祉協議会 (P. 82)

#### (6) 報道に関すること

マスコミにどう対応していいかわからない

##### ●取材への対応

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について警察や弁護士等を通じて、要望を伝えることができます。

(連絡先)

警察署 (P. 114)、弁護士会 (P. 69)、法テラス (P. 55)

##### ★異議申立て

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構 (BPO)」(連絡先: TEL:03-5212-7333、FAX:03-5212-7330)に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス」(FAX:03-3291-1220)に異議申立てをすることができます。

(連絡先)

弁護士会 (P. 69)、法テラス (P. 55)

### 4. 加害者に関すること

また被害に遭わないか不安を感じる

##### ★警察官による被害者訪問・連絡活動

要望により犯罪被害者等を訪問し、被害の回復や拡大防止等に関する情報の提供、防犯上の指導連絡、警察に対する要望等の聴取、被害者等からの相談への対応などを行います。

(連絡先)

警察署 (P. 114)

##### ★再被害防止のための警戒、情報提供等

同じ加害者からの再被害を未然に防止するため、犯罪被害者等との連絡を密にし、必要な助言を行うとともに、状況に応じて警戒やパトロール、緊急通報装置の貸し出しなどを行います。

(連絡先)

警察署 (P. 114)

##### ★再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

被害者等通知制度 (後述) とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を

通知します。

(連絡先)

検察庁 (P. 65) 警察署 (P114)

### 加害者がどうなったのか知りたい

#### ★被害者連絡制度

捜査員等が、捜査の状況や犯人に関する情報（逮捕、処分等）を捜査に支障のない範囲でお知らせします。

(連絡先)

警察署 (P. 114)、海上保安部署 (P. 52)

#### ★被害者等通知制度

刑事事件の処理結果や有罪判決確定後の加害者の処遇状況等をお知らせします。少年事件についても同様の制度があります。

(連絡先)

検察庁 (P. 65)、矯正管区 (P. 71)、少年鑑別所 (P. 72)、少年院 (P. 72)、保護観察所 (P. 75)

#### ●確定記録の閲覧

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書を閲覧することができます。

(連絡先)

検察庁 (P. 65)、弁護士会 (P. 69)、法テラス (P. 55)

#### ★不起訴記録の閲覧

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

(連絡先)

検察庁 (P. 66)、弁護士会 (P. 69)、法テラス (P. 55)、

#### ★公判記録（起訴された事件の同種余罪の被害を含む）の閲覧・コピー

→P. 111 参照

(連絡先)

地方裁判所・簡易裁判所 (P. 60)、検察庁 (P. 67)、弁護士会 (P. 69)、法テラス (P. 55)、

#### ★少年保護事件記録の閲覧・コピー、少年審判傍聴制度、審判状況の説明、審判結果の通知

→P. 110～111 参照

(連絡先)

家庭裁判所 (P. 63)、弁護士会 (P. 69)、法テラス (P. 55)

### 加害者の処分について意見を言いたい、被害に関する気持ちを伝えたい

#### ★意見陳述

→P. 111 参照

(連絡先)

検察庁 (P. 66)、(少年事件につき) 家庭裁判所 (P. 63)、弁護士会 (P. 69)、法テラス (P. 55)

#### ★刑事裁判への参加（被害者参加制度）

→P. 111 参照

(連絡先)

検察庁 (P. 66)、弁護士会 (P. 69)、法テラス (P. 55)

#### ●刑事施設に入所中の加害者との外部交通に関する相談

加害者である被収容者との面会や通信に関する相談に対して、その一般的な取扱についての説明を行います。

(連絡先)

矯正管区(P. 71)、刑事施設(P. 71)

★意見等聴取制度

加害者の仮釈放や少年院からの仮退院に関する意見や、被害に関する心情等を述べることができます。

(連絡先)

地方更生保護委員会(P. 73)、保護観察所(P. 75)

★心情等伝達制度

被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見等を聞き、保護観察中の加害者に伝えます。

(連絡先)

保護観察所(P. 74)

## 5. 捜査、裁判に伴う問題

### 法的なアドバイスが欲しい

●各種相談窓口

司法に関する様々な相談に応じます。

(連絡先)

法テラス(相談窓口や法制度を紹介するほか、資力などについて一定の要件に該当する方は、無料法律相談(予約制)を行っています。)(P. 55)、弁護士会(P. 69)、検察庁(P. 68)

★犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介

弁護士に相談したいが、知っている弁護士がいない、どこに頼んでよいかわからないという場合に、個々の状況に応じて、弁護士を紹介します。弁護士費用が心配な場合、経済状況等に応じて、民事法律扶助や日弁連委託援助の制度を利用できます。

(連絡先)

法テラス(P. 55)

### 警察署・検察庁・裁判所に赴く事に不安を感じる

★付添い

警察の事情聴取や届出、検察庁での事情聴取や相談、刑事裁判・少年審判の傍聴、証言や意見陳述の出廷の際に支援者が付き添います。

(連絡先)

(公社) いばらき被害者支援センター(P. 57)、検察庁(法廷のみ)(P. 65)、弁護士会(P. 69)、法テラス(P. 55)

### 事件に関する情報を知りたい

★被害者連絡制度

→P. 47 参照

(連絡先)

警察署(P. 114)

★被害者等通知制度

→P. 109 参照

(連絡先)

検察庁(P. 65)、矯正管区(P. 71)、少年鑑別所(P. 72)、少年院(P. 72)、保護観察所(P. 75)

★公判記録の閲覧・コピー（起訴された事件の同種余罪の被害を受けた場合を含む）・少年保護事件の記録の閲覧・コピー  
公判記録を閲覧したり、コピーをとったりすることができます。少年事件についても同様の制度があります。

（連絡先）

地方裁判所・簡易裁判所(P. 60)、検察庁 (P. 67)、(少年事件につき) 家庭裁判所(P. 63)、弁護士会 (P. 69)、法テラス(P. 55)

★少年審判傍聴制度

一定の重大事件については少年審判の傍聴ができます。

（連絡先）

家庭裁判所(P. 64)、法テラス(P. 55)

★審判状況の説明

少年事件の審判期日における審判の状況について、家庭裁判所から説明を受けることができます。

（連絡先）

家庭裁判所(P. 64)、法テラス(P. 55)

★審判結果の通知

少年に対する処分結果等の通知を受け取ることができます。

（連絡先）

家庭裁判所(P. 63)

### 刑事手続等に参加したい

★意見陳述

刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。少年事件についても、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。

（連絡先）

検察庁 (P. 66)、(少年事件につき) 家庭裁判所(P. 63)、弁護士会 (P. 69)、法テラス(P. 55)

★刑事裁判への参加（被害者参加制度）

公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。

（連絡先）

検察庁 (P. 66)、弁護士会 (P. 69)、法テラス(P. 55)

### 刑事手続に関して弁護士に援助してほしい

★日弁連委託援助業務としての犯罪被害者法律援助

日本弁護士連合会が法テラスに業務委託している犯罪被害者法律援助制度で、一定の犯罪被害者等を対象に、被害届の提出、告訴・告発、事情聴取同行、マスコミへの対応など、刑事手続、少年審判についての手続、行政手続に関する援助を行う弁護士費用を援助します。

（連絡先）

法テラス(P. 55)

★被害者参加弁護士の報酬等を国が負担する制度

資力等の一定の要件に該当する被害者参加人は、国費により、刑事裁判への参加に関する援助を行う弁護士（被害者参加弁護士）を選定することを、（法テラスを経由し）裁判所に対して請求することができます。

（連絡先）

法テラス(P. 55)

## 損害賠償請求等をしたい

### ●法律相談

民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が一部無料で法律相談を行います。

(連絡先)

弁護士会 (P. 69)、法テラス (P. 55)、市町村 (P. 113)

### ★民事法律扶助

損害賠償請求をしたいが、弁護士に相談したり、委託する費用がないという場合に、無料で相談を行い、民事裁判や示談交渉等における弁護士費用の立替を行います。保護命令の申立てについても対象となります。

(連絡先)

法テラス (P. 55)

### ★損害賠償命令制度

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

(連絡先)

地方裁判所 (P. 61)、弁護士会 (P. 69)、法テラス (P. 55)、

### ★被害回復給付金支給制度

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産（犯罪被害財産）を犯人からはく奪した場合には、それを金銭化して、当該事件の被害者等に対し被害回復給付金として支給します。

(連絡先)

検察庁 (P. 67)

<参考資料>

関係機関・団体一覧

○ 地方自治体

名称(犯罪被害者等支援担当課)	郵便番号	所在地	電話
茨城県生活文化課安全なまちづくり推進室	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-2842
県北県民センター	313-0013	常陸太田市山下町4119 茨城県常陸太田合同庁舎内	0294-80-3322
鹿行県民センター	311-1593	鉾田市鉾田1367-3 茨城県鉾田合同庁舎内	0291-33-4110
県南県民センター	300-0051	土浦市真鍋5-17-26 茨城県土浦合同庁舎内	029-822-7010
県西県民センター	308-8510	筑西市二木成615 茨城県筑西合同庁舎内	0296-24-9061
水戸市(防災危機管理課)	310-8610	水戸市中央1丁目4番1号	029-224-1111
日立市(生活安全課)	317-8601	日立市助川町1-1-1	0294-22-3111
土浦市(生活安全課)	300-8686	土浦市大和町9番1号	029-826-1111
古河市(防災交通課)	306-0291	古河市下大野2 2 4 8	0280-92-3111
石岡市(まちづくり協働課)	315-8640	石岡市石岡一丁目1番地1	299-23-1111
結城市(防災安全課)	307-8501	結城市大字結城1447	0296-32-1111
龍ヶ崎市(交通防犯課)	301-8611	龍ヶ崎市3 7 1 0 番地	0297-64-1111
下妻市(消防交通課)	304-8501	下妻市本城町2丁目22番地	0296-43-2111
常総市(生活環境課)	303-8501	常総市水海道諏訪町3222-3	0297-23-2111
常陸太田市(市民協働推進課)	313-8611	常陸太田市金井町3690番地	0294-72-3111
高萩市(総務課)	318-8511	高萩市本町1-100-1【一時移転先】高萩市春日町3-10-16	0293-23-2111
北茨城市(総務課)	319-1592	北茨城市磯原町磯原1630	0293-43-1111
笠間市(市民活動課)	309-1792	笠間市中央三丁目2番1号	0296-77-1101
取手市(社会福祉課)	302-8585	取手市寺田5 1 3 9	0297-74-2141
牛久市(総務課)	300-1292	牛久市中央3-1 5-1	029-873-2111
つくば市(防犯交通安全課)	305-8555	つくば市研究学園一丁目1番地1	029-883-1111
ひたちなか市(市民活動課)	312-8501	ひたちなか市東石川2丁目10番1号	273-0111
鹿嶋市(交通防災課)	314-8655	鹿嶋市平井1187-1	0299-82-2911
潮来市(総務課)	311-2493	潮来市辻6 2 6 番地	0299-63-1111
守谷市(社会福祉課)	302-0198	守谷市大柏950-1	0297-45-1111
常陸大宮市(安全なまちづくり推進課)	319-2292	常陸大宮市中富町3135-6	0295-52-1111
那珂市(防災課)	311-0192	那珂市福田1819-5	029-298-1111
筑西市(市民安全課)	308-8616	筑西市丙360番地	0296-24-2111
坂東市(交通防災課)	306-0692	坂東市岩井4365番地	0297-35-2121
稲敷市(総務課)	300-0595	稲敷市犬塚1570番地1	029-892-2000
かすみがうら市(総務課)	315-8512	茨城県かすみがうら市上土田461	0299-59-2111
桜川市(生活環境課)	309-1292	桜川市岩瀬6 4 番地 2	0296-75-3111
神栖市(防災安全課)	314-0192	神栖市溝口4991番地5	029-990-1111
行方市(総務課)	311-3892	行方市麻生1561番地9	0299-72-0811
鉾田市(総務課)	311-1592	鉾田市鉾田1444-1	0291-33-2111
つくばみらい市(安心安全課)	300-2395	つくばみらい市福田195	0297-58-2111
小美玉市(防災管理課)	319-0192	小美玉市堅倉835番地	0299-48-1111
茨城町(秘書広聴課)	311-3192	東茨城郡茨城町小堤1080	029-292-1111
大洗町(生活環境課)	311-1392	東茨城郡大洗町磯浜町6881-275	029-267-5111
城里町(福祉こども課)	311-4391	東茨城郡大字石塚 1 4 2 8 - 2 5	029-288-3111
東海村(防災原子力安全課)	319-1192	東海村東海三丁目7番1号	029-282-1711
大子町(生活環境課)	319-3526	久慈郡大子町大字大子8 6 6	0295-72-1111
美浦村(総務課)	300-0492	稲敷郡美浦村大字受領1515番地	029-885-0340
阿見町(交通防災課)	300-0392	阿見町中央1-1-1	029-888-1111
河内町(総務課)	300-1392	稲敷郡河内町源清田1183	0297-84-2111
八千代町(消防交通課)	300-3592	結城郡八千代町菅谷1170	0296-48-1111
五霞町(生活安全課)	306-0392	猿島郡五霞町小福田1162-1	0280-84-1111
境町(防災安全課)	306-0495	猿島郡境町391-1	0280-81-1300
利根町(福祉課)	300-1696	北相馬郡利根町布川841-1	0297-68-2212
茨城県後期高齢者医療広域連合	311-4141	水戸市赤塚1-1 ミオス1階	029-309-1211

○ 警察署

名称	郵便番号	所在地	電話
茨城県警察本部警務課犯罪被害者支援室	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-0110
水戸警察署	310-8551	水戸市三の丸1-5-21	029-233-0110
笠間警察署	309-1614	笠間市寺崎79-1	0296-73-0110
ひたちなか警察署	312-0052	ひたちなか市東石川897-2	029-272-0110
那珂警察署	311-0106	那珂市杉384-2	029-352-0110
大宮警察署	319-2144	常陸大宮市泉445-6	0295-52-0110
太田警察署	313-0014	常陸太田市木崎二町1727-7	0294-73-0110
大子警察署	319-3551	久慈郡大子町池田2721	0295-72-0110
日立警察署	317-0054	日立市本宮町4-17-1	0294-22-0110
高萩警察署	318-0002	高萩市高戸315-10	0293-24-0110
鉾田警察署	311-1517	鉾田市鉾田2336-8	0291-34-0110
鹿嶋警察署	314-0031	鹿嶋市宮中1959-1	0299-82-0110
神栖警察署	314-0127	神栖市木崎1203-15	0299-90-0110
行方警察署	311-3832	行方市麻生1723	0299-72-0110
竜ヶ崎警察署	301-0822	龍ヶ崎市2505-2	0297-62-0110
牛久警察署	300-1203	牛久市下根町491-1	029-871-0110
稲敷警察署	300-0511	稲敷市高田3405-1	029-893-0110
土浦警察署	300-0041	土浦市立田町1-20	029-821-0110
石岡警察署	315-0037	石岡市東石岡1-7-2	0299-28-0110
つくば中央警察署	305-0032	つくば市竹園1-1	029-851-0110
つくば北警察署	300-4231	つくば市北条5262-3	029-867-1191
筑西警察署	308-0803	筑西市直井938	0296-24-0110
下妻警察署	304-0061	下妻市下妻丙733-1	0296-43-0110
桜川警察署	300-4423	桜川市真壁町塙世188-1	0296-55-0110
結城警察署	307-0007	結城市小田林1317-1	0296-33-0110
常総警察署	303-0033	常総市水海道高野町554-2	0297-22-0110
古河警察署	306-0012	古河市旭町1-1-23	0280-30-0110
境警察署	306-0404	猿島郡境町長井戸51-27	0280-86-0110
取手警察署	302-0017	取手市桑原955-1	0297-77-0110

○ 地方・簡易裁判所

名称	郵便番号	所在地	電話
水戸地方裁判所 水戸簡易裁判所	310-0062	水戸市大町1-1-38	029-224-8408
笠間簡易裁判所	309-1611	笠間市笠間1753	0296-72-0259
常陸太田簡易裁判所	313-0014	常陸太田市木崎二町2019	0294-72-0065
水戸地方裁判所日立支部 日立簡易裁判所	317-0073	日立市幸町2-10-12	0294-21-4441
水戸地方裁判所土浦支部 土浦簡易裁判所	300-8567	土浦市中央1-13-12	029-821-4359
石岡簡易裁判所	315-0013	石岡市府中1-6-3	0299-22-2374
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部 龍ヶ崎簡易裁判所	301-0824	龍ヶ崎市4918	0297-62-0100
取手簡易裁判所	302-0004	取手市取手3-2-20	0297-72-0156
水戸地方裁判所麻生支部 麻生簡易裁判所	311-3832	行方市麻生143	0299-72-0091
水戸地方裁判所下妻支部 下妻簡易裁判所	304-0067	下妻市下妻乙99	0296-43-6781
下館簡易裁判所	308-0041	筑西市乙237-6	0296-22-4089
古河簡易裁判所	306-0011	古河市東3-4-20	0280-32-0291

○ 家庭裁判所

名称	郵便番号	所在地	電話
水戸家庭裁判所	310-0062	水戸市大町1-1-38	029-224-8513
水戸家庭裁判所土浦支部	300-8567	土浦市中央1-13-12	029-821-4359
水戸家庭裁判所下妻支部	304-0067	下妻市下妻乙99	0296-43-6972



○ 検察庁

名称	郵便番号	所在地	電話
水戸地方検察庁	310-8540	水戸市北見町1-1 水戸地方法務合同庁舎内	029-221-2196
水戸区検察庁			
石岡区検察庁			
笠間区検察庁			
常陸太田区検察庁	300-0043	土浦市中央2-16-7	029-822-0040
水戸地方検察庁土浦支部			
土浦区検察庁			
取手区検察庁	304-0067	下妻市下妻乙124-2 下妻法務合同庁舎内	0296-44-2448
水戸地方検察庁下妻支部			
下妻区検察庁			
下館区検察庁	317-0072	日立市弁天町2-13-15 日立法務総合庁舎内	0294-21-2088
古河区検察庁			
水戸地方検察庁日立支部	301-0824	龍ヶ崎市下町4918	0297-62-0720
日立区検察庁			
水戸地方検察庁龍ヶ崎支部	311-3832	行方市麻生143	0299-72-0114
龍ヶ崎区検察庁			
水戸地方検察庁麻生支部			
麻生区検察庁			

○ 福祉事務所

名称	郵便番号	所在地	電話
水戸市福祉事務所	310-8610	水戸市三の丸1-5-48 水戸市役所臨時庁舎内	029-224-1111
日立市福祉事務所	317-8601	日立市助川町1-1-1 日立市役所内	0294-22-3111
土浦市福祉事務所	300-8686	土浦市大和田町9-1 土浦市役所内	029-826-1111
結城市福祉事務所	307-8501	結城市大字結城1447 結城市役所内	0296-32-1111
龍ヶ崎市福祉事務所	301-8611	龍ヶ崎市3710 龍ヶ崎市役所内	0297-64-1111
下妻市福祉事務所	304-8501	下妻市本城町2-22 下妻市役所内	0296-43-2111
常総市福祉事務所	303-8501	常総市水海道諏訪町3222-3	0297-23-2111
常陸太田市福祉事務所	313-8611	常陸太田市金井町3690 常陸太田市役所内	0294-72-3111
高萩市福祉事務所	318-8511	高萩市本町1-100-1 高萩市役所内	0293-23-2111
北茨城市福祉事務所	319-1592	北茨城市磯原町磯原1630 北茨城市役所内	0293-43-1111
取手市福祉事務所	302-8585	取手市寺田5139 取手市役所内	0297-74-2141
牛久市福祉事務所	300-1292	牛久市中央3-15-1 牛久市役所内	029-873-2111
つくば市福祉事務所	305-8555	つくば市研究学園1-1-1 つくば市役所内	029-883-1111
ひたちなか市福祉事務所	312-8501	ひたちなか市東石川2-10-1 ひたちなか市役所内	029-273-0111
鹿嶋市福祉事務所	314-8655	鹿嶋市平井1187-1 鹿嶋市役所内	0299-82-2911
潮来市福祉事務所	311-2493	潮来市辻626 潮来市役所内	0299-63-1111
守谷市福祉事務所	302-0198	守谷市大柏950-1 守谷市役所内	0297-45-1111
常陸大宮市福祉事務所	319-2292	常陸大宮市中富町3135-6 常陸大宮市役所内	0295-52-1111
那珂市福祉事務所	311-0192	那珂市福田1819-5	029-298-1111
坂東市福祉事務所	306-0692	坂東市岩井4365 坂東市役所内	0280-88-0111
稲敷市福祉事務所	300-0595	稲敷市大塚1570-1 稲敷市役所内	029-892-2000
筑西市福祉事務所	308-8616	筑西市丙360 筑西市役所内	0296-24-2111
かすみがうら市福祉事務所	315-8512	かすみがうら市上土田461 かすみがうら市役所千代田庁舎内	0299-59-2111
神栖市福祉事務所	314-0121	神栖市溝口1746-1	0299-90-1111
行方市福祉事務所	311-3512	行方市玉造甲404 行方市役所玉造庁舎内	0299-55-0111
古河市福祉事務所	306-0221	古河市駒羽根1501 古河市総和福祉センター内	0280-92-4960
桜川市福祉事務所	309-1292	桜川市岩瀬64-2 桜川市役所岩瀬庁舎内	0296-75-3111
石岡市福祉事務所	315-8640	石岡市石岡1-1-1 石岡市役所内	0299-23-1111
鉾田市福祉事務所	311-1592	鉾田市鉾田1444-1	0291-33-2111
笠間市福祉事務所	309-1792	笠間市中央3-2-1 笠間市役所内	0296-77-1101
つくばみらい市福祉事務所	300-2345	つくばみらい市福田195 つくばみらい市役所伊奈庁舎内	0297-58-2111
小美玉市福祉事務所	311-3495	小美玉市上玉里1122 小美玉市役所玉里総合支所内	0299-48-0221

○ 社会福祉協議会

名称	郵便番号	所在地	電話
茨城県社会福祉協議会	310-8586	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2階	029-241-1133
水戸市社会福祉協議会	311-4141	水戸市赤塚1-1 水戸市福祉ボランティア会館（MIOS）内	029-309-5001
日立市社会福祉協議会	317-0076	日立市会瀬町4-9-13 福祉プラザ1階	0294-37-1122
土浦市社会福祉協議会	300-0036	土浦市大和町9-2 ウララ2ビル4階 土浦市総合福祉会館内	029-821-5995
古河市社会福祉協議会	306-0044	古河市新久保271-1 古河市古河福祉の森会館内	0280-48-0808
石岡市社会福祉協議会	315-0009	石岡市大砂10527-6 ふれあいの里石岡 ひまわりの館内	0299-22-2411
結城市社会福祉協議会	307-0001	結城市結城7473 結城市役所駅前分庁舎（しるくろど）内	0296-33-0225
龍ヶ崎市社会福祉協議会	301-0007	龍ヶ崎市馴柴町834-1 龍ヶ崎市地域福祉会館内	0297-62-5176
下妻市社会福祉協議会	304-0064	下妻市本城町3-13	0296-44-0142
常総市社会福祉協議会	303-0034	常総市水海道天満町2472 市民・福祉センター（ふれあい館）内	0297-23-2233
常陸太田市社会福祉協議会	313-0041	常陸太田市稲木町33 常陸太田市総合福祉会館内	0294-73-1717
高萩市社会福祉協議会	318-0031	高萩市春日町3-10 高萩市総合福祉センター（秋っこ・はまなす）内	0293-23-8341
北茨城市社会福祉協議会	319-1542	北茨城市磯原町本町2-4-16 北茨城市地域福祉交流センター内	0293-42-0782
笠間市社会福祉協議会	309-1704	笠間市美原3-2-11 笠間市友部社会福祉会館内	0296-77-0730
取手市社会福祉協議会	302-0021	取手市寺田5144-3 取手市福祉交流センター内	0297-72-0603
牛久市社会福祉協議会	300-1292	牛久市中央3-15-1 牛久市役所分庁舎1階	029-871-1295
つくば市社会福祉協議会	300-3257	つくば市筑穂1-10-4 つくば市役所大穂庁舎内	029-879-5500
ひたちなか市社会福祉協議会	312-0041	ひたちなか市西大島3-16-1 ひたちなか市総合福祉センター内	029-274-3241
鹿嶋市社会福祉協議会	314-0012	鹿嶋市平井1350-45 鹿嶋市老人福祉センター内	0299-82-2621
潮来市社会福祉協議会	311-2421	潮来市辻765 潮来市保健センター内	0299-63-1296
守谷市社会福祉協議会	302-0116	守谷市大柏954-3 いきいきプラザ（げんき館）内	0297-45-0088
常陸大宮市社会福祉協議会	319-2254	常陸大宮市北町388-2 常陸大宮市総合保健福祉センター（かがやき）内	0295-53-1125
那珂市社会福祉協議会	311-0105	那珂市菅谷3198 那珂市総合保健福祉センター（ひだまり）内	029-298-8881
筑西市社会福祉協議会	308-0806	筑西市小林355 筑西市総合福祉センター内	0296-22-5191
坂東市社会福祉協議会	306-0632	坂東市辺田48 坂東市岩井福祉センター（夢積館）内	0297-35-4811
稲敷市社会福祉協議会	300-0504	稲敷市江戸崎甲1992 稲敷市江戸崎福祉センター内	029-892-5711
かすみがうら市社会福祉協議会	300-0134	かすみがうら市深谷3719-1 総合コミュニティセンター（あじさい館）内	029-898-2527
桜川市社会福祉協議会	309-1223	桜川市鉄田612 岩瀬福祉センター内	0296-76-1357
神栖市社会福祉協議会	314-0121	神栖市溝口1746-1 神栖市保健・福祉会館内	0299-93-0294
行方市社会福祉協議会	311-3512	行方市玉造甲403 玉造福祉センター内	0299-36-2020
鉾田市社会福祉協議会	311-1528	鉾田市当間228 老人福祉センター内	0291-32-5831
つくばみらい市社会福祉協議会	300-2312	つくばみらい市神生530 総合福祉施設（きらくやまふれあいの丘）内	0297-57-0123
小美玉市社会福祉協議会	311-3436	小美玉市上玉里1122 小美玉市玉里保健福祉センター内	0299-37-1551
茨城町社会福祉協議会	311-3131	茨城町小堤1037-1 茨城町総合福祉センター（ゆうゆう館）内	029-292-7141
大洗町社会福祉協議会	311-1305	大洗町港中央26-1 健康福祉センター（ゆっくら健康館）内	029-266-3021
城里町社会福祉協議会	311-4303	城里町石塚1428-1 城里町常北保健福祉センター内	029-288-7013
東海村社会福祉協議会	319-1112	東海村村松2005 東海村総合福祉センター（絆）内	029-282-2804
大子町社会福祉協議会	319-3526	大子町大子722-1 大子町文化福祉会館（まいん）内	0295-72-2005
美浦村社会福祉協議会	300-0424	美浦村受領1546-1 美浦村デイサービスセンター内	029-885-0038
阿見町社会福祉協議会	300-0331	阿見町阿見4671-1 阿見町総合保健福祉会館（さわやかセンター）内	029-887-0084
河内町社会福祉協議会	300-1331	河内町生板9593-1 河内町福祉センター内	0297-84-2830
八千代町社会福祉協議会	300-3572	八千代町菅谷1033 八千代町保健センター内	0296-49-3949
五霞町社会福祉協議会	306-0303	五霞町江川3201 五霞町福祉センター（ひばりの里）内	0280-84-0765
境町社会福祉協議会	306-0404	境町長井戸1681-1 境町社会福祉会館内	0280-87-2525
利根町社会福祉協議会	300-1632	利根町布川2968 利根町民すこやか交流センター内	0297-68-7771

○ 児童相談所

名称	郵便番号	所在地	電話
福祉相談センター（中央児童相談所）	310-0011	水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎内	029-221-4992
福祉相談センター日立児童分室	317-0072	日立市弁天町3-4-7	0294-22-0294
福祉相談センター鹿行児童分室	311-1593	鉾田市鉾田1367-3 茨城県鉾田合同庁舎内	0291-33-4119
土浦児童相談所	300-0812	土浦市下高津3145	029-821-4595
筑西児童相談所	308-0847	筑西市玉戸1336-16	0296-24-1614

○ 保健所

名称	郵便番号	所在地	電話
水戸保健所	310-0852	水戸市笠原町993-2	029-241-0100
ひたちなか保健所	312-0005	ひたちなか市新光町95	029-265-5515
常陸大宮保健所	319-2251	常陸大宮市姥賀町2978-1	0295-52-1157
日立保健所	317-0065	日立市助川町2-6-15	0294-22-4188
鉾田保健所	311-1517	鉾田市鉾田1367-3	0291-33-2158
潮来保健所	311-2422	潮来市大洲1446-1	0299-66-2114
竜ヶ崎保健所	301-0822	龍ヶ崎市2983-1	0297-62-2161
土浦保健所	300-0812	土浦市下高津2-7-46	029-821-5342
つくば保健所	305-0035	つくば市松代4-27	029-851-9287
筑西保健所	308-0021	筑西市甲114	0296-24-3911
常総保健所	303-0005	常総市水海道森下町4474	0297-22-1351
古河保健所	306-0005	古河市北町6-22	0280-32-3021

○ 消費生活センター

名称	郵便番号	所在地	電話
茨城県消費生活センター	310-0802	水戸市柵町1-3-1 茨城県水戸合同庁舎内	029-225-6445
消費者ホットライン		市町村の消費生活相談窓口、県消費生活センター又は国民生活センター	188

○ 交通事故相談所

名称	郵便番号	所在地	電話
中央交通事故相談所	310-0802	水戸市柵町1-3-1 茨城県水戸合同庁舎内	029-233-5621
鹿行地方交通事故相談所	311-1593	鉾田市鉾田1367-3 茨城県鉾田合同庁舎内	0291-33-6222
県南地方交通事故相談所	300-0051	土浦市真鍋5-17-26 茨城県土浦合同庁舎内	029-823-1123
県西地方交通事故相談所	308-8510	筑西市二木成615 茨城県筑西合同庁舎内	0296-24-9112

○ 年金事務所

名称	郵便番号	所在地	電話
水戸北年金事務所	310-0062	水戸市大町2-3-32	029-231-2283
水戸南年金事務所	310-0817	水戸市柳町2-5-17	029-227-3278
土浦年金事務所	300-0812	土浦市下高津2-7-29	029-825-1170
下館年金事務所	308-8520	筑西市菅谷1720	0296-25-0829
日立年金事務所	317-0073	日立市幸町2-10-22	0294-24-2194
街角の年金相談センター水戸	310-0021	水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル1階	029-231-6541
街角の年金相談センター土浦	300-0037	土浦市桜町1-16-12 リーガル土浦ビル3階	029-825-2300

○ 税務署

名称	郵便番号	所在地	電話
水戸税務署	310-8666	水戸市北見町1-17	029-231-4211
太田税務署	313-8686	常陸太田市金井町3662	0294-72-2171
日立税務署	317-8602	日立市若葉町2-1-8	0294-21-6346
潮来税務署	311-2492	潮来市小泉南1358	0299-66-6931
竜ヶ崎税務署	301-8601	龍ヶ崎市川原代町1182-5	0297-66-1303
土浦税務署	300-8601	土浦市城北町4-15	029-822-1100
下館税務署	308-8608	筑西市丙116-16 筑西しもだて合同庁舎内	0296-24-2121
古河税務署	306-8686	古河市北町5-2	0280-32-4161

○ 県税事務所

名称	郵便番号	所在地	電話
水戸県税事務所	310-0802	水戸市柵町1-3-1 茨城県水戸合同庁舎内	029-221-6605
水戸県税事務所自動車税分室	310-0844	水戸市住吉町292-10 茨城運輸支局敷地内	029-247-1297
常陸太田県税事務所	313-8666	常陸太田市山下町4119 茨城県常陸太田合同庁舎内	0294-80-3314
常陸太田県税事務所高萩支所	318-0031	高萩市春日町3-1 茨城県高萩合同庁舎内	0293-22-2019
行方県税事務所	311-3893	行方市麻生1700-6 茨城県行方合同庁舎内	0299-72-0482
土浦県税事務所	300-0051	土浦市真鍋5-17-26 茨城県土浦合同庁舎内	029-822-7205
土浦県税事務所自動車税分室	300-0847	土浦市卸町2-1-5 茨城運輸支局敷地内	029-842-7812
土浦県税事務所稲敷支所	300-0593	稲敷市江戸崎甲541 茨城県稲敷合同庁舎内	029-892-6111
筑西県税事務所	308-8511	筑西市二木成615 茨城県筑西合同庁舎内	0296-24-9190
筑西県税事務所境支所	306-0404	猿島郡境町長井戸320 茨城県境合同庁舎内	0280-87-1120

○ 労働基準監督署・ハローワーク

名称	郵便番号	所在地	電話
茨城労働局	310-0015	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎内	029-224-6211
水戸労働基準監督署	310-0015	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎内3階	029-226-2237
日立労働基準監督署	317-0073	日立市幸町2-9-4	0294-22-5187
土浦労働基準監督署	300-0043	土浦市中央2-14-11	029-821-5127
筑西労働基準監督署	308-0825	筑西市下中山581-2	0296-22-4564
古河労働基準監督署	306-0011	古河市東3-7-32	0280-32-3232
常総労働基準監督署	303-0022	常総市水海道淵頭町3114-4	0297-22-0264
龍ヶ崎労働基準監督署	301-0005	龍ヶ崎市川原代町4-6336-1	0297-62-3331
鹿嶋労働基準監督署	314-0031	鹿嶋市宮中1995-1 鹿島労働総合庁舎内	0299-83-8461
ハローワーク水戸	310-8509	水戸市水府町1573-1	029-231-6221
ハローワーク笠間	309-1613	笠間市石井2026-1	0296-72-0252
ハローワーク日立	317-0063	日立市若葉町2-6-2	0294-21-6441
ハローワーク筑西	308-0821	筑西市成田628-1	0296-22-2188
ハローワーク下妻	304-0041	下妻市古沢34-1	0296-43-3737
ハローワーク土浦	300-0051	土浦市真鍋1-18-19	029-822-5124
ハローワーク古河	306-0011	古河市東3-7-23	0280-32-0461
ハローワーク常総	303-0034	常総市水海道天満町4798	0297-22-8609
ハローワーク石岡	315-0037	石岡市東石岡5-7-40	0299-26-8141
ハローワーク常陸大宮	319-2255	常陸大宮市野中町3083-1	0295-52-3185
ハローワーク龍ヶ崎	301-0041	龍ヶ崎市若柴町1229-1	0297-60-2727
ハローワーク高萩	318-0033	高萩市本町4-8-5	0293-22-2549
ハローワーク常陸鹿嶋	314-0031	鹿嶋市宮中1995-1 鹿島労働総合庁舎内	0299-83-2318

○ 民間支援団体

名称	郵便番号	所在地	電話
公益社団法人いばらき被害者支援センター	310-0911	水戸市見和1-411-16	029-232-2738
性暴力被害者サポートネットワーク茨城	310-0911	水戸市見和1-411-16	029-232-2738
茨城いのちの電話		電話 つくば：029-855-1000 水戸：029-255-1000	

○ 弁護士会

名称	郵便番号	所在地	電話
茨城県弁護士会	310-0062	水戸市大町2-2-75	029-221-3501

○ 法テラス

名称	郵便番号	所在地	電話
日本司法支援センター茨城地方事務所	310-0062	水戸市大町3-4-36 大町ビル3階	050-3383-5390